DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

入札）

一、昭和二十三年七月三日　四國土建側の不誠意（見積落ちにつき四十万圓の增額稅金を含めてない等）により契約違反と認め解約白紙還元、再入札と決定した。

一、昭和二十三年七月三十日　附屬側が責任をもつて換地の地ならしをすること（附屬側より元表誠館跡を附屬中學の敷地とし天神の跡を教育會館に換地申し入れがあり双方にて了解し契約をした）

一、昭和二十三年八月一日　建築許可申請のため上京その他手續開始

一、昭和二十三年十一月二十六日　植村組が三八一万七〇〇〇圓で請負つた（竹中、大林、清水、植村の四業者に指名入札）

一、昭和二十三年十二月七日　地鎭祭

一、昭和二十四年一月二十七日　上棟式

一、〃　四月一日　香敎組本部移轉

一、〃　四月二十日　中央委員會のため講堂使用

一、昭和二十四年五月十日　落成見込

(二)會館建設工事が遲遠した理由

一、建築許可がひまどつた。

一、附屬中學用地と元表誠館との土地交換問題が起つた。

一、建設用地内に四國土建の事務所があつた。

一、四國土建に誠意なく再入札した。

一、設計當時と客觀狀勢が變り工事途中で困難をきたした。

一、敎育會館建設費

一、工事費		三九六五、三五五
1、請負契約高		三八一七、〇〇〇
2、設計變更による增額		一四八、三五五
二、契約外工事費		五五八、二五〇
1、水道關係工事費		三二、〇五〇
2、電氣外線並にトランス		二六、二〇〇
3、硝子入（三二七八坪）		五〇〇、〇〇〇
三、工事關係諸費		二〇一、六二〇
1、設計料		七〇、〇〇〇
2、監督謝禮		二〇、〇〇〇
3、地鎭祭諸費		八、五一〇
4、上棟式費		三、一一〇
5、落成式諸費		一〇〇、〇〇〇
四、事務費		六〇、〇〇〇
1、上京委員行動費		六〇、〇〇〇
2、對策委員會費		〇
五、最低施設費		四五五、七九〇
1、講堂ござ一〇五疊		四二、六六〇
2、演臺机、椅子		八、一三〇
3、會議用机椅子		五五、〇〇〇
4、ふとん枕		三五〇、〇〇〇
六、計		五二四一、〇一五
七、收入（二十二年度に組合員支出）		一七九〇、〇〇〇
八、不足		三四五一、〇一五
九、金策		
1、組合員一人三〇〇圓		約一八〇〇、〇〇〇
2、縣費補助？		（一〇〇〇、〇〇〇）
3、不足		七〇〇、〇〇〇

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

厚生部

勘定科目残高一覧表

昭和24.3.31.現在

勘定科目	残高金額	備考
厚生資金	935,050.00	6233人分と100圓
借入金	631,092.00	學童資金
買掛金	1,677,902.90	主として委託加工服地
現金並預金	827,649.79	
出資金	15,000.00	全國學講連出資金
假渡金	137,422.00	
商品	280,454.95	
備品	7,636.00	
大川支部掛金	0	支部帳簿と照合濟
木田〃〃	97,327.50	〃未濟
香川〃〃	0	〃濟
高松〃〃	0	〃濟
小豆〃〃	12,340.00	〃濟
綾歌〃〃	74,743.00	〃濟
坂出〃〃	44,368.50	〃濟
仲多度〃〃	36,959.00	〃濟
丸龜〃〃	13,000.00	〃濟
三豊〃〃	0	〃濟
委託〃〃	1,722,028.60	主として委託加工服地
小賣〃〃	98,369.00	
〃部會費	29,922.00	
事務費	143,723.00	
諸手當金	41,306.00	
利息	482.13	

昭和24.3.31現在

貸借對照表

借方	金額	貸方	金額
現金並預金	827,649.79	厚生資金	935,050.00
出資金	15,000.00	借入金	631,092.00
假渡金	137,422.00	買掛金	1,677,902.90
商品	280,454.95	當期純益金	123,253.44
備品	7,636.00		
賣掛金	2,099,135.60		
合計	3,367,298.34		3,367,298.34

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

物資部門
1、取扱品數　一六五種目
2、右總金額　八、九六二、七七二圓五〇錢
3、厚生資金總計　他に靴チケット六〇〇足

規約改正案

現行規約	要點	改正規約
第十三條　大會は最高の決議機關で毎年一回五月に開く。……	修正	毎年一回三月に開く ……
第十九條　中央執行委員會は中央執行委員で構成する常置の機關であつて。 ……	挿入	この會の議長は原則として中央執行委員長がなる ……
第二十五條　代議員は大會毎に各分會より一名選出される。……	挿入	三十名をこえる分會は更に一名を加える ……
第二十六條　中央委員は各支部より五名選出する。……	挿入	尙各專門部より一名の中央委員を選出することができる ……
第三十一條　中央執行委員は支部において選出され業務の執行に當る。……	修正	中央執行委員は大會において選出され ……
青年部婦人部學校種別專門部職能別專門部より中央執行委員を選出することが出來る。……		大會選出の中央執行委員を出せない支部及び專門部は中央執行委員を選出することができる
第三十三條　この組合を代表して日本教職員組合の役員となるものは大會で選出する	挿入	役員並に中央委員となる者は ……
第三十八條　この組合の會計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。	修正	十二月三十一日に終る …… 一月一日に始まり ……
第四十四條　この規約は昭和二十三年十二月十九日から實施する。		…… 昭和二十四年五月八日から實施する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

會　計　報　告　書

一、香川縣教育職員組合會計一覽表

（昭和24.4.30.現）

會計名	項目	收入	支出	殘金	備考
(一)、一般會計	一、23年度會計	1,152,062.36	1,084,947.10	67,115.26	未收入組合費があるため、未だしめきつていない
	二、24年度會計	14,204.00	224,689.66	赤字210,485.66	4月分組合費未納のため
(二)、特別會計	一、教育會館	2,946,832.00	3,216,369.04	赤字269,537.04	
	二、香川教育	134,119.33	129,515.00	4,604.33	
	三、勞働會館	67,960.00	50,000.00	17,960.00	
	四、鬪爭資金	510,480.00	468,940.00	41,540.00	
	五、繪具代	268,164.00	270,960.00	赤字 2,796.00	未收入金9,360.00
	六、能代大火見舞金	5,374.00		5,374.00	
	七、日教組組合費	542,604.46	4,950,860.00（11月分迄）	終了 47,518,46	1月26日、殘金を本部會計に繰入れ終了
	八、文化部關係	2,046,565.00	2,046,565.00	0	12月15日殘金0となり終了
	九、各種募金	320,459.55	308,000.00	終了 12,459.55	7,085.55は本部會計繰入5,374.00は能代大火見舞特別會計に繰入れる
	十、北陸震災義損金	408,246.37	407,305.27	終了 3,941.10	1月13日本部會計に繰り入れ終了
	十一、香川年鑑販賣	31.080·00	20,000.00	11,080.00	
	十二、同窓會名簿販賣	6,815.00		6,815.00	
	十三、學事錄販賣	43,405.31	40,195.00	3,210.31	
	十四、委員會法規約販賣				

赤字合計　482,818.70　　黑字合計　157,698.90　　赤字　325,119.80（全會計の殘金）

二、本部會計支出報告書

（23年12月—24年3月）　4月30日現在

款項目	當初豫算	12月支出	1月支出	2月支出	3月支出	累計		差引
一、派遣費	59,000	31,130	120,831	10,248	71,873	234,082	−	175,082
1. 日教組關係費	34,000	21,342	103,740	3,748	55,886	184,716	−	150,716
イ、中央執行委員	5,000	1,686	748	748	1,700	4,882	+	118
ロ、中央委員	4,000	0	4,000	0	22,784	26,784	−	22,784
ハ、代議員	5,000	0	69,000	3,000	20,000	92,000	−	87,000
ニ、專問委員	10,000	7,306	18,248	0	610	26,164	−	16,164
ホ、連絡員	10,000	12,350	11,744	0	10,792	34,886	−	24,886
2. 四協關係費	15,000	6,352	12,491	750	11,910	31,503	−	16,503
イ、四協委員	10,000	1,392	11,051	750	2,230	15,423	−	5,423
ロ、他教組連絡	5,000	4,960	1,440	0	9,680	16,080	−	11,080
3. 香教組關係費	10,000	3,436	4,600	5,750	4,077	17,863	−	7,863
イ、支部關係	5,000	836	600	150	20	1,606	+	3,394
ロ、友宜團體	5,000	2,600	4,000	5,600	4,057	16,257	−	11,257

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

款　項　目	當初豫算	12月支出	1月支出	2月支出	3月支出	累　計	差　引
二、執　行　費	213,000	96,845	54,304	20,055	33,872.50	210,076.50	+ 2,923,50
1. 會　議　費	110,000	43,816	29,248	13,300	25,989	112,353	− 2,353
イ、大　會　費	60,000	24,475	15,663	7,200	3,420	50,758	+ 9,242
ロ、中央委員	30,000	7,621	4,250	0	11,903	23,774	+ 6,226
ハ、中央執行委員	10,000	1,300	1,300	5,000	0	7,600	+ 2,400
ニ、專門委員	5,000	6,690	3,200	0	0	9,890	− 4,890
ホ、特別委員	5,000	3,730	4,835	1,100	10.666	20,331	− 15,331
2. 事　業　費	71,000	24,003	20,906	6,655	12,808.50	64,372.50	+ 6,627.50
イ、庶　務　部	14,000	6,875	5,475	2,296	4,752	19,398	− 5,398
ハ、文　化　部	25,000	5,640	1,250	4,324	6,331.50	17,555.50	+ 7,444.50
ニ、給　對　部	30,000	9,488	13,171	35	225	22,919	+ 7,081
ホ、厚　生　部	2,000	2,000	1,000	0	1,500	4,500	− 2,500
3. 特　別　費	32,000	29,026	4,150	100	75	33,351	− 1,351
イ、接　待　費	2,000	2,956	250	100	75	3,381	− 1,381
ロ、懇　談　會	10,000	8,300	3,900	0	0	12,200	− 2,200
ハ、送　迎　會	20,000	17,770	0	0	0	17,770	+ 2,230
三、運　營　費	319,000	97,978.60	37,335	90,978	139,050	365,341.60	− 46,341.60
1. 書記局費	50,000	38,478	10,825	35,887	94,679	179,869	− 129,869
イ、設　營　費	20,000	26,539	150	1,014	80,397	108,100	− 88,100
ロ、消　耗　費	10,000	3,053	5,982	23,874	2,268	35,177	− 25,177
ハ、其　の　他	2,000	80	0	0	12	92	+ 1,908
ニ、通　信　費	20,000	8,806	4,693	10,999	12,002	36,500	− 16,500
2. 人　件　費	269,000	59,500.60	26,510	55,091	44,371	185,472.60	+ 83,527.40
イ、通　勤　費	15,000	7,060	12,210	11,740	9,460	40,470	− 25,470
ロ、行　動　費	10,000	9,060.60	0	0	0	9,060.60	+ 939.40
ハ、事務員費	64,000	33,800	14,300	24,171	20,271	92,542	− 28,542
ニ、專　從　費	180,000	9,580	0	19,180	14,640	43,400	+ 136,600
四、日敎組組合費	253,500	0	52,000	52,000	61,000	165,000	+ 88,500
1. 組　合　費	156,000	0	52,000	52,000	52,000	156,000	0
2. 特別組合費	97,500	0	0	0	9,000	9,000	+ 88,500
五、豫　備　費	159,963.95	0	0	95,127	15,320	110,447	+ 49,516.95
合　計	1,004,463.95	225,953.60	264,470	268,408	326,115.50	1,084,947.10	− 80,483.15

備考 1. 日敎組中央委員會旅費は，日敎組より18,784圓の收入がある故實際赤字は4,000圓であり、是は中央委員會が2回あつた爲である。(1回の豫算)

2、日敎組代議員旅費は日敎組より40,540圓の收入がある故實際赤字は、46,460圓の赤字であり、是は傍聽者13人分の旅費である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和24年度豫算書

（昭和24年4月—昭和24年12月）

款　項　目	金　額	備　考
一、派　遣　費	614,000	
1、日敎組關係費	459,000	
イ　日敎組中央執行委員	14,000	1日50圓×270＝13,500圓
ロ　日敎組中央委員	79,000	1回の日數3日—1人分6,600圓（東京）6,600圓×4人×3回＝79,000圓
ハ　代　議　員	198,000	1回の日數3日—1人分6,600圓（東京）6,600圓×15人×2回＝198,000圓
ニ　專　問　部　長	60,000	1回の日數2日—1人分6,000圓（東京）6,000圓×10人×1回＝60,000圓
ホ　連　絡　員	108,000	1回の日數2日—1人分6,000圓（東京）6,000圓×18人＝108,000圓
2、四協關係費	87,000	
イ　四協委員	34,000	1回の日數1日—1人分2,400圓（高知）2,400圓×7人×2回＝3,3600圓
ロ　四協專問部長	24,000	1回の日數1日—1人分2,400圓（高知）2,400圓×10人×1回2,400圓
ハ　四協連絡員	29,000	1回の日數1日—1人分2,400圓（德島高知愛媛）2,400圓×3人×4回＝28,800圓
3、其　の　他	68,000	
イ　縣外派遣	27,000	平均京都として3,000圓×9人＝27,000圓
ロ　縣內派遣	41,000	150圓平均×15人×18回＝40,500圓
二、會　議　費	308,000	
1、大　會　費	160,000	
イ　旅　費	150,000	代議員500人×年2回×150圓
ロ　會　議　費	10,000	スピーカー、會場費、1回5,000圓
2、中央委員會費	110,000	
イ　旅　費	99,000	150圓×60人×11回×99,000圓
ロ　會　議　費	11,000	1回1,000圓×11回＝11,000圓
3、中央執行委員會費	27,000	深夜手當100圓×15人×18回
4、特別委員會費	38,000	
イ　旅　費	27,000	150圓×10人×18回＝27,000圓
ロ　會　議　費	11,000	600圓×18回＝10,800圓
三、事　業　部　費	215,000	
1、事　業　部　費	215,000	
イ　庶　務　部	171,000	支部長、書記長會27,000圓慶弔費8,000圓送迎費2回40,000圓 援護對策10,000圓專問部長7,000圓人民大會27,000圓 涉外費45,000圓　その他7,000圓
ロ　財　政　部	7,000	
ハ　給　對　部	15,000	
ニ　文　化　部	15,000	
ホ　厚　生　部	7,000	
四、專　問　部　費	228,000	
1、專　問　部　費	228,000	
イ　婦　人　部	14,000	150圓×20人×4回＝12,000圓
ロ　靑　年　部	14,000	同
ハ　幼　稚　園　部	7,000	150圓×10人×4回＝6,000圓
ニ　小　學　校　部	7,000	同
ホ　中　學　校　部	7,000	同
ヘ　高　等　學　校　部	34,000	150圓×25人×9回＝33,750圓
ト　大學高專部	11,000	
チ　私立學校部	90,000	
リ　特殊學校部	3,000	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

款　項　目	金　額	備　考
ヌ 事務官部	34,000	
ル 實習教員部	7,000	
五、書記局費	1,196,000	
1、執行委員費	748,000	
イ 通勤費	81,000	108,000圓×$\frac{9}{12}$=81,000圓
ロ 專從者俸給	397,000	6,300圓×7人×9月=396,900圓
ハ 行動費	270,000	1人平均2,000圓×15人×9月=27,000圓
2、事務員費	276,000	
イ 通勤費	36,000	48,000圓×$\frac{9}{12}$=
ロ 俸給	225,000	5,000圓×5人×9日=225,000圓
ハ 超勤	15,000	
3、事務費	150,000	
イ 備品費	15,000	
ロ 消耗費	15,000	
ハ 印刷費	15,000	
ニ 通信費	90,000	
ホ 圖書費	15,000	
4、其の他	22,000	
イ 接待費	7,000	
ロ 事務所費	15,000	
六、貢擔金	832,000	
1、貢擔金	832,000	
イ 日教組組合費	702,000	12圓×6,500圓×9月
ロ 縣勞連	23,000	2,500圓×9月
ハ 教復	45,000	5,000圓×9月
ニ 臨時貢擔金	62,000	
七、豫備金	300,000	
合計	3,693,000	

一、歲入 (1) 組合費 60圓×6,500人×9月=3510,000圓
(2) 日教組より 183,000圓
イ、中央委員 5,000圓×4人×3回=60,000圓
ロ、代議員 5,000圓×7人×2回=70,000圓
ハ、專問部長 4,500圓×10人×1回=4,5000圓
ニ、連絡員 4,000圓×2人=8,000圓
合計 3693,000圓
二、歲出 3693,000圓

共濟組合

一、二、三月分月別事業收支狀況表

		件數	一月	件數	二月	件數	三月
療養給付	本人		1,357,651 40		1,296.349 20		1,802,535 60
	家族						
療養費	本人	340	300,609 90	115	151,643 80	174	335,535 56
	家族	396	184,736 40	125	94,246 30	226	180,462 20
分娩費	本人	19	67,043—	12	35,510 —	134	361,427 —
	家族	45	90,207—	16	42,670 —	114	72,280 —
埋葬料	本人	2	14,820—	1	5,070	6	22,360 —
	家族	15	36,205—	1	2,150 —	20	49,860 —
弔慰金	本家、人族	1	2,860—				
掛金計			317,214 88		588,356 42		2,065,539 53
療養費合計			696,481 30		331,280 10		1,021,924 76
貢擔金					2,736,997 16		1,316,070 —

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(457)

Prefecture: Kagawa

Agency: Teachers Union

Date: 28 June 1950

Present: Mr Yoshida, chief sec of Kagawa TU

Subject: secession Possible/of Up Sec Sch teachers

1. Mr Yoshida gave a long history of the troubles between the Up Sec Scn teachers and the union.

On 9 and 10 June, an All Japan Up Sec Sch TU Consultative League was formed at a meeting in Imoto (near Mt Hakone).

The Up Sec Sch teachers in Yamanashi have not joined the TU; but they contribute money yearly--an amount about equivalent to dues. In each prefecture only 1 unit may belong to the nat'l association; so local unions form a consultative conference or federation.

The TU was organized in June '47 here. Up Sec teachers began to complain about a year later because their salaries were not raised as much as prim. & low sec teachers. Early in '49, Up Sec teachers in 2 prefectures (Oita & oneoother) seceded from TU.

Last fall, 1000 (of 3000) Up Sec teachers in Hokkaido seceded from TU. Movement for an all-Japan Up Sec Scn TU started there. (A Mr Nakaya) Someone at convention in Kotohira in May urged Up Sec teachers to form a new organization in June.--This agitation has been a recurrent problem at conventions.--2 preliminary meetings were held prior to forming of new union.

Oita, Yamanashi, Yamaguchi: in these prefectures all Up Sec Sch teachers joined Up Sec Sch Teach Union. In 8 other prefectures, some have joined (some joined both unions). All Up Sec teachers in Tokushima have joined new organization. (At June meeting of Up Sec Sch union, about 22 prefectures were represented.)

Reasons given by Up Sec Sch teachers for their dissatisfaction, and counter arguments of JTU:

a. proposal that there be 2 Up Sec teachers on Cen Exec Comm was not adopted.
   JTU: at convention (Kotonira?) proposal was adopted that there should be 2 representatives on Cen Exec Comm.

b. budget of JTU for Up Sec Dept is ¥260 thousand.
   JTU: budget for low sec is ¥30,000; prim., ¥20,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SHIKOKU CLUB
APO 1050

22 May 1950

Dear Friend,

The Council of the Shikoku Club extends a cordial invitation to occupation personnel in Takamatsu to join the club. Active membership is available to Department of the Army civilians in Takamatsu, and associate membership is available to military personnel on duty in Takamatsu. Membership fee is $10, which is not subject to refund to any member after a period of 3 months; there are no dues. (Adult dependents of active and associate members are accorded honorary membership.)

Membership fee should be paid to the club steward, Mr. B. J. Dobbins, room 304, Region Building.

The facilities of the club are for the convenience of club members, and beginning on 1 June 1950 sale of chit books will be restricted to members of the club and their out of town guests.

Very truly yours,

Council of the Shikoku Club

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

c. Up Sec Sch teachers made 3 requests about salary; but they were not approved.

(1) requested that teachers that have old certificate for middle school and kotogakko (higher school) be advanced one "step" in salary.
(2) according to pension system, Up Sec Sch teachers are at a slight disadvantage. Other teachers receive an increase of 1/150; but Up Sec Sch teachers receive only 1/300.

(3) Those who completed middle sch. & 2 yrs normal are considered to have completed 3 yrs college, but they lose one year of experience. So teachers who have completed 3 yrs of college wish to beconsidered as having completed a 4-yr college and would lose a year of experience. Teachers who have completed a 4-yr college wish to be considered as having completed university and would forfeit a year of experience.

JTU: (a) will try to have starting salary of all teachers increased one "step" (goho)

(b) will try to increase salary of teachers during middle of their career.

(c) will try to revise system of "categories,"--are 13 categories for people in public service

(d) before war, salary of Prim teach, ¥42; of up sec teach, ¥80 (in Kagawa). Then base became ¥1800 & was little difference between teachers in 2 schools. When basic salary was changed to ¥2900 and ¥3700, Up Sec teach received a 2-step increase. When base was changed to ¥6300, salary was then decided with reference to the time when the base was ¥1800, not when the base was ¥2900 and ¥3700.

(e) Some teachers suffered disadvantage because, while they had credit for schooling, they did not have a great deal of experience. JTU will try to improve their position.

d. M/Ed said at first that prim & low sec teac. must take 23 units (for teachers' license) & up sec teach. must take 13 units. But now all teachers will be required to take 23 units. Up Sec Teach blame JTU.
JTU: this change not due to the union.

The situation in Kagawa Prefecture:

Union organized in '47. Up Sec Teach have always complained (prewar salaries: ¥80 & ¥42). After adoption of ¥1800 base, little

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

17
.68
1.36

Descr. of Items	Units	Unit Price	Amount
Beer	1 cs	3.60	3.60
Coca Cola	1 cs	1.50	1.50
Coca Cola	17 btls	.08	1.36
			6.46
Cooperage			
Coca Cola	17 btls	.02	.34
Turn in of Cooperage			
Coca Cola	16 btls	.02	.32

Debit		Credit	
Chit	6.80	Sales	6.46
Cooperage	.34	Cooperage	.34
		Cash	.32

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

difference in salary. In Jan '48, Up Sec teach asked to have their salaries raised 2 steps. This was done. In '49, ~~the~~ basic salary of ¥6300 adopted; this (for up sec teachers) based on salary of up sec teachers before they were raised 2 steps. In '49 Up Sec Teach requested--

a. increase of salary 2 steps
b. number of delegates on Cen Exec Comm from up sec sch be increased
c. requests from Up Sec Sch Teachers to be passed by Cen Exec Comm

Kagawa TU answered as follows:

a. in '48 was increase of 2 steps. But after inauguration of ¥6300 base, govt did not approve promotion of salaries after '48. (So not union's fault.)
b. willing to increase number of delegates
c. not fair to pass all requests. Decisions must be by majority

Last fall Kagawa Up Sec Sch teachers decided not to secede.

Up to end of Apr, were 6 meetings by 10 branches. Discussed the following proposals:

a. 2 executive officers from Up Sec teachers
b. 10 up sec teachers on Cen Comm (decision making); would like 5 more added
c. salary

"a" was approved; "b" not approved (by TU)

All Up Sec Teach in Tokushima have seceded from union & JTU.

On 21 June was meeting of Up Sec Sch dept. Three schools out of more than 13 indicated they wished to secede. The others expressed dissatisfaction but are not ready yet to secede. Demands--

a. Up Sec Sch teachers' salary should be increased 2 steps.
b. 27 Up Sec Sch. 9 do not receive "holiday allowance" (10 o/o of salary) Raise teachers in these schools 1 rank.
c. travel expense for all teachers is the same. Increase that for up sec sch teachers.
d. Receive transportation expense for going daily to school.
e. allowance for teachers in evenings should be increased

The Cen Comm will see the Bd of Educ.

On 25 June in Kochi a proposed mass meeting was canceled. Mr Motoyama (leader in Tokushima of the movement to secede) is now in Kagawa Prefecture talking to teachers.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

the pitfalls that scouting before the war fell into. This report has not attempted to give an over-all picture of the scouting movement here but to call attention to the most serious dangers that exist. It is recommended that the situation in regard to community support and prefectural support associations (Par. 2 and 3 above) be brought to the attention of the national headquarters, and that the national headquarters consider the advisability of establishing a national policy about the financial support of troops. It is recommended that the shortage of training material (Par 4 above) be brought to the attention of the national headquarters and that the national headquarters consider the advisability of creating a publications agency that will fill this need of local scoutmasters. It is recommended that the complaints described in paragraph 5 be brought to the attention of the national headquarters for their investigation. It is recommended that the conditions described in paragraphs 6 and 7 be brought to the attention of the national headquarters for their information and action.

9. Finally it is recommended that the national headquarters consider the feasibility of conducting an information program on Shikoku about the objectives and organization of the Boy Scouts. Some of the problems indicated above grow out of lack of knowledge among scout leaders and people here of the purposes and organization of the Boy Scouts. It has been about 2 years since representatives of the national headquarters have been on Shikoku; and an energetic program of information and education, for scout leaders as well as the people in general, would go far towards eradicating some of the pre-war evils that persist here and towards bringing the scout movement closer to the ideals of international scouting.

professionally trained

FOR THE CHIEF, SHIKOKU CIVIL AFFAIRS REGION:

ERNEST H T SCHECHINGER
Lt Col CAC
Deputy Chief

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

The Up Sec Sch teachers are rather conservative,--certainly more so than the leadership of the JTU.

Mr Yoshida recognizes that there are certain disadvantages for the Up Sec Sch teachers:

a. they have lost 2 steps in promotion
b. the amount of pension of up sec sch teachers increases less yearly than that of primary & low sec teachers.

2. There was a translation of a newspaper article that referred to a meeting of the Youth Dept of the Kagawa TU and to the "disadvantage" of the Youth Dept.

Mr Yoshida: Teachers must have a certain minimum number of years of experience in order to take the 23-unit retraining course, and thereby become a teacher of the 1st rank (and will be qualified to be principals). (Normal School graduates are 2d rank.) If they can not attend this course, they must take 43 units later at Kagawa University.

3. Concerning the teachers' license course:

a. budget for the course (as recommended by the union): ¥28 million for expenses of teachers; ¥5 million for expenses of lecturers; with other expenses, total is ¥36 million.

b. The training course begins 17 July; 2/3 of teachers will attend course. Union wishes holiday beginning on that date. 1/3 of teachers can not keep schools going.

c. 50 assistant teachers being trained at Kagawa U; will receive training for 1 year. Receive ¥1500 per month. Two have quit school; are requesting more allowance. Will receive some more money and in August will receive salary.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Katohira
1, 2, 3) May 1950

The 7th Regular National Convention of Teachers' Union

1. Confirmation of quorum.
2. Calling the meeting to order.
3. Election of House Committee.
4. Election of chairman and vice-chairmen.
5. Address by chairman.
6. Appointment of committees.
7. Address by a representative of Kagawa Teachers' Union.
8. Address by chairman of Central Executive Committee.
9. Reports (Questions and answers. Comment and deliberation).
10. Financial report and auditing report (Questions and answers).
11. Congratulatory addresses by guests.
12. Order of business.

    a. Approval of financial statement 1949.
    b. Movement policy and convention slogans.

        (1) Situation analysis
        (2) Movement policy
        (3) Convention slogans

    c. Revision of Constitution and by-law
    d. Budget 1950
    e. Election campaign
    f. Propelling to join World Federation of Teachers, and dispatching delegates thereto.
    g. Agenda submitted by locals
    h. Others

13. Election of union officials 1950.
14. Issuance of resolution.
15. Closing the meeting.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(45-7)

Electing Officers at Kagawa-Ken Teachers' Union

22 April 1950

by Matsuura

New officers of Kagawa Teachers' Union were elected at the Education Hall, on 12 March 1950. The result was as follows:

1. Chairmen:

Hidenobu Inoue (former vice-chairman) 168 ballots
Nakatado-gun

Hideo Mimaya (former chairman) 127 ballots
Kagawa-gun

Invalid vote 5

2. Vice-chairmen

Tatsuo Higasa (former Japan Teachers' Union Central Executive Committee) 141 ballots
Ayauta-gun

Teruo Ichioka (chief of Takamatsu Branch Union) 122 ballots
Takamatsu

Sawaichi Takeda (chief of Sakaide Branch0 36 ballots
Sakaide

Invalid vote 6 ballots

3. Chief secretary

Kazuo Yoshida (former vice-chief-secretary) 170 ballots
Kagawa-gun

Hiroichi Ueta (former chief-secretary) 116 ballots

4. Vice Chief-secretary

Yasuo Masuda (former chief of culture dept.) not voted
Ayauta-gun

5. Central Executive Committee

Kiyomi Yokoyama - Chief of Culture Dept.
Kagawa-gun

Masaichi Kagawa - Chief of Information Dept
Mitoyo-gun

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Yukio Okuya - Chief of Welfare Dept
Kita-gun

Taka Honjyo - Chief accountant
Marugame City

6. Japan Teachers' Union Central Executive Committee

Seiichi Kitahama — Not voted
Sakaide City

This officers' election of the Kagawa Teachers' Union took aim at the campaign for the coming election of House of Councillors and Board of Education so as Teachers' Union can make strong and unific campaign as a body. As for the election of House of Councillors, the main objective is to make a good attitude in order to support T. Morisaki a camdidate of Social Party.

Up to the present, chairmen have been elected among from the members of the eastern part of Kagawa Prefecture, but never come from the western part of Kagawa Prefecture.

K. Kitahama, the most influenced candidate for chairman is a member of Demo-liberal Party who has quite opposite political color with Morisaki, a member of Social Party. They were afraid if S. Kitahama is elected at the next time, the union might not be well unified as a body.

Therefore, they made S. Kitahama stand up as a candidate of, Japan Teachers' Union Central Executive Committee and was elected while they got H. Inoue elected as a chairman. Their preliminary tactics were made beforehand by the delegates of Nakatado-gun and Ayauta-gun so that they might take campaigns as a big body. T. Higuchi (former Central Executive Committee) was elected to a vice-chairman and exchanged the position with K. Kitahama. This was their tactics which had been before-hand planned. Furthermore, vice Chief-secretary, and central executive committee, all have been changed to new officers except two. This took aim at the above mentioned objective, too. Thus, for the election of House of Councillors, Japan Teachers' Union decided to recommend and support these all Japan district candidates, S. Araki (Osaka), F. Ogasawara (Iwate) N. Takata and these local district candidates, S. Soma, (Tochigi) A. Naruse (Aichi) and T. Morizaki (Kagawa).

Therefore, Kagawa Teachers' Union has reached an agreement to recommend and support T. Morizaki.

Sano

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

457

Subject: Activity Report for the Month of April

To : Shikoku Civil Affairs Region

From : Mr. Inoue, chairman of the Central Executive Committee of the Kagawa Teachers' Union

Date : 7 May 1950

1 Apr — Meeting of the Publishing Committee re national language

2 Apr — "

5 Apr — Meeting of the Text-book Publishing Committee
Party to honor the new and old officers

8 Apr — Meeting of the Personnel Committee
(Evaluation of personnel affairs of the past year)

10 Apr — Meeting of the Salary Counter-measure Committee
(Re distribution of travelling expense for the third term and distribution of research expense)

Meeting of the Publishing Committee
(Re publishing of work book)

12 Apr — Meeting with reporter

13 Apr — Meeting of the Science Text-Book Publishing Committee

14 Apr — Meeting of the delegates of the USS dept.
(Re matters to be taken care of after change of personnels at the end of 1949 year. Re election of officers of the USS dept. Re management of the USS dept for 1950.)

Meeting of the women's dept.
(Re election of committee members "officers" of the Japan Teachers' Union. Re election of head of prefectural women's dept. Re convention at Kotohira)

X 15 Apr — Consultative conference of Shikoku Teachers' Union
(Re agenda of the convention of the Japan Teachers' Union)

Meeting of the branch heads of the youth dept.
(Re policy of the youth dept to be presented at the convention of Japan Teachers' Union

16 Apr — Meeting of the Publishing Committee re science

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	17 Apr	Meeting of Central Executive Committee (Re agenda of convention of the Japan Teachers' Union)
X	18 Apr	Meeting of the specialist dept. (Re convention of the Japan Teachers' Union. Re project of the specialist dept. for this year)
	19 Apr	Meeting of the branch heads and chief secretaries (Re structure of strife)
	22 Apr	Meeting of the USS dept. Headquarters moved to Kotohira
	23 Apr	Meeting of the Publishing Committee re summer vacation work book.
	24 Apr	Meeting of the branch cultural dept. heads.
		Meeting of the branch LSS dept. heads. (Re practise of standard scholarship examination)
	28 Apr	Meeting of the branch women's dept heads (Re support of (Mrs. ?) Naoko Takata, who will run as a candidate of the House of Councillors of the Japan wide constituency)
	29 Apr	Meeting of the Central Executive Committee of the Japan Teachers' Union
X	30 Apr	Meeting of the specialist dept of the Japan Teachers' Union

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Kagawa Teachers' Union
Activities for April

昭和二十五年五月七日

香川縣教職員組合中央執行委員長 井上秀

四國民事部 法中

四月分行事報告に関する件

標記の件に関し左記報告致します

記

一日、国語編集委員会
二日、〃
五日 テストブック編集委員会
八日 人事委員会（昭和二十四年度末人事の反省）
十日、給与対策委員会（旅費支給三期分配に関する件 研修費の分配に関する件）
十一日、新聞記者との懇談会
十三日、テストブック理科編集委員会（昭和二十四年度末人事異動後処理の件）
十四日、高校部代議員会

香川縣教員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

香川縣教員組合

八日　人事委員会（昭和二十四年度末人事の反省）
十日、給与対策委員会（旅費の分配に関する件　研修費の分配に関する件）
十一日、新聞記者との懇談会、
十二日、編集委員会（ワークブック編集に関する件）
テストブック理科編集委員会
十四日、高校部代議員会（昭和廿四年度末人事異動後処理の件、昭和二十五年度高校部選挙執行委員選出の件、縣婦人部長選出の件）
部新役員選出の件、
婦人部会（日教組中央婦人部会の件）
琴平大会の件）
十五日　四國教職員組合協議会（日教組大会議案の件）
青年部長会（日教組大会青年部会対策の件）
十六日　理科編集委員会
十七日、中央委員会（日教組大会議題の件）
十八日、專門部会（日教組大会に関する件、各專門部本年度事業計画）
十九日　支部長、書記長会（斗争組織に関する件）
廿二日　高等学校部々会、
本部琴平へ移轉

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

廿三日、　夏休みワークブック編集委員会

廿四日　文化部長会、中学校部長会（標準学力検査実施に関する件）

廿八日、　婦人部長会（高田なほ子氏後援会に関する件）

廿九日、　日教組中央委員、

卅日、　日教組専門部会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

457

4 July 1950

TO : Civil Affairs Region

FROM: Mr. Inoue, Chairman of the Central Executive Committee of the Kagawa Prefectural Teachers' Union

Subject: Report of activities for June

1 June — Meeting of heads of the cultural departments regarding "work book" and text book exhibit.

5 June — Meeting of Editing Committee regarding publication of "Summer vacation friend"

6 June — Meeting of the Election Counter-plan Committee and the Central Executive Committee to retrospect election of House of Councillors.

8 June — Meeting of Editing Committee regarding publication of "summer vacation friend."

9 June — Meeting of division heads, secretaries and Election Counter-plan Committee to retrospect election of House of Councillors.

12 June — Meeting of the Teacher Licence Training Course Counter-plan Committee regarding plan of teacher licence training course.

Negotiated with the superintendent.

15 June — Meeting of the Central Executive Committee

17 June — Meeting of counter-plan committee re establishment of structure for educational research.

Meeting of the Central Strife Com ittee re Central Committee.

19 June — Negotiation with the Board of Education

20 June — Meeting of Educational Research Counter-plan Committee.

Meeting of heads of the Women's Depts regarding operation of Women's Depts for this year.

21 June — Meeting of delegates of the Upper Secondary School Depts regarding organizational problem of upper secondary schools. Audit of finance (first audit for the year of 1950.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

22 June	Meeting of Counter-plan Committee regarding allowance for teaching in remote places. Negotiation with Kagawa University.
23 June	Meeting of Central Committee regarding notification from the Local Labor Relations Committee, written request, allowance for teaching in remote place, distribution of travelling expense and teachers' license training course.
28 June	Meeting of heads of Cultural Depts regarding establishment of Education Research Committee and candidate for guidance committee.
29 June	Meeting of sub-committee of Central Committee regarding inspection of distribution of travelling expense.
30 June	Consultative Conference of Shikoku Teachers' Union regarding "Peace drive" and teachers' license training course.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Kagawa Teachers Union 4 July
Report for June

昭和二十五年七月四日

香川縣教職員組合中央執行委員長 井上秀信

香川民事部 法中

六月分行事報告に関する件

標記の件左記の通り報告致します

記

一日、文化部長会（ワークブックに関する件 教科書展示会に関する件）
五日、編集委員会（夏休の友編集に関する件）
六日、中執委員会選挙対策委員会（参議院選挙の反省）
八日 編集委員会（夏休の友編集に関する件）
九日、支部長、書記長会 選挙対策委員会（参議院選挙の反省）
十一日、認定講習対策委員会（認定講習実施計画について）
教育長と交渉
十五日、中央執行委員会
十七日 教育研究組織確立に関する対策委員会

香川縣教職員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

八日　編集委員会（夏休の文化編集に関する件）
九日　文部長書記長会　翌参議院選挙対策委員会（参議院選挙の反省）
十一日、認定講習対策委員会（認定講習実施計画について）
　　教育長と交渉
十五日、中央執行委員会
十七日　教育研究組織確立に関する対策委員会
　　中央斗争委員会（中央委員会に関する件）
十九日　教育委員会と交渉
二十日、教育研究対策委員会（高校部組織問題の件）
　　婦人部長会（本年度婦人部運営について）
二十五日　高等学校部代議員会（第十五年度第一回会計監査）
　　会計監査（昭和二十五年度第一回会計監査）
二十六日、給与僻地対策委員会、香川大学と交渉
二十七日　中央委員会（地労委通牒に関する件　要望書に関する件　僻地手当に
　　関する件　旅費配分に関する件　認定講習に関する件）
二十八日　文化部長会（教育研究所設置に関する件　指導委員候補）
二十九日　中央委員会小委員会（旅費配分検討の件）

香川県教員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三十日　四國教職員組合協議会（平和運動に関する件　認定講習に関する件）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(457)

6 June 1950

Subject: Activity report for May

To : Shikoku Civil Affairs Region

From: Mr. Inoue, Chairman of the Central Executive Committee of the Kagawa-Ken Teachers' Union

1 - 3 May		The Seventh Convention of the Japan Teachers' Union
5 May		Meeting of the publishing committee (re work book for summer vacation)
8	"	Meeting of the election counter-measure committee (re election for the House of Councillors)
12	"	Meeting of the women's dept. (report of the convention at Kotohira and re election)
13	"	Conference regarding operation of authorized training course for teachers' licence
14	"	Preliminary meeting of lecture meeting re culture
19	"	Meeting of the election counter-measure committee (re election for the House of Councillors)
22	"	Meeting of the publishing committee regarding work book for summer vacation.
25	"	Meeting of the election counter-measure committee re the election for the House of Councillors.
26	"	Meeting of the publishing committee re work book for summer vacation
27	"	"
28	"	"
29	"	Meeting of the directors of the upper secondary school dept (re structure, authorized training course for teachers' licence and election counter plan for the upper secondary dept.)
31	"	Meeting of the publishing committee re publishing of work book for summer vacation.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十五年六月六日

香川縣教職員組合中央執行委員長井上秀信

四國民事部 佐中

五月分行事報告に関する件

標記の件に関し左記報告致します。

記

自一日 至三日 日教組第七回全國大会

五日 夏休みのワークブック編集に関する件

八日 選挙対策委員会（参議院選挙に関する件）

十二日 婦人部会（琴平大会の報告 選挙対策）

十三日 認定講習運営協議会（認定講習に関する件）

十四日 文化講座打合せ会

十九日 選挙対策委員会（参議院選挙に関する件）

二十二日 夏休の友編集委員会

二十五日 選挙対策委員会（参議院選挙に関する件）

香川縣教員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十二日　婦人部会（琴平大会の報告、選挙対策）
十三日　認定講習運営協議会（認定講習に関する件）
十四日　文化講座打合せ会
十九日　選挙対策委員会（参議院選挙に関する件）
二十二日　夏休の友編集委員会
二十五日　選挙対策委員会（参議院選挙に関する件）
二十六日　編集委員会（夏休の友編集に関する件）
二十七日　〃　（〃）
二十八日　〃　（〃）
二十九日　高校部幹事会（組織問題について、認定講習について、
　　高校部としての選挙対策）
三十一日　編集委員会（夏休の友編集に関する件、）

香川縣教員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F 457

14 July 1950

Meeting with the entire members of the Central Executive Committee of the Kagawa Teachers' Union regarding the decision of not attending the training course for teachers' certificate.

Those present: Mr. Inoue, Chairman
Mr. Higasa, Vice-chairman
Mr. Yoshida, Chief secretary
Mr. Masuda, Vice-chief secretary
Mr. Okuda, Head of welfare dept.
Mr. Kagawa, Head of information & propaganda dept.

Mr. Dobbins,
Mr. Matsuura,
Mrs. Inagaki

Place : Welfare section, Civil Affairs Region

Time : 1030 - 1210

The following explanation was made by Mr. Yoshida, chief secretary.

The teachers have asked from the time when the Teacher's Licence Law was being drafted ~~Lest~~ not to make this law ~~would not be~~ disadvantageous to the teachers. In accord with the enactment of the enforcement law (or the detailed law) of the Teacher's Licence Law last year, training course to obtain new teacher's licence was planned. At that time the actual cost required by teachers to attend the course was guaranteed. At the beginning of the 1950 fiscal year, the Teacher's Union of Kagawa proposed a budget of 15,000,000 yen which involved travelling expense and expense for correspondence education. Though only 1,000,000 yen for travelling expense and 1,400,000 yen for lecturers were approved. Having an expectation of acquiring a supplementary budget in July, the authorities of the Board of Education, Kagawa University and Teachers' Union met together and were making definite plans. In order to have the opinions of all the teachers in Kagawa expressed, two teachers from each gun and city, and three teachers representing primary schools, lower secondary schools and upper secondary schools respectively, formed a Teacher's Licence Training course Counter-plan committee. The committee found out that the more the plan of teachers' licence training course became concrete the more the financial burden of teachers increased. This committee met on 12 June and decided 8 items. One was that the teachers will not attend the course unless the travelling expense would be paid by the Board. So the Executive Committee of the union negotiated with the Board. The Board and the Union investigated together what the actual travelling expense would be, excluding those who would be able to attend the course by walking or by bicycle. According to the survey, the

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

minimum expense in travelling amounted to 6,000,000 yen. The maximum travelling expense of [an individual] was 18,000 yen.
two persons (in one family)

On 23 June, the Central Committee of the Teachers' Union, which is the policy making body, met. They decided to prepare a non-attendance attitude and also on the other hand decided to make effort to obtain the minimum budget.

On 30 June, the representatives of the teacher's unions of the four prefecture met at Kochi. Since the teacher's licence training course has already begun in May in Tokushima, the representatives from Tokushima explained the present situation in their prefecture. They said that they are having a great difficulty for the parents of the students object to the fact of teachers leaving the classes and attending the training course. 20% of the teachers attending must discontinue because the travelling expenses cost too much. Women teachers with infants are having great difficulty. The training course in Kochi is scheduled to start from 10 July but the teachers union decided not to attend. The Teachers' Union of Ehime also decided not to attend the training course scheduled from 21 July.

Kagawa's estimation of the required budget, basing on the examples of Tokushima will ~~exeluate~~ calculate to 18,000,000 yen, an average of 3,000 per person. In order to take one unit, 120 yen will cost for book and 30 yen for supplies like paper, etc. 10% of the attendants have infants and so must take nurse-maids along with them. This will require much expense. The details of the 18,000,000 yen are as follows;

lecturer	5,000,000	allowance for teaching	1,780,000
books, supplies	4,800,000	travelling expense	710,000
correspondence etc.	1,340,000	lodging	300,000
travelling expense	6,000,000	research	440,000
travelling expense for attending courses outside prefecture	650,000	for lecture	1,030,000 *
women teacher's with infants	310,000	miscellaneous	750,000
Total	18,100,000	Total	5,010,000

(Mr. Yoshida said the total will be 5,020,000 yen)

* (chemicals for experiment, consumptive equipment)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

After the representatives of the union returned from Kochi, this situation was explained to the Board and to the superintendent. Also a written explanation regarding the above case was submitted to the Board and the superintendent on 5 July. The Board decided to give a supplementary budget of 7,000,000 yen. On 6 July, the union reported this matter to the Teachers' Licence Training Course Counter-plan Committee. Also decided to hold a branch committee meeting in each district, in which one teacher will be represented from each school.

12 July, the Central Committee met and found out as the result of these branch committee meetings that all teachers agreed not to attend the teacher's licence training course. Non-participation of all teachers was decided after a discuss lasting from 1000 - 1500.

This decision was reported to the superintendent on the 13th, and then they came to report here on the 14th.

In addition to Mr. Yoshida, Mr. Higasa, the vice chairman explained the following.

The main point of the teacher's licence training course which was being planned together with the authorities of the Board, University and Union was a tentative plan for the time being, utilizing the summer v vacation and giving credits for 8 units. The reason this present course was going to be a tentative one was because they did not know exactly how much the budget would be and how (faithfully) this program is being conducted in other prefectures. They wanted to get recognition from the Ministry that the training course has started here, but they wanted to adjust this in accordance with what the other prefectures are actually doing. The teachers of Izuoshima do not need to take the course but they will still be given certificate of higher rank sometime in the future. The same with teachers of some places in Hokkaido, Nagasaki and Kagoshima. The teachers of Tokushima receive credits for one unit when they attend course 3 days.

Mr. Inoue said that the Teachers' Union of Kagawa oppose to the teacher's licence training course because of the following three reasons.

The budget is small
Will be an obstruction to education
The opportunity is not equal

Questions and answers:

Mr. Dobbins: Wouldn't the Board be responsible for allowance of lecturers?

Answer: According to the standard for allowance provided by the Ministry, the allowance for an hour lecture is 200 yen. But the Board provided budget only for 100 yen.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Mr. Dobbins: I don't think it will be necessary for the Board to pay all the expenses required by those who attend the course if those who attend the course would be promoted and given an increase in salary as a rewarded for attending the course.

Answer: There will be no promotion or increase in salary as the result of attending the course. Before, everyone who was a graduate of Normal School was given a privilege to become a principal. But with the enforcement of this Law, this right was taken away and the present principals became temporary ones. In order to become a principal one must attend this course and get the first class certificate.

Mr. Matsuura: Although, the decision reached was that no one will attend the training course, I am sure there are some teachers, who wouldn't need transportation expense, are willing to take the course. What is the per centage of the teachers willing to attend?

Answer : You mentioned only from the financial part, but that is not all of the problem. The fact of teachers attending this course will cause obstruction to education. Even if the budget is sufficient we will not be able to attend. I (Mr. Inoue) attended the meeting of members of Teachers Union in Kita-gun. The students, especially the part-time students pleaded the teachers not to attend this course because they would not be able to study. Non-attendance was unanimously agreed by the teachers at the meeting in Kita-gun. According to the survey there were couple of teachers who wanted to attend the training courses being held outside the prefecture to improve their knowledge but the principals would not let them go because of the reason that this will cause obstruction in education.

Mr. Matsuura: Since the Board of this prefecture is going to be responsible for most of the travelling expense, I am sure that those who can not attend this course have some other reasons than that of travelling expense. So I have an impression that the reason teachers here will not participate is because they want to take same steps as teachers in other prefectures, even though the situation here is much better off than that of other places.

Answer: It will not be fair to others if only those who are fortunate to live in places convenient to go to school attend. Since those who are eligible in taking this course must have 10 years experience, the young teachers are in a very disadvantageous situation. Some of the young teachers want to take correspondence education to make up for this course but the Board does not include budget for that.

By 1952, 3,200 teachers with experience of ten years and over will attend this course. The training courses at present is being planned to be held in six places in Kagawa, but if the places be increased then 3,200 teachers will be able to complete the course during the scheduled years. The training courses are held in 19 places in Kochi, 21 in Ehime and 19 or 20 in Tokushima. The number of

(over)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

lecturers in other prefecture is about 170 to 200, including teachers of Fuzoku, learned and experienced men of the community.

HENRY I. CHISOLM
WOJG USA
Adjutant

BY ORDER OF COLONEL PIGG:

Request reply by Indorsement verifying action taken as corresponding matter

as required by _____ (Authority).

Report Control Symbol _____, Subject: _____

It is noted that your office has been delinquent in submitting _____,

SUBJECT: Status of Reports

_____ 1949

TO:

HEADQUARTERS
SHIKOKU CIVIL AFFAIRS REGION
APO 1050

(Msg Ctr ..... Sgt Maj Office)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

學校外の政治活動も禁止

政府教育基本法の改悪を企圖

自由党が臨時議会の冒頭提案の意向を表明したのは、今次参院選に敗してこの際公務員の選挙運動を制圧せねば再び次期選挙に苦杯をなめるであろうとの思惑からこれによつて地ならしをしておかねばならないという下心である。しかし二週間の短期間では審議ができないから出さぬであろう

4、浅井人事院総裁

與党側では地方公務員を野放しにしているから、まかりなりにも出るのではないかと思う。

5、天野文相談

新聞に出たのは與党連絡会に出された内容にまだ閣議には出ていない。だから出すか出さぬかは自分は知らない。たゞ文相として現在教員の選挙運動に批判がなされているから自分としては相当の関心を持つている。

このように基本法改正の意図はあきらかに教員組合の政治活動を禁止し、教員の基本的権利を制圧しようとするものであり、地方公務員法判定を待つまでもなく教員は学校の内外を問わず、常時政治活動を禁止されることになる

組合活動の前途は多難であり、具体的に圧力が加えられようとして来た、われわれは組織と團結の力により、最後まで民主的諸権利を守るための闘いを推し進めねばならない

地方公務員法をめぐる諸情勢

六月十五日までに関係各方面を動向、判明した情勢左の通り。

1、自由党政調会長根本氏談

折悪しく安本議案を中心とする重要会議中で閣会はできなかつたが、総選を通じて「十月の教育委員選挙に際して七月臨時國会に必ず出す予定で研究を進めている」と語つた。

2、社会党國会対策委員長三宅氏談

第八臨時國会は政府としては七月一日招集し、会期は二週間くらいの予定であるらしいが、地方公務員法の如き重要法案をかける短期間に審議することは不可能であるから、おそらく今次國会には出さめであろう。

3、社会党地方行政委員大矢、門司両氏談

組合活動の前途は多難であり、具体的に圧力が加えられようとして来た、われわれは組織と團結の力により、最後まで民主的諸権利を守るための闘いを推し進めねばならない

免許法對策協議會に参加して

増田保夫

去る十五日日教組本部で免許法対策協議会が開催され全國都道府縣代表が参集し終日熱心に討議が交された、議案其の他については教育新聞又は川教育に於て御承知を願うことにし此処に左記二、三点を抄して報告にかえたい。

一、不参加態勢の確立

四國の態勢を除く他の三縣を含めて十五縣以外は既に実施中であり実施縣の発言によれば

「不参加闘争は既に過去の問題であつて、更に何事ぞ」「吾々はかゝる無謀な認定講習計画には反対し不参加の決意の下強力に闘つたが予算の獲得その他思わしい成果を收められなかつた」「組合員の中より負傷者を出して迄も受講したいと申し出る者が出て悲惨な犠牲の下既に実施している」「不参加を唱えても戰線の統一は困難でありセツチアハツカリに終る虞がある」「不参加をして結局馬鹿を見るのは組合員自体ではないか」等の反対並びに日教組中執に対しての糾彈意見が圧倒的と思われた、色々討論の結果苦い体験を通じて立ち上つてこそ真の強力な闘争が出來るのではないか特に輿論の支持その他有利でこそあれ、マイナスの点は考えられないとの空氣に変り

山形では「農繁休業中に認定講習を実施し児童が死んだという事件又は家庭の悲劇、教育上の支障等の問題が起り認定講習反対の輿論が起りつゝある」

鹿兒島に於ては「五期の中一・二と既に実施したが高價な宿泊費旅費等を自弁して弁当で持つて行くのは勿体ない、無意味な効果の上らない講習には反対だ」

特に岩手縣では「土日講習を実施しているが父兄より子供が遊戯をして困ると認定講習に対して反対輿論が起りつゝある」等の体験談が発表され、全國が足並を揃えて進はせながらも立ち上らなければならない訳である

二、基本的には法改正

運用は一つにその人に有りて單位數の大巾縮減に單位のなしくづし策は一應潰える。併し大学側（父兄者）は單位に二つはない、單位の安賣りは絶対に出ないとあくまで一週一單位の線を譲らないい訳であるが学者としての避法の建前からすれば最のことであり、基本的には吾々としてこの牟先を至極ではあろうが法改正に向けなければならない訳である

安易な姑息的妥協はむしろ闘争意

認定講習 七月十七日開始と計畫さる 教育長に誠意ありや

旅費問題

香川縣臨時教育委員会は六月二十七日午後一時より委員会を議事で開かれたが主な議事内容は左の通りである。

6・27委員会

教育長 認定講習の始期に關しては大学側と教組との折衝で小、中学校は七月十七日から行う様に話し合いがついているので了承している。

【注】高校については計画通り二十四日から行う、夏休み繰上げについては教育長帰京後七月五日の委員会で決定する筈。尚小学校一週間（一單位）中学校二週間（二單位）の削減については十分対処し得る見透しである

委員 了承

教育長 認定講習の旅費については先の四縣教育委員会で実費程度の補助は出す様に努力しようとの話合いがあつたらしいが實現縣に於ては教員の旅費として当初予算で一人当三〇〇〇円であつたが之を四〇〇〇円に増額することによつて認定講習旅費は出さないように、縣と教委例との間で話がついた様に聞いている、尚六月二十八日、二十九日に中國四國ブロック会議があるので、その時に他縣の旅費の模様を聞いて来る積りである、追加予算は簡單に出來ぬ他縣との振り合いもあるのでよく考えて見たい、早急に実費を計算した上でよく閣相談したい

委員 了承

教育長学力標準テストの結果について、新聞紙より再三要求もあるので新聞発表をしたいので了承して頂きたい

委員 了承

教育長、地方税廃案に伴う予算二割削減については教委総務課と相談し、縣の施務課と渡渉する未執行分の停止につき善処決を変更するものではない

教育長 認定講習の始期に關しては大学側と教組との折衝で小、中学校は七月十七日から行う様に話し合いがついているので了承している。

教員に政治活動を禁止

地方公務員法案上程

自由党が地方公務員法案を臨時國会に提出することは、より見て必至であり、政府中に衆院地方行政委員会に打合せ会を行う予定である。れに基いて社会党では法案を聞き、対策を講ずるこ

っている、なほ同党松井は次のように語つた。

七月國会に提出を予想され方公務員法案は教組に対する的性質を持つもので、現在政治活動を禁止する法規定上、自由党としては地方公務員以上で教育長の報告事項は終が、ここで認定講習についての委員より左の様な質問があ

森 委員

二・三年の内に退職しようとしている先生は夏休をやめよと思うが只心配なのは受講した場合に給與、特に退給、退等に不利になる様なことはないということを心配している

坂口管理課長 結論的にいう状では未定である、職階制としても地方公務員法が通過から後のこと（地方公務員法後職階法案出れはそうなる）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

教員に対する報復手段
地方公務員法案 七月國會に上程か

自由党が地方公務員法案を七月臨時國会に提出することは過般勢力より見て必至であり、政府は近日中に衆院地方行政委員会において打合せ会を行う予定であるが、これに基いて社会党では政治局会議を開き、対策を講ずることになっている、なほ同党松井情報部長は次のように語った

七月國会に提出を予想される地方公務員法案は教組に対する報復的性質を持つもので、現在教員の政治活動を禁止する法規がない以上、自由党としては地方公務員法によって自党の崩壊を防ぐ以外に方法なく、しかも十月に行われる教育委員選挙に間にあわす為には七月臨時國会に提出しなければならないだらう

高校部第三回 代議員会
緊張裡に開く

我が青教組高校部の第三回代議員会は去る四月開催の第二回代議員会において議案だった組織問題を中心に重要案件審議のため去る六月廿一日午前九時半より井上委員長以下各幹事代議員六十二名出席の許に緊迫した雰囲気裡に開催された。

先ず赤羽部長の参議員選の成果と労闘脱線分裂反対を前提として高校部の主体性を確保する組織を真剣に討議されたい旨の挨拶あり、井上委員長よりも本日の討議は特に県大会議案であるので活発なる意見発表ありたい旨の挨拶あり愈々組織報告にうつる。

先ず勇断喜中執より懲戒県教組高校部離脱の真相原因となった全高教問題報告についての説明あり次いで日教組本部主催の西日本ブロック会議並に各日本高校部ブロック代表者会議の高校部に対する態度について詳細説明があり、次いで高校部の組織問題について詳細説明があり、次いで給与問題については執行部より提出された、高校部給与の不合理是正につき樋笠副委員長より左記五項目の提案説明された、即ち

1、高校部一級二号俸増給
2、部方高校教員の一号俸増俸
3、高校教員旅費の増額
4、通勤費の支給
5、定時制、高校夜間勤務手当の増額

以上五項目につき代議員よりその見通し並に運動の具体的方法等、活発な発言あり、樋笠副委員長より左記の組織問題小委員会設置の提案があり、之が決議には最大の努力を払い一部は早急実現の見通しがありその他については本年度中には凡て解決したいとの力強い答弁があり満場異議なく可決承認した。

次いで伊井幹事より配定調整の件につき対県交渉対香川大学交渉につき説明あり、最後に赤羽高校部長より組織問題に関する熱烈なる希望意見の開陳があった即ち

1、今日の政治状勢、社会状態からみてより絶大なる組織こそ唯一絶対の武器である、吾等の不満は今後の闘争の過程に於て除々に解決してゆくべきである

2、組織の民主化は多数の圧力をもって少数の希望を抑えて行く事であってはならない。全体の中によく少数の特殊性が具現化され採り上げられてこそ真の大同団結があり、望ましき労働組合の民主化の形である

3、現実の段階に分裂すれば高校部の組合意識は混乱されるが、反面対立意見が生じ之が相殺の形となりこの間隙に当局の奸策に乗ぜられ易くなる

以上の条件については各代議員共慎重に討議されたい旨の挨拶あり、井上委員長よりも本日の討議は特に県大会議案であるので活発なる意見発表ありたい旨の挨拶あり愈々組織報告にうつる。

先ず勇断喜中執より懲戒県教組高校部離脱の真相原因となった全高教問題報告についての説明あり次いで日教組本部主催の西日本ブロック会議並に各日本高校部ブロック代表者会議の高校部に対する態度について詳細説明があり、次いで高校部の組織問題について詳細説明があり、次いで給与問題については執行部より提出された、高校部給与の不合理是正につき樋笠副委員長より左記五項目の提案説明された、即ち

1、高校部一級二号俸増給
2、部方高校教員の一号俸増俸
3、高校教員旅費の増額
4、通勤費の支給
5、定時制、高校夜間勤務手当の増額

以上五項目につき代議員よりその見通し並に運動の具体的方法等、活発な発言あり、樋笠副委員長より左記の組織問題小委員会設置の提案があり、之が決議には最大の努力を払い

當面の闘爭方針きまる
官公勞幹事會で

官公労では六月十三日幹事会を開き当面の斗争について、次のようなプランを決定した

一、賃金斗争は昨年以来の方針であり、六三ベースを打破し九七ベースを獲得する斗争を再確認し臨時國会において一大闘争を展開する

二、自由党が選挙直前に発表した沉没公約の偽まん性を暴露するとともに一千円の増俸とか、人事院の再勧告等に対しても科学的資料に基いてこれを反駁粉砕する

三、全官公系の補助金闘争については官公労としてはベース改訂

▲三八度線は破られた。之がどのような意義を持ち、吾々の生活にどんな影響を與えるかは一寸分らない。しかし吾々があれだけやんやん言って騒いだ参議院選挙よりも、五分か十分で決定せられた三八度線突破の方が大きい影響を與えることは分る。上には上がある。

▲一線を画すと云う事がしきりに言はれて居るが、三八度線が斯う簡単に破られてみると一度吾々の一線も考え直してみる必要がある。

▲一線と云うのは思想用語だと思っていたらきにあらず、実は経済用語らしい。

▲思想用語ならば共産党とも一線も、自由党との一線も一寸簡単に超えることが出来る様には思えないが、個人個人は溝を超えるよりも簡単に超えている。

▲所がセクト主義なぞと二線を画してはならないことが分りきっている一線が仲々もって破られそうにない。罪刑害に関係すると釈迦の説法臣一つである。

▲思えば民主戦線統一なぞと云う難しい問題をよくもまあ出来たものだと不思議にさえ思はれる。

▲所が其の反面高校普通なぞと変な所で一線が作られかかっているが此の一線は高校が作った一線か、小中が作った一線か分らない、高校が作った一線だ、なぞと考えていたら、小、中の先生とんでもない結果を生みますぞ。

▲田植終え蚕火燵の夜ながら今年程の順季はなかったと喜び合いながら田植は美事に終った。降りそそぐ太陽の下で早苗はぐんぐん成長することだろう。言い古された言葉だが、太陽は一線を画すことを知らない。之を知った時に吾人は詩を知る。

▲中央委員会がすんでどうやら中執も詩人になることが出来た、漱石ではないが、年に一度くらいは詩人にならないと駄目だ。

▲二線一線と言って来たがどうやら旅費配分も、群地旅費も円満に解決しそうだ、有難い、内部闘争さえなくなればどれだけやりよいか分からない。

長通笠副委員長並に赤羽部長以下

一面よりつづく

三豊　一見して納得しにくい所がある、宿泊費の金額を計算の中に入れてある所と無い所とがある、三豊は入れてない

厚生部長　そういう点については審にしない、唯各支部からのデーターを正しいものと信頼してやつた、縣内のものには宿泊費全部入つているが区内、郡内のものは、入つているかどうかはつきりしない

副委員長　この数字をもつて執行委員会を開いて結論を出した

三豊　支部の資料の一つ一つについて充分検討しなくては却つて間違つた資料となる

委員長　この通りやつてもらいたいというのではなく、一應整理して提案する責任があるので出した

香川　本日結論を出す必要はないと云われたと解釈するが、参考資料としてみていくと云う風にしかとれない

書記長　認めて戴ければこれで配分する、この数字ではと云うのであれば検討してもよいと考えている

仲多度　執行部は我々を信頼してやつている、これを修正するのであれば、修正箇所をはつきり云つて本日結論を出したいと思う

三豊　調査し直すというのではない、宿泊費の入つている所とない所とある、かかるデーターの不揃を再検したいと云うのだ、支部と支部との不公平があつた場合、もう一度やり直せというのではない

縣内の單價を如何にして出したか、縣外も平等と聞いていたがそうなつていない

書記長　縣内單價は資料が出ていなかつたので出せなかつたので別個の調査を基礎として組合員数で割つて出した郡内と区内のは二時間位の討論の末やつと單價を決定し回数を乗じて出した高松の先生の一人分は三七〇円として出している

副委員長　縣内の分は実績ではなく旅費規定の総額を人員で割つた

三豊　去年通りにしている所があるがそれでは困る

書記長　出張して実績を旅費規定に直して割つたから必ずしも実状とは一致しない、旅費規定により或程度眞実に近い数字が出ている、殆ど実状と間違ないという考えのもとにやつた

小豆　調査をしなおすより再検討する機会を設けて決定を延期したい

木田　あれ程ねつてやつたものであるから今更反対するのは了承出來ない

三豊　数学的間違いがある

書記長　縣内の出張場所は高松とは限らない、昨日までに出て来た資料ではこれ以外に方法はなかつた

大川　大川は資料を出していないので盲目にしていたが一言云うと計算はよいが、大川、小豆、仲多度等の回数と、距離はこれ程差があるように思えない、これを正しいとするのなら数学的な頭がないか、左まきである（苦笑）各々の平均が出ていない、平均と各支部の関係を出してみることも一つの方法である、大川は資料を出していないのに、かかる数字を出しているのはおかしい

僻地のある仲多度は今まで不合理であつたと思つている

書記長　前の中央委員会で出さない支部は一番損くせよという條件がついていたが、区内は三豊と同じにした、各郡市にらみ合せて、眞実性に近づける様最大限の努力をした積りである

仲多度　大川に反撥するのではないが、当支部では昨年度の旅費配分は僻地部一島嶼部六の割合としていた位である、当然当支部区内の旅費はこれ以上かさむことを了解して戴きたい、決して無茶苦茶な数字を出しているのではない（拍手）

旅費配分　終に小委員会に付託

論戰の裏に涙

教職員のみの不當取扱に反對す

大川　吉田、安部君の云われる所もつともである仲多度にも島がある様に大川にも山あり僻地もある、随つて区内郡内はそう大した数字の開きはないと思う、縣外に出る時にこそ差が出來ると思う、縣内に於てもこの表は一應参考として各支部一名―二名の小委員会を構成して再検討し決定して頂きたい

三豊　三豊ももう一度検討してもらいたいと云つている、一般旅費と僻地旅費と両方ある点をも考えて公平にやつて頂きたい、もう一度資料をあたりたい

仲多度　仲多度は本当に良心的に資料を出しているから何度検討してもよい、この比率を固執するものではないから解つてもらいたい

坂出　この原案を了承する、仲多度の云う事はよく判る

丸亀　昨日の給特部長会議ではこの指数を一應とり上げるが、改めて再検討をしてみようという事であつた

書記長　議事が紛糾して申訳ない中執も之を固執する訳ではない中央委員会の小委員会を設けて再検討して次回に提案したい

委員長　一應執行部の原案となつているが、皆さんの提出された資料そのまゝを基にして出したものである、結論を出して提案するか否かでもんだが中執としては責任上結論を出して提案すべきであるとの確認の下にあくまでも正しい資料と信じて徹宵の末一應機械的に出した集計である、再検討するにやぶさかでない

議長　採決したい

原案賛成一五反対二十二

小委員会を設けて再審議して次回にかける事に決定

一〇号議案　**僻地手當配分の件上程**

副委員長　昨年の甲地乙地は從前通りに認める、昨年度は甲地六六〇円乙地二三〇円であつたが甲地一ベースの二割（一二六〇円）乙地一ベースの一割（六三〇円）

僻地手當の増額

仲多度　僻地教員の悲痛なる現状をよく討論下さつて本提案を了とされ是非七千の総力をあげて強力に斗つていただきたい

委員長　僻地の実状は身に泌みて体験している、死力を盡して頑張る

議長　採決　万場一致採択

十一号議案　**その他**

○選挙対策委員会の設置　來るべき一切の選挙に備えて対策委をもちたい、各支部二名

○財団法人日本教育会館評議員選出の件　日教組香川縣選出中執北浜氏に一任したい

○東京分駐所宿泊費の件　組合員一泊五十円（從前は百円）としたい、經營に支障はない

縣費補助八四八〇〇円をもつて増築をしたい

以上可決

十二号議案　**支部提出議案**

木田　去る日教組大会は今までの大会中一番よい成績で五十万組合員から非常に感謝されているが之は中執の努力は勿論であるが特に地元仲多度支部及び丸亀支部との密接な協力と献身的な努力の結果である、感謝決議をしたい　拍手決定

連絡事項

1、日教組会計委員の補選が來る七月十日中央委員会最終日に行はれるので希望者は九日正午までに日教組選挙管理委員会に届出され度し

2、扶養家族手当支給規定は現状を維持するよう委員会へ申し入れしているから各支部相互充分なる連繋の下に…頂きたい、随つて先日の中…指示は解除する

3、図書購買依頼　教育白…〇円（内十円は支部利益…略画辞典四〇円（内五円は…利益金）

緊急動議として香川より左の…がなされた

香川　中執は本時選挙闘争に…に努力した、その労苦に対…く感謝の意を表したい全員…

十三　閉会挨拶

副委員長　激闘の参議選を…を以つて終了したその…中央委員会に於てその…そのまゝ実に前後十時間に…長時間を最も精力的に全…審議完了された事に対して…より敬意と感謝の辞を述べ…い、我々は今後の奮闘を誓…誓して閉会と致します　拍…

時正に薄暮迫る午後七時、…白熱の中央委員会とも云える…印象深き会合を終了した

青年戰線の統一へ

四国青年部協議会

6.17　於愛媛

四國四縣青年部委員会を（徳島教組欠席）六月十七日愛媛教組に於て開催した

一　中央情勢について

日教組青年部長　佐竹周一

参議選がすむまで高知縣に居た為中執として確固たるものを未だ摑む事が出来ていないが現況を報告する

1、今次参議選が自由党に対して恐威を與える結果となり、その為の反動が民主陣営に色々な形となつて現れて來るであらう

先ず一番に考えられる点は、地方公務員法による教員の政治活動の制限であらう

2、認定講習の件については一應中執委並に府縣代表者会（六月十五日）で全員拒否の線に決定した希望講習拒否という点において矛盾ではないかと考えられるが決して矛盾ではない、何故ならば職階制なりという点において実施するならば、我々は職階制を実施されてはいけないという点から必ず希望するという結果になる、この事は不利益な点を見せて実施するのだから、認定講習に出た瞬間即ち束縛である、現在見られている四十五單位に対して、再教育や研究科が認められない点を考えてもよくわかる

3、文部省人事院としては現在は職階制と免許法とは一諾に考えていない、この事に対して地方教委に対して逆襲を出したいと思つているとのことである中執としては免許法を中心に給與改訂、地方公務員法制定など全官労の問題としてやつていく考えである

選擧戰への卒直な批…

二、情報交換

（高知）森本青年部長

1、青年が何を考え如何…に動いているかを捉えて…しようと思つている、現…査をやつている

2、今迄の青部の事業には…なかつた

3、前教育委員を民主戦線…補として推したが惜しい…たことに於て民主戦線統一…点に於いて大いなる疑問を…いる、社会党もこの民主戦…を瞬敵したし、教員の中に…に分れた

（香川）細川青年部長

1、青年部意識の昂揚…

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

…対策委を

…評議員選…議選出中執…件 組合員…円）とし…い…円をもつて

…出議案

…は今までの…五十万組…されている…力論である…部及び丸亀…と献身的な…謝決議を…選が来る…終日に行…九日正午ま…員会に届…定は摂訣

を維持するよう委員会へ希望申し入れしているから各支部にて相互充分なる連繋の下にやつも頂きたい、随つて先日の中止の指示は解除する

3、図書販賣依頼 教育白書一五〇円（内十円は支部利益金）略画辞典四〇円（内五円は支部利益金）

緊急動議として香川より左の提案がなされた

香川 中執は本時選挙闘争に大いに努力した、その労苦に対し深く感謝の意を表したい全員拍手

十三 閉会挨拶

副委員長 激 調の参議選を 勝利を以 つて終了したその 直後の中央委 員会に 於てその感激をそのまゝ実に前後十時間に亘る長時間を最も精力的に全議案を審議完了された事に対して衷心より敬意と感謝 の辞を 献げたい、我々は今後の奮闘を深くお誓して閉会と致します 拍手

残正に薄暮迫る午後七時、歴史的白熱の中央委員会とも云える最も印象深き会合を終了した

…統一へ 青年部協議会

…に決定し…において…れるが決…ならば職…て実施す…を実施さ…から必ず…る、この…実施する…制即ち東…いる四十…や研究科…てもよく…は現在は…に考えて…いと思つ…て 地方教…縛として…計、地方…の問題と

してやつていく考えである

選挙戦への 卒直な批判 （高知）

二、情報交換

（高知）森本青年部長

1、青年が何を考え如何なる方向に動いているかを捉えて再組織をしようと思つている、現在実態調査をやつている

2、今迄の青部の事業には魅力がなかつた

3、前教育委員を民主戦線統一候補として推したが惜しい所で破れたここに於て民主戦線統一という点に於いて大いなる騒擾をもつている、社会党もこの民主戦線統一を解散したし、教員の中にも二つに分れた

（香川）鶴川青年部長

1、青年部意識の昂揚

〇各郡市に於いては委員会、常任委員会或は大会等の諸会合を度々もつと同時に情報を常に流す事

〇分会に於ては常に斬新な問題を捉えて討議し、下積にならない様に注意する、團結の力で問題を処理する

〇本部から執行員を派遣する

2、職場の民主化

昔日の蔑まれる教育観念が再び一部不心得組合員に出て来ようとする現段階に於いて、これをなくする事こそ緊急な事と考えて職場民主化の名目で今迄やりながら效力を失かけていた、職場協議会の完全実施を決定した

青年層の窮状を訴う
認定講習等につき （香川）

3、免許法認定講習に関する件香教委、香教組が昭和二十八年三月三十一日で特例法の期限のなくなる二十三單位受講生即ち、勤続年数十年以上（師範昭和十七年三月卒以前）の者のみに 重点を於いて、四十五單位そうけなければならない（青年部九割迄占める）者の講習については少し考え方が足りなかつた点について強く反省を求めた

四十五單位を受けなければならぬ者が忘れられた大いなる原因としては、昭和二十八年三月で法七條該当者の特例法がなくなるために之をどうしても済まさなければならないという点と、四十五單位を受けなければならぬ者は将来の期間が十分あるということ、以上の二点であるが我々は之に対して今教員のみに実施されていない職階制が必ずや実施されるであろう事を指摘して、これによつて起つて来る混乱を考える時安易ならざるものがあることを強調し、左の決定事項を見た

〇職階制が必ず実施されない、させないの決定線のもとに行動してもらいたい

〇法の範囲内において最も有利な方法を実施してもらいたい

イ、即ち我々は昭和二十九年九月三十日でもつて 勤続年数は 上級（二級）免許状を得る（昭和二十四年九月三十日以前卒業生）資格を得るのでこの時に直ちに單位の認定を終える様にする、

ロ、通信教育は至極結構の様であるが、大部分は東京、大阪、京都等の遠い所の大学から通信教育を受けなければならないので、経費その他で不便を感ずる、当局は之ら大学と交渉して誰でも容易にうけられる様な方法にして貰いたい

ハ、別実四即ち、我々は（四十五單位組）従来殆んど強制的に行はれた再教育講習、研究科、研究会を単位として認めてくれない不合理を改める様

二、高免、仮免の多い青年部員の状況を考え、二十三單位組よりも資の死活の問題である之らの者を優先的にとり扱う事

〇法の不満改正を日教組の問題として全國的にとりあげる事

給與体系に不満 初任給 大巾引上を要望

4、給與不合理是正

給與ベースの改訂を行うべき一大輿論を起すると同時に、上に厚く下に薄い現給與体系が生れた不合理を必ずなおす様に、全國的に啓蒙する事、特に初任給の大巾引上を再確認した

5、参議選の苦心をつぶさに報告した

凡ゆる闘争の 前衛とならん （愛媛）

（愛媛）山本青年部長

運動方針として

1、あらゆる闘争の前衛となる

2、職場組織の確立

3、情宣活動を徹底的にする

4、各選挙闘争の中心となる

二、青年戦線統一に關する件

労働戦線統一とからんで議論百出したが、結論として現段階に於いては内部組織の強化即ち、地労組との統一ということでなく、内部戦線を統一してその結果に於いて他労組との戦線統一を考えようとの線が明らかにされた

三、日教組青年部への 要望事項

1、現参議員が四國ブロックに対して遊説して巡ること

2、日教組大会の運動方針を早く肉付すること

3、情報を常に早く流すこと

4、日教組各都道府縣の青年部役員表を作ること

5、給與ベース改訂に関する件

6、免許法認定講習に関する件

以上を決定し更に今後四教協青年部の強化を誓つて十六時散会した

尚次回は今秋高知でもつことになつている

小學校教育研究發表會 多度津校にて開催

香川縣小学校長会では、香教委、香教組後援のもとに六月三十日多度津校で小学校教育研究会を開催した、今回の研究会は研究指定校としての同校の中間発表会で同校長谷川校長、馬場、山下教官の研究発表が行われた

中學校標準學力検査の結果 近く發表さる

本年度初め実施した中学校標準学力検査のサンプル集計が出来たので、指導課では近く各学校に発表する。これについて香教組は次の如き要望を行つた。

1、科学的に測定された結果については充分検討を加えた上で公表するのは望ましい事である。しかし之の解釈をある特定の意図のもとに行つたり、一方的な見解でことさら真実をまげる様な事があつてはならない。

2、標準学力検査の意義については一般の誤解が多い様である。一部の科目のしかも測定し得る面のみの結果を見て、教育全般の評価を行う誤のない様特に啓蒙すべきである

3、サンプル調査の方法と意義についての理解を深める様指導すべきである

香川縣教職員組合 教育研究委員會運營要項

第一條、この会は香川縣教職員組合規約第二十九條による香川縣教職員組合教育研究委員会である

第二條、この会は組合員の教育活動及び学術研究と助成し民主的教育文化の振興をはかることを目的とする

第三條、この会は支部の選出する教育研究組織の代表者及び本部より推薦する組合員の教育研究組織の代表者をもつて構成する

第四條、この会は前條の目的を達する為左の事業について参劃する

1、教育の民主化に関する事項

2、教科書及ワークブックの研究編集に関する事項

3、教職員の資質向上及教育研究助成に関する事項

4、教育研究に必要なる調査に関する事項

5、機関誌の発行に関する事項

6、他の文化團体との連繋に関する事項

7、其の他の必要なる事項

第五條、この会に左の役員をおく

会長一名、副会長二名、幹事長一名、副幹事長一名、幹事若干名

第六條、会長は此の会を代表する副会長は会長を補佐し会長事故ある時は代理する、幹事長はこの会の事務処理の責任者となる副幹事長は幹事長を補佐する、役員は幹事会を組識しこの会の業務に関し協議する

第七條、役員は委員の互選により選出し任期は一ケ年とする、但し再任を妨げない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

旅費補償なき講習には参加せず

別表第四助教該當者対策を急げ

定習認講対處策對

重大決意をもつて

二、今後の闘争方針

免許法は現職教員の既得権を極度に侵害し教員の労働強化と生活の破壊を招き、学校教育を混乱に陥れる悪法であることを確認し七、〇〇〇組合員はその組織を強化し、団結の力により目前に迫る地方公務員法闘争とからみあわせて講習不参加の態度を確立し法改正と大巾予算獲得に万全を期する為全力を傾注する。

三、闘争目標

1、予算の獲得

イ、実費旅費の裏付のない認定講習には参加しない

ロ、課外で受講しなければならない者に対して一人一ケ年補助金五〇〇〇円の出ない場合は参加しない。

ハ、通信教育受講者についてはその実費を支給すること。

2、法改正

一、学校種別各級免許状に通じ上級免許状取得に要する修得単位数を全面的に軽減すること。

二、中学校または高等学校の教諭免許状を有する者が、同じ種類の学校の同じ級以下の免許状の授與を受けようとする場合最初に関する専門科目の單位のみを修得することにより上級免許状が修得できることを明確にすること。

三、左に掲げる場合は一般教養科目及び教科に関する専門科目の單位を欠くことができるよう措置すること

イ、施行法第一條第一項の表中第二号（講習）該当者が中学校教諭二級普通免許状の授與を受ける場合

ロ、同條第三号（初訓）該当者が幼稚園で小学校の教諭二級普通免許状の授與を受ける場合

ハ、師範生（現四年の教員養成諭学校及び修業年限四年以上の専門学校を卒業した者が高等学校教諭一級普通免許状の授與をうける場合

四、在職年数が二級或いは三級上位の免許状取得に要する在職年数を超過している場合は、各級の所要單位数を修得することにより相当免許状の授與を受けることができる

五、保育所の在職年数を幼稚園と同様に認めること。

3、講習計画について

イ、高等学校及特殊教科課程対策

※高校も全課程について職内で一應二ケ年に修了するよう措置すること（二級免許科に関する専門科目）

※特殊教科（養護教員特殊学校教員等）の講習についても教育委員会の責任に於て講師の選定を行い速やかに計画を樹立すること

ロ、仮免のものについても他と同様に取扱うこと

ハ、單位の履修については幅に認めること

二、今後行う講習は総べて認定講習の一環として実施し單位の取得と加算すること。

ホ、認定講習の期間は七月二十日前後を目途として出來るだけ速やかに教育に支障のないようにすること。

4、助教対策

臨時免許状期限が一ケ年とされている為助教については特別の考慮が拂われなければならない

その為昭和二十七年三月末迄に希望者全員に対し仮免許状を取得させる必要がある。ために次に対策を樹立して斗う。

イ、臨時免許状期間満了該希望者の中仮免許状未取得者に対しては当局の責任において優先的に單位付をさせるよう締約させる

ロ、中央より交付される公開講座費を以て各配置府縣の國立大学の臨時養成科を拡充し多数を入所させるこの場合入所生の研修費は総て該当局の負担とし、あくまで現職現給として養成期間補充教員を確保する。

5、私立大学通信教育利用の研究

各地方で獲得した予算が不充分で円滑な講習計画の樹立が困難な場合、経済的負担且つ時間的負担の軽減される通信教育を検討し当局の關係する講習を拒否して全面的に私立大学の通信教育を利用する事も一方法として予め研究することの場合獲得した予算は教員の特別研修費として教員の名目で支給させる

四、闘争の方法

免許法施行に伴う既得権の侵害と政府の施策の無為無策並びに

總力を結集し法改正を闘いとれ

總てを自らのものとして

三號　講習不参加の態度を確立というよりも、すでに全國的に行われているのであるから我々の現状からいつ切り出したが良いと思うが、

書記次長　事務された際の報告は悪法に反発するというので、三期四期と続けてゆく様に反対の声が高まって来ているのが実状で我々としては受けたいであるがかかる現実の姿に目を蔽うことは出來ぬ

仲多度　不参加の問題であるが緊外で五〇〇〇円出ない時不参加

理田　全部が闘争態度をとっているので遅れる事は困る

仲多度　我々はあくまで闘争態度を以て斗う

急げ!!

欲

厚生部長　吾々はかつての物資難から住宅難へと変って相変らずつきまとわれている。そしては何時解決せられるというは全くない更に昨年來教員に関する問題が目立つて來等教員の厚利厚生に関する根本的に解決する闘争を以てくおいてその可能な部分をあげ本年度の闘争目標として展開する

一、闘争目標　厚生に関する目標

一、住宅金融公庫の枠の増額

二、教員共同宿泊所の建設

三、群地教員住宅建設の推進

四、教員互助会の再興

五、結核保養所の設立

六、教員保養所の設立

七、共済組合の拡充強化

二、説明　厚生目標解説

◎住宅金融公庫

政府（五〇億）十対目

資金（一億）＝一五〇

一、五億が香川縣に割

もので本年度は略二〇

の予定である大体貸付の

高校部給與　不合理是正

一齊二号俸増決

書記長　今までは給與の中へ一緒に含めていたがぬき出した本問題を特に重要視したからであって持によくするというものではない、一昨日の高等学校部会ではこれに対する期待を強くかけている充分慎重審議をしていただきたい

香川　提案理由にあつた通り可決か否かの必要はない、対縣交渉の見透しはどうか

書記長　明るい見通しあり

委員長　給與の件、高校の件保沢山の感あると思うが予算獲得の見通しはあると申上げたい、以下都合で略

委員長　予算残云々は我々の職能において然うなつているので新しい不合理是正を含んでいる本田　高校組の二号俸引上げについては、中小学校にもこれと同じ不合理があるが之らにも枠を廣げる意志ありや否や

副委員長　不合理是正の観点からであるから、小中学校への調整号俸二号俸は認めない

三號　今のは組合としての観点が違う

「その通り」の声あり

書記長　そういう事も考える、用方をマツチさせてやる

恩給等を考えると小中学校の方が薄い

三號　恩給は将來どうなるか判らない

三號　中学校教員の内容を詰めたいと念願している現状から学歴

高校教職員の待遇改善に關する件

一、提案事項

1、一斉二号俸昇給

理由　イ、恩給計算の不合理是正

ロ、給別指定の不合理是正

2、地方高校教諭員の一号俸増

理由　二十四校は地域給のつかない学校が九校あり人事に支障を來たす

3、高校旅費の増額

理由　看教組が当初予算において要望した一人月額八〇〇〇円を再要望して居る

4、通勤費の支給

5、高校教諭員の夜間勤務手当の増額

理由　定時制通学部の夜間勤務をなす場合毎である自覚で容腹を満たす現状であるので是非望する

の不合理是
一号俸増
俸給のつか
役あり人事
予算におい
八月額八〇
要求して闘う

理田　全縣が異動対象となつているので過大な通勤費を要するものがあるので要望する

5、高校教職員の夜間勤務手当の獲得

理田　定時制高等並夜間学校は夜間勤務をなすので疲労が過度であるのみならず自費で空腹を満している現況であるので手当を要望する

不合理是正
一齊二号俸増決議

の中へ一諸
出した本問
からであつ
うものでは
学校部会で
要望強くかけ
要望していた
通り可決
対縣交渉

をもつた中学校教員にも不合理是正の枠を廣げて戴きたい

委員長　これが出來れば中学校の方へもすぐ運用出來ると思う

仲多度　我々はあくまで高等学校教員の是正という立場からこれを審議するのであつて、政治的な含みというものではない、先ず高校をあげて逐次中小学校に拡げるという点で賛成する

書記長　その通りである、不合理是正の一環として闘う

「その通り」の声あり

小豆　小中学校教員も当然含まれているべきである

優遇する事は賛成だが筋の通つたものはないか、免許状その他と一環しない

書記長　職階制を認めたのではない

木田　小中は先程の給與是正でやる、高校は二号俸増俸それでよいではないか

賛成五号案可決

六号議案　厚生に関する件上程

急げ!!共済組合対策
欲しい島嶼部教員共同宿泊所

厚生部長

吾々はかつての物資難から資金難住宅難えと変つて相変らす御難につきまとわれている、そしてこれは何時解決せられるという見通しは全くない更に昨年來教員の健康に関する問題が目立つて來た、之等教員の福利厚生に関する諸問題を抜本的に解決する闘争はしばらくおいてその可能な部分だけとりあげ本年度の闘争目標として強力に展開する

一、闘争目標　厚生に関する闘争目標

一、住宅金融公庫の枠の確得
二、教員共同宿泊所の建設
三、僻地教員住宅建設の推進
四、教員互助会の再興
五、結核保養所の設立
六、教員保養所の設立
七、共済組合の拡充強化

二、説明　厚生目標解説

◎住宅金融公庫

政府（五〇億）十対日援助見返資金（百億）＝一五〇金のうち一、五億が香川縣に割当られたもので本年度は略二〇〇戸建設の予定である大体貸付の対照は左の項に該当する者である

1、自分で家を建て様とする家族二人以上のもの
2、九坪から三〇坪の住宅で定めた規準に合つたもの、但し一八坪までしか融資の対象となり得ない
3、木造一、六万円、コンクリート二万円、鉄筋三、四万円の七割五分（但し坪当り）
4、金利年金五分五厘、期限木造一五年、鉄筋三〇年
5、融資者は原則として償還月額の八倍の月収がないといけない
6、三市以外も原則として受付けるが多分今回は駄目だろう

◎互助会の再興

互助会は二二年以後事業を中止して今年五月一九日の総会に解散した、その遺産は教員組合に渡すことになつたので現在整理期間として整理中であつて七月三〇日にその整理は終了する

財産合計一八六〇〇〇円（?金四三、〇〇〇円。國内債券四三、〇〇〇円）

右の遺産では全教員ゆとても満足する事が出來ないので縣より相当額の融資を受け更に吾々の加入金を加えて熾烈なる要求の一部にする計画である

◎結核保養所

昨年建設資金壱千万円を要求して通らなかつたが今年度中に何とかしようという知事の公約を実現させ、現在休職中の教員を含めて二百数十名の結核教員を根絶し明朗なる教育界を建設する目的である

◎教員保養所

共済組合の事業としてブロック毎に建てられ全國でただ一つ残された四國地方保養所の設立を促進すると共に香川縣に認致する計画である

◎其の他

共済組合の拡充強化」

進行係　会議時間一時間延長を諮る（五時）賛成

三豊　共済組合の掛金は余つているのか、うまく運営されているかどうか

闘委員長　余つているのは嘘で赤字を生んでいる

綾歌　厚生部の処理をどうするか

厚生部長　厚生部の運営についてはこの前の中央委員会でした（早く残品の整理を行い、今後商品の取扱はしない）

異議なし、可決

七号議案　法内組合申請に関する件上程

書記長　一、提案事項「……法内組合になる努力は今後も続けるが此の條件のもとに法内組合になることは出來ない」

二、経過

1、日教組並に香教組は労組法改正に就ては「校長を組合員として法内組合となる」と云う基本態度で闘かつた
2、その後その点が解法されないで新労組法が実施され法門組合申請は昨年九月以降問題となつたのであるが当時（イ）校長の組合員資格（ロ）國家公務員の加入等の問題が解決されず保留されたまゝであつた
3、三月に開催された日教組の代表者会議で地方公務員法に団体交渉権を認めさせるために各縣教組が法内組合となり団体交渉が拒否されれば地労委へ提訴する様日教組から要求された
4、將來法内組合となるべく、関係当事者と接渉を続け、地労委公益委員会から別紙文書連絡があつた

三、現段階の情況

1、法内組合の利点
（イ）地労委労働者側委員の推薦が出來る（二十六年度）
（ロ）法人届が出來る──税金には関係がない
（ハ）不当労働行為に対して香教組として提訴出來る

2、困難な点
イ、校長を特別に考慮することは出來ない
ロ、大学高専部を連絡機関とすることは出來ない
ハ、大会選出の役員に辞職を強要することは出來ない

3、当初の目的であつた団体交渉権を拒否した場合地労委提訴は香川縣地労委は受けつけない

異議なく可決

八号議案　教育研究組織の件上程

教育研究組織
今夏より正式に發足

文化部長　前年よりの懸案であつた教育研究組織の件を提案する

、必要とする理由

1、組合の文化活動を更に一層強化する2、組合員の今もつている各種の教育研究組織を組合員との一層密接な連繋をもつ事によつて助成したい

方針1、既成研究団体の特殊性地域性を認めて自然に組合の中へ入つて來るように導く2、研究組織要項により組合の專門委員会の形でゆく3、各支部の組織が大切であるからこれと同様の意味に於けるものを作られたい、運営が拡張するに従つて規約を作成、予算を整備する

坂出　見通しは何時頃か

文化部長　早速夏休前に結成して発足出來る様にしたい

坂出　どういう計画か

文化部長　大事業であるから完成は今年度中かゝると思う、專任者、文化委員、指導委員も設けたい

賛成、可決

九号議案　旅費分の件上程

大川のユーモアも交え
三豊 仲多度 等それぞれ健闘

旅費配分大いにもむ

厚生部長　皆さんの資料に基きこの指數を出したものである

旅費配分のための指數

支部名 項目	区内	郡内	縣内	縣外	計	比	従前の比
高松	三七〇	四七九	四五五	四〇五	一七〇九	一七	五
坂出	三四八	四五〇	一二六九	四六七	二四三四	二四	六
丸亀	三四三	四四五	一二一九	四三二	二四三九	二四	七
小豆	五五〇	八四四	二三九一	五六〇	四二四五	四二	九
大川	六六〇	九二九	一三六七	五三九	三四九五	三五	八
木田	四〇九	六一〇	二〇七〇	五七八	三六六七	三七	六
香川	四五三	八七二	二三二二	五六八	四二一五	四一	六
綾歌	五六八	八九五	二四六五	五二三	四四五一	四五	七
仲多度	一〇三〇	一六三〇	二六三五	五九一	五八八六	五九	八
三豊	五一〇	一〇二九	二四九七	五三四	四五七〇	四六	九

三面へつづく

一面よりつづく

ているので実質的には弐千四百万円である、香川縣としては参千弐百五拾六万円に対して三月縣会で弐百四拾七万壱千六百円の決定を見たのみで内職費として百万円は決定随つて受講者四千人としても一人当り僅かに二百五十円であり、人によれば一日分の旅費にも足りない訳である。

例　小豆郡福田より高松会場にて受講する場合

福田─土庄（バス往復一七〇円）
土庄─高松（船往復一〇〇円）
計二七〇円

二十五年度分專門教科八單位（四十八日分）壱万弐千九百六拾円

2、講習計画はどうなつているか（二五、六、十二付香川教育特集号参照）

イ、希望者全員が収容出來るか明確でない二、七七三人の予定のところ四、〇二七名の第七條該当者がある見込、
ロ、高校の全体計画が完備していない（專門教科の計画がない）
ハ、仮免の特別措置が明確でない。

3、学校運営に及ぼす影響

現行法では一單位に一週間を必要とし夏季休暇一ケ月を全面的に利用するとしても六ケ年（一ケ月四單位）

夏冬春あらゆる休暇を利用しても三ケ年（一年に八單位）

土、日講習を全面的に利用しても一ケ年を必要とし然も会場数、講師等の関係から一部の人員に限定され有資格者全員に受講の機会等を與えることは困難である從つて昭和二十八年三月までに完了するためにはどうしても教育に支障のない計画は困難である、日教組の資料によれば全員の七分の一の教員が授業放棄の形となり之れが生徒兒童の学校教育に校外指導に及ぼす影響は甚大であり、教育水準の低下はもとより青少年の不良化の原因となること は論を 俟たない。

あり
の件盛沢
予算獲得の
げたい、以
は我々の續
いるので
望んでいる
取上げにつ
もこれと同
にも枠を
的観点から
員への調整
の偏点が
学校の方
える、雨
るか判ら
を高めた
から学歴

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

香川教育

発行所
高松市天神前教育会館内
香川縣教職員組合
発行人 香川 正一

印刷所
四國新聞社印刷部
定價 一部五円

組織を守れ・團結のみが生命

妥協なき要求・認定講習旅費實費

昭和二十五年度第二回中央委員會開く

地方公務員法 制定に反対

認定講習 不参加態勢の確立へ

前後10時間に亘る大熱論を展開

六月二十三日十時より本部にて本年度第二回中央委員会を開催、六車氏（大川）議長の下に選挙直後の昂奮と感激をそのまゝ緊張裡に重要なる議案を審議、薄暮迫る午後七時実に前後十時間に亘る大論戦を展開、こゝに香教組始つて以來の歴史的意義深き中央委員会の幕を閉じた

△委員長挨拶

今年度劈初に日教組琴平大会、参議院選挙の二つの大きい行事をした皆さんの御協力により成功裡に終つた事は喜びに堪えない、議題を御覧の通り問題は山積しているが慎重審議の上決議下さらんことをお願いする。

△経過報告　書記長

文書によつて報告にかえる

重要事項がないので詳略

文書以外の事項について申しあげる。

栄養家族手当について教育委員会で査定を初めたが昨日交渉の結果五点について協定がついた

1、収入が一人について一六八〇円以上の場合は不可

2、上田二反の収入は一六八〇円に換算される、中、下田の場合は上田に換算して計算する

3、農家の場合主体が父であれば六十才以上であつてももらえない、本人には支給される

4、123に該当する時も民生委員の承認があればよい

5、必要により調査する（問題が生じた時）この線にそつて縣側の調査に應じる（尚詳細については特集号により情報を流す）

△會計報告　書記長

本庄会計長都合に依り出られないので私が代つて報告する

収支計算書を報告に代える、一般会計は七万円、残監査員より正確と云われた、厚生部会計は監査のとき特に時間をかけて慎重に監査されたのであるが、当時損金十三万五千五百十八円が出ている、文化部会計は黒字でやつている、教育会館運営特別会計は残金七万円で他の各種会館赤字の所、教育会館だけは黒字である

進行係＝参議院議員森崎氏が見えたので御報告いたゞきたいと思うがおはかりする、（拍手）

働く者の前衛として 森崎氏挨拶

教組の決定線 即私の歩む途

森崎＝今度のことは只言葉で自分の氣持を表現することは出來ません、今後の行動を通じてお礼を申上げるより以外にない、終盤戦に於て敵側の悪宣傳により皆様に非常な御迷惑をかけした事は本当に申訳ない、こういう問題を言葉で説明、弁明はしたくない、あくまで今後の闘争における事実によつて御判断を待つ皆様の意のあるところを銘記している、然しお互にはすつきりした戦いに終止したよろこびをもつ、一つ一つ苦しい集いのあとをかえりみて感謝の念で一杯です、今後も教組と精神的に通つたものでありたい、御注意御支援いたゞきたい、挨拶廻りは自轉車で廻るので中々ですが是非共参上致します、八日より一週間社会党の会あり二十六日、日教組の会あり七月終りまで帰れないと思います、微力ながら次第連絡致します、何か一生懸命頑張ります、上京致しますので私に対す

為にする誹謗に乗[ぜず]

非あれば反省

教員の選舉活動

書記長　大川、香川、三豊等の一部町村長から制限云々を云つておるが、之は敵側の為にすることばである、教組は強く反対する、然し悪い点があれば率直に反省することにやぶさかではない

闘争委員長　扶養手当支給準備ずいで民生委員、学校内のをとり入れてする、問選で返済等のことはない、…方の責任になる

進行係　監査委員龍家氏出席しておるので監査報告を先に…い（異議なし）

厚生部の会計処理を要請

監査委員 龍家氏

會計監査報告　龍家

本年度第一回の会計監査を一昨日五人にて行つた、前年より整理は進行している、遺憾な点は厚生部の仮渡金の中三十一万円は返つたが（現金二十万商品十一万円）十三万円の赤字が出た

事である、尚会計監査結…

文書を御覧願いたい

綾部　厚生部の金を返せと…合本部の方で返せる見込…か、

書記長　率直にいつて他会…うめるか、組合員に率…してもらうか、それ以外に…

主張

教育研究組織の確立について

今回、中央委員会に於いて香教組教育研究委員会運営要項が決定され、縣案の教育研究組織確立への方策が樹立された。此の組織を整備育成して強力なる研究活動を展開運営してゆく事は香川縣七千の教職員のひとしく待望する所であると共に、これが実現については組合員各位の積極的な協力を要望する所である

思うに教育権の確立をはかり教育及学術研究の自由獲得を鬪つたのは組合創設の時以來であり、爾來数年これが民主化の闘いは着々と進められたとはいえ、われら自体の組織の中にこれらの闘いの基盤をつちかうものに欠けるものがあつた点は率直に認めなければならない。戦後の日本教育は連合軍の民主化の勧告があり、内には又教育関係諸法規によつて制度上の民主化が進められつゝあるとはいえ、傳統的な封建性や従前の非社会的な教育観は容易に拭い去られるべくもなく、しかも政府は國家予算の貧困に籍口して國家再建の基礎たる教育の復興と民主化を怠つている。

こゝにわれらは組合員のあらゆる教育研究組織を集結し、その強力なる連繋のもとに教育及び学術の相互的研さんをはかり、教育復興と民主化の闘いにおけるわれら自体の力をはぐくむ事によつて祖國の平和的再建に起ち上らんとする決意を固めたのである。

教育研究組織確立えの努力は、昨年九月中央委員会に原案提出以來のものであり、大会又は中央委員会等に於いて常に論議され、ほとんど一歳になんなんとする準備期間を経なければならなかつた。これは香教組のもつ組合活動と教育研究運動とのより高き綜合調和のための苦悩であり、此の事業の困難さを物語るものといえよう。

現在の組合機関をそのまゝ教育研究組織とする事はもとより多くの困難と問題がある。教組の地区内には自発的に盛り上つた、それぞれの特殊性を有する各様の形態による多数の研究団体があり、一方組合内に研究活動の民主的な組織を有する支部もある。これらは充分尊重されなければならないものであり、尊重すべきである…に新たな組織の一つ一つの…なる事が要請されるのであ…れら自然発生的な研究諸団体…成をはかり、現在まで盛り…來たこれらの努力を全縣的…の中に生かし連繋づけてゆ…お互いに望ましいものであ…する。

新らしい研究組織は組合…縣下教職員の研究機関であ…に教育復興の運動組織で…は勿論である。教職員の研…は組合機関による交渉又は…よつて守られてゆくである…

組合日誌

六月一七日　教育研究組織対策委員会
　中央闘争委員会
　四協青年部会

六月一九日　教育委員会と交渉へ（認定講習その他について）
　仲多度文部委員会

六月二〇日　教育研究対策委員会
　綾歌文部委員会

六月二一日　高校部代議員会
　会計監査

六月二二日　給與僻地対策委員会
　認定講習の件につき大学側と交渉
　縣労会議

六月二三日　中央委員会

六月二六日　縣労会議

六月二七日　部長会
　労働教育委員会

六月二八日　文化部長会
　三豊文部委員会
　高校対策委員会
　民事部ダヒンス
　面会（高校部…

六月二九日　中央委員会の小会（旅費配分について）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六月二七日 闘委員会
労働教育委員会
六月二八日 文教部長会
三団支部委員会
高校対策委員会
民主部ダビンス氏に
面会（高校問題）
六月二九日 中央委員会の小委員
会（旅費配分につい
て）

ので中々
ます、八
会あり二
り七月終

する誹謗に乗らず

非あれば卒直に反省

香川、三
闘委員長 扶養手当支給準則に基
利長から
ずいて民生委員、学校内の意見
っておる
をとり入れてる、問題につい
の為にす
て返済等のことはない、認めた
る、教師
方の責任になる
は本俸に
進行係 監査委員龍家氏出席され
はない
ておるので監査報告を先だした
い（質疑なし）

部の処理を要請

監査委員 龍家氏

事である、尚会計監査結果報告
文書を御覧願いたい
綾部 県生部の金を返せという場
合本部の方で返せる見込があるか、
書記長 率直にいって他会計から
うめるか、組合員に平等に負担
してもらうか、それ以外に方法

△質疑應答
香川教員の政治活動について二、三いわれているが教組はどういう考えか、扶養手当当支給規則が適用される様になった場合以前に溯って返さなくてもよいようにしていただきたい
注意御希望などおきかせ願いたい度い
高松Ⅱ早々に申上げるが、全面講和、ベース引上げに全力をあげていただきたい
森岡Ⅱよくわかりました

△議事
一号議案 地方公務員法並に大學管理法の制定反対闘争の件
書記次長 提案事由の説明を致します
一、経過 地方公務員法案は昭和二十二年十月二十一日、國家公務員法が制定された時新しい公務員制度の確立に即して地方公務員に対して関係法規を作ることになり、二十三年四月頃を目途に法案を準備することになったが

教育を守る闘いへ

粉砕せよ惡法制定の動き

三、闘争方法
1、宣傳活動の強化
イ、部内（組合員）対策 香川教育、支部委員会その他の諸会合を利用して啓蒙宣傳をする
ロ、部外（一般大衆）対策 新聞廣告、ポスターその他あらゆる機会を利用して啓蒙宣傳をする
2、闘争対策 陳情団、陳情書報同文書又は署名運動等により地方議会、國会、文部省、CIE GHQ、労働團体等に働きかける
(イ) 地方議会で反対決議をとる
(ロ) 國会で反対決議をとる
3、共同闘争
(イ) 他労組（官公労会議）、友誼団体、職市民、漁民等と緊密な連繋をとり共闘態勢を強化する

仲多度 日教組大会で地方公務員法より教職員を除外して單独立法化を図る様になっているがその後どうなっているか
副委員長 日教組においてはその後の経過努力を重ねているが今日の段階では2（地方公務員法）を阻止する段階にある
仲多度 夏季大会で地方公務員法の中に団体交渉権と罷業権を加える様に決議したがどうなっているか副委員長色々御意見もあろうが
今後日教組を強化しつゝ強力に闘いを進めたい
一号議案可決

二号議案 教育財政確立に關する件上程
副委員長 國庫負担法等廃案され
にやるか
副委員長 國庫負担法等廃案されるが、この組織化されんとする研究組織が従来の組合内部に連〇を持つ様によって積極的に活動を発展せしめるべきである。
近く教組よりは、この研究組織について、三年、五年、八年、十年に引上げる（E）
(1) 改日宿直料の即時支給と超過勤務手当として支給を要求
(2) 正旅費規定の実施（3）超過勤務手当の支給（4）通勤旅費の支給（5）研究費の増額月五〇〇円（6）夏季補給金の要求（7）長期研修補助の増額一ケ月五〇〇〇円（8）香川大学、小学校教員養成科生の待遇改善

教育費の野放しは不合理

是正に總ての足掛りを

養成所生に現職給を許せぬ

副委員長 標準義務教育費法案の單独立法化 説明略
2、六三建築追加予算に関する件
既に文部省の実態調査でも明らかな如く本年度四十五億円では尚百万坪が残ることになるので最低限一〇〇万円の追加予算を要求する
3、院内斗争を強力にお し進めるべきである
香川 標準教育法についての見透し如何、院内斗争はどういう風

確保する、國家公務員法第一・二條並びに同條に関する人事院規則に準ずる、地方公務員の政治行為に対する制限規定について、同條を援用し人事院規則を援用する
(ハ) 連合体組織の制限をすべて排除する、当該地方公共團体以外の連合体の否認、並びにこれに関する規定はすべて削除する
(ニ) 施行期日は同一とする、各條項による施行期日の相違を統一し、公布後最低六ケ月とする
2、当面の闘争目標 第八臨時國会上提反対闘争を展開する

仲多度 日教組の万一千円（教職は学歴、年令等の関係からこうなる）がよいかと云う事になるが、一応は日教組の一万一千円（教職は学歴、年令等の関係からこうなる）がよいかと云う事になるが、Pから通知が来ているのを知っているか
副委員長 昨年七、八月頃に亡に初任給規定が来たのによると、二十四年当時より下っていたので同じになるまで上げないことになっていた点からの通知は知らなかったが、知れば抑る闘争もやってゆく
仲多度Ⅱこれらの提案は予算的根本問題から不満に思う
副委員長Ⅱ國会で、闘ってもらう事は勿論 香川縣には追加予算を計上してもらって死守する
書記長 実行予算が二割減っている苦しい闘争と考えられるが強い力で闘う
三豊Ⅱ前年計算を叫ぶのは大学卒業の問題に多い、例えば開始を出て文理大に入った人、高校を卒業し民間に勤めてから大学に入った人が開始を出た年度の者より低いことがある、とり上げていただきたい
提案可決、3号議案可決、四号議案 認定講習に關する件上程
書記次長 一、経過
1、闘争予算はどのようになっているか
日教組は七億弐千四百五拾万円を要求して きたが文部省に於ては既に其の一部の調整をのみ予算化し弐億八千万円計上したに過ぎず更に第七國会に於て大蔵省は極かに四千四百万円に削減し然も其の中約弐千万円の遺信教育費につい ては全然國庫の支出でなく受講者の納入する授業料によってすりかえられるやうになっている

二面へつづく

題 給與問題

不合理是正に總ての足掛りを

養成所生に現職給を

坂出 給與ベース引上げについて日教組指令第一号では九七〇〇円かゝげているが金額的な面で統一する必要ありと思うが
副委員長 吉田首相は七四〇〇円ということでおり然も農民の肥料からその金額を出さうとして給與者との離間策 をはかってい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F 457

From the Bulletin Kagawa Education, issued by the Kagawa Teachers' Union

25 June 1950

Item 1 of the agenda discussed at the second meeting of Central Committee, on 23 June from 1000 at the headquarters.

Re fight against the enactment of the Local Public Service-men Law and the University Administration Law.

The vice secretary explained the reason for proposal

1. The development of the case

In accordance with the spirit of the new public service-men system of the National Public Service-men Law which was enacted on 21 Oct 1947, a draft law concerned with the local public service-men was being prepared and was to complete around April 1948. This is the beginning of the case. After the announcement of the Cabinet Ordinance No. 201, various discussion took place regarding this draft law. As the result of the House of Councillors the Liberal Party is planning to present this draft again.

2. Objectives of the strife

a. Fundamental policy -- Will oppose to the undemocratic Local Public Service-men Law and fight for the following four items decided at the Shiobara Convention of Japan Teachers' Union.

(1) Secure the rights for unity and collective barginining.

In relation with labor conditions of educational staff, will exclude Local Public Service-men Law and maintain rights of unity and collective barginining.

(2) Will secure freedom for educational staff to conduct political activities.

Will follow Art 1 and 2 of the National Public Service-men Law and regulations of the Personnel Office regarding those articles. But will modify the restriction regarding political action of local public service-men and exclude

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

regulations of Personnel Office.

(3) Exclude all restrictions concerning organization of federation. Will delete all regulations which disapproves federations other than that of the local public body.

(4) The differences in the dates of enforcement of the articles shall be changed so that all articles shall come to effect on the same day, which will be at least six months after the announcement of the law.

b. Objectives of the strife for the present time.

The draft law is presented to the eighth temporary Diet. Is conducting non-resistance strife.

3. Method of strife

a. Propagandize it strongly (strengthen public opinion)

(1) Measure for members of the union -- conduct propaganda at various meetings of the union.

(2) Measure for those who are not members of the union -- Conduct propaganda by utilizing newspaper, posters, etc.

b. Measure for assembly -- send to local assembly, national Diet, Ministry of Education, CE Section of GHQ and Labor Section, a group to petition, wire of petition, written petition, list of signatures, etc.

(1) Disapprove at the local assembly.

(2) Disapprove at the national Diet.

c. Joint strife

- (1) Will strengthen the fighting attitude by getting close relationship with other labor unions (Prefectural Labor Union Conference) friendly associations, farmers, fishermen, etc.

Question by a representative from Nakatado-gun

At the convention of the Japan Teachers' Union, the fact that the education staff will be excluded from the local public service-men law and provide an independent law was agreed. I want to get further information on this.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Answer from vice-chairman

Japan Teachers' Union is making efforts trying to obstruct the enactment of the Local Public Service-men Law.

Representative from Nakatado-gun

At the convention in Kotohira, a decision was made to include rights for collective bargining and strike in the Local Public Service-men Law. How is that progressing?

Would like to fight powerfully, encouraging the Japan Teachers' Union hereafter.

The above item of the agenda was approved.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F 457

Members of the Central Executive Committee
of the Kagawa Teachers' Union

As of July 1950

Chairman - Mr. Inoue, Hidenobu

Vice-chairman - Mr. Higuchi, Tatsuo

Chief secretary - Mr.Yoshida, Kazuzo

Vice chief secretary - Mr. Masuda, Yasuo

Treasurer - Mr. Honjyo, Taka

Head of Culture Dept - Mr. Yokoyama, Kiyomi

Head of Information &
Propaganda Dept - Mr. Kagawa, Masaichi

Head Welfare Dept - Mr. Okuya, Yukio

University & College Dept - Mr. Nishimura, Yoshiharu

Representative to the Central Executive
Committee of the Japan Teachers' Union - Mr. Kitahama, Seiichi

(from the pamphlet "Names of personnel concerned with school affairs in Kagawa" dated April 1950, published by the Kagawa Teachers' Union)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Karie-mura, Higashiuwa-gun, Ehime Prefecture.

Uzuura-mura, Ochi-gun, Ehime Prefecture.

d. The Reduction Application system was established for the taxpayers who want to reduce their annual incomes less than that of last fiscal year on their July Provisional Returns for 1950 - 1951 fiscal year but only few publications and its tight conditions have made taxpayers trouble to file and it is very doubtful to expect a greater changes from last fiscal year. The dead line was 15 June 1950 and the disposition of these applications will be endorsed from 1 July and be finished by the end of July 1950. The number of taxpayers who filed these applications are as follows:

	(1) No. of All Taxpayer	(2) No. of Field	% (2)/(1)	(3) No. of Blue Return in (2)	% (3)/(2)
Business	116,000	15,974	13.8	2,221	13.9
Farm	253,000	17,232	6.8	3,744	21.7
Professional	30,000	4,578	9.2	386	8.4
Others	43,000	1,825	4.2	48	2.6
Total	162,000	39,609	8.5	6,399	16.7

e. The Price Differential Tax, belonging to the Local ESB. Now belonges to the Collection Division, Takamatsu Tax Bureau. The Price Differential Tax Section with 3 officials and 2 clerks was established on 1 June 1950.

f. On 1 June 1950, total of 84 officials in the General the Affairs Sections in each Tax Office were transfered to other tax offices in order to put fresh blood into some of the slow tax offices.

g. By a Cabinet Order, The Conference Group, Takamatsu Tax Bureau was finally fixed. The number of conferencees are as follows:

(1) Takamatsu Tax Bureau

Head conference	1	
Conferencees	12	
Officials		1
Clerks		2

(2) Kochi Branch

Conferencees	6	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

The 11th Regular Mass Meeting of the Kagawa Teachers' Union, 12 March 1950.

香川縣教職員組合第十一回定期大會

日　時　1950年 3 月12日

場　所　香川縣教育會館講堂

大会スローガン(案)

一、賃金ベース即時引上
二、勞働基本權の確立
三、地方公務員法制定反対
四、標準教育費法の制定と教育予算の大巾增額
五、大衆の犠牲による經濟復興反対
六、不合理な認定講習計畫反対
七、香川大学の一本化促進
八、私学の振興
九、選擧斗爭の積極的推進
一〇、講和会議の促進

大会次第

一、資格確認
二、開会宣言
三、議長團選出
四、議長挨拶
五、大會委員委囑並に任命
(大會運營委員、議事錄署名委員、進行係、記錄係)
六、一般情勢報告
七、經過報告
八、會計報告、會計監査報告
九、質疑應答
一〇、來賓祝辭
一一、議事
1、運動方針並に大會スローガンの件
2、昭和二十五年度組合豫算の件
3、労働戰線統一に関する件
4、参議院選擧対策の件
5、第三段階斗爭に関する件
6、規約改正の件
7、支部提出議案其他
一二、役員選擧
一三、新舊役員挨拶
一四、大會宣言
一五、閉會宣言

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一般情勢報告

われわれは、さる第九回定期大会に於て決定された運動方針に基づき、急変せる客観的な諸情勢と主体的條件の悪化を克服し、教育の民主的復興のために合法的な斗いを強力に推進してきたのであるが、斗争は必ずしも有利には進展せず、目的の貫徹も極めて困難な情勢となつた。

この秋に際し、当面せる重要問題解決の斗争を推進していくためには、現在組合の置かれている客観的主体的な諸情勢を、的確に把握する必要がある。

一、我國の経済は経済九原則と、ドッヂプランにより、その安定と自立を強く要請されているが、これに便乗せんとする吉田自由党政府は、経済安定の美名にかくれて勤労大衆に一方的な耐乏生活を強要し、その犠牲において集中生産と集中融資による大資本中心の経済安定を強行せんとしている。

一、この政策は著しいデフレを惹起すると共に、官廳、民間を問わず、大量の人員整理となつてあらわれ、賃金の釘付けは勿論、引下げと遅欠配となり、一方的な労働強化が強制され、高騰する物價と相俟つて勤労者の生活は破局への一途をたどつている。

このことは農村においても農村恐慌となつてあらわれ、中小企業は金詰りと税金攻勢に崩壊せんとしている。

一、更にシャープ勧告に伴う税制改革は日本の複雑な税制を根本的に改変すると共に、ドッヂ財政を裏付け、われわれの期待した減税は全く望まれず、これに伴う地方財政の貧困は、自治体の運営にも極度の支障を來たす結果となり、今や重大なる段階に逢着せんとしている。

一、教育面においても、政府の反動性は露骨にあらわれ、文教予算の大削減となり、新制中学の建設は行詰り、この爲市町村長の辭職が続出し、不当なる定員定額制を強行する結果となり、過去一年間に亘る廣汎なる斗争の成果にも拘らず依然として教育の危機は拂拭されず、この教育軽視の傾向は極端となりつゝあり、これは標準義務教育費法案に対する政府部内での対立を見ても明らかなことである。

一、教育委員会も発足当初から民主的な教育行政を期待されながら、不当なる干渉から脱却することが出來ず、漸次官僚化され、戰時中においてもなかつたような一方的な措置が強行され、予算獲得における弱腰は、香川縣教育をして低迷を続けさし、教育の民主的振興に対する障害ともなり、縣民より痛烈なる批判をうけつゝある。

一方過去一年間における教組の運動は、教委の覚醒劑ともなり、最近に至つてはやゝ民主的な傾向を示しつゝあることは、注目すべきことであるが油断は出來ない。

一、これ等に対する労組の運動も漸次活潑となり、従來の極左的な斗争を一蹴し、合法斗争を民主的労働戰線の統一により推進せんとする氣運となり、越年斗争を一大契機とし、國会共斗を組織し、斗争態勢は急速に整備され、一般世論の支持と相俟つて多大の成果を挙げることが出來た。

然し、其後も吉田内閣の施策は、われわれの要求とことごとく対立し政府自ら非合法を施行し一般の輿論を無視し、國会共斗をして「実力行使」を決意さすの重大段階にまで押し込めている。

一、縣下においても労働戰線の統一は顯著となり、遂に終戰後、初めての「香川縣労働組合会議」が三月一日に結成され、官公民間労組五万の組織力を結集することが出來、今後の活躍が期待されている。

一、以上、吉田内閣一連の反動政策の強行は、國民をして選挙斗争の重大さを認識さすこととなり、民主戰線による統一せる斗争と相俟つてその勢力は逐次増大され、これは世界的には英國の総選挙、國内的には福岡の参議院補欠選挙、京都市長選挙においても如何なく発揮され、香川縣においても來るべき参議院議員選挙において、民主戰線による力が結集されんとしている。

一、一方組合員は政府の反動攻勢と弾壓のため、斗う意識が低下し、組合員教育の不徹底とも相関聯して、下部から盛上る意識は弱まり、現実における斗争に対する態勢も充分でなく、ますます加重されるであろう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

深刻なる情勢下において組合組織の再検討が必要となつている。

一、最後に講和会議について附言すれば、この問題は日本の再建に対する國民の念願でもあり、早急なる解決を期待されながら、國会において徒らに政策的な論議がなされているに過ぎず、未だ全國民的な運動になつていないのは遺憾である。

われわれは憲法に保障されている諸権利を早急に獲得するためにも、この問題についての万全の対策が必要となつて来ていることを銘記しなければならない。

經過報告資料

教育防衛斗爭第三段階運動の推進

現内閣の反動政策、反労働者的政策の進行は、人事院勧告の賃金ベース拒否、地方公務員法の制定による公務員の基本人権壓迫、教育財政の危機となつて、我々に押しかぶさつて來た。よつて我々は五十万の総意を結集し、全官公を中心とした全労働者、全農漁市民と共に教育防衛第三段階の斗爭を推進することに決定した。よつて教組に於ても香川縣独自の目標をも加えて斗いをすゝめた。

一、斗爭の目標

(1) 賃金ベースの引上
(2) 二十五年度教育予算の確保
(3) 参議院議員選挙斗爭
(4) 教育職員人事の民主化
(5) 教員研修費の獲得
(6) 教育職員免許法修正斗爭
(7) 免許狀認定講習の計画樹立
(8) 地方公務員法斗爭
(9) 教育財政の確立
(10) 講和会議の促進

二、斗爭推進の経過

○一月二十一日 中央執行委員会に於て第三段階斗爭戰術会議開催
○一月二十八日 日教組に於て斗爭方法として文書斗爭、大衆宣傳を中心とし、先づ組合員に徹底せしめることを確認
○一月三十一日 部長集合して斗爭目標、闘爭計画を決定、闘爭指針
○二月 四日 斗爭委員会に於て斗爭目標、闘爭計画を決定、闘爭指針賃金ベース、教育財政についての傳單作製
○二月 四日 指示第六号 指令第十四号を発す

指示第六号
昭和二十五年二月四日

支部
分会 闘爭委員長 殿

香川縣教職員組合
中央闘爭委員長 御厩秀夫

斗爭態勢再整備の件

闘爭計画第三段階の闘爭推進のため闘爭態勢を再整備する様指示する

指令第十四号
二十五年度教育予算、研究費獲得の件

○二月 十 日 指令第十五号、第十六号を発す

指令第十五号
昭和二十五年二月十日

香川縣教職員組合中央斗爭委員長 御厩秀夫

各支部斗爭委員長殿
各学校分会斗爭委員長殿

賃金ベース引上斗爭に関する件

賃金ベース引上の問題は今國会の最大の焦点となり然もそれは二月二十日

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を山とする情勢にある、各支部各分会は左記事項により斗争を早急に展開するよう指令する。

記

一、文書陳情斗争の展開
二、大衆宣傳の徹底

解　說

一、期間　文書斗争は二月二十日終了を目途に実施せよ。
　大衆宣傳は旧正行事を中心に徹底をはかれ。
二、文書斗争の方法
　1、文書斗争の対象
　吉田総理大臣、池田大藏大臣、高瀬文部大臣、増田官房長官、人事官
　CIE、ESS、各政党政務調査会長、縣選出衆参両院議員
　2、各分会に於て組合員個々の文書斗争の対象をきめる。
　全組合員は一人一通を作製し封筒に入れ切手を貼り宛名を記入して分会長に提出、分会長は發送と共に支部に発送先と数を報告する。
　3、内容は生活苦境の実態をつぶさにしたゝめ陳情すること。
　4、PTA幹部等からベース引上をなすべきであるとの文書を發送して貰う。
三、大衆宣傳の方法
　1、旧正の行事、PTA総会、その他の会合を出来る限り利用すること。
　2、本部作製の傳單を保護者一家庭一枚配布する。
　3、傳單を大書して町村内に掲示一校一枚以上。
　4、宣傳の内容は賃金ベース引上と共に低米價政策、中小企業圧迫による農村不況、企業崩壊等すべて内閣の政策に基づくことにふれること。

注　意

○文書は校名入の紙を使用せぬこと。印刷、謄写、複写はさけること。

指令第十六号

昭和二十五年二月十日

香川縣教職員組合中央斗争委員長　御厩秀夫

各支部闘争委員長殿
各学校分会闘争委員長殿

地方公務員法修正闘争
教育職員免許法修正闘争　に関する件
教育財政確立闘争

民主自由党は今次國会を参議院選挙に備えて三月十日以前に閉会し、議案は閉会間際に強行通過せしめんと図つている。
我々はこれに対し、身分、給與のすべてに関する三目標を強力に修正、要望しなければならぬ。よつて各支部、各分会は左記事項に依り闘争を早急に展開するよう指令する。

記

一、中央に対する文書闘争の展開
二、大衆宣傳の徹底

解　說

一、期　間
　1、二月末日終了を目途に実施せよ。
　2、大衆宣傳は旧正行事を中心に根強く続けること。
二、大衆宣傳の方法
　1、教育財政の確立をしなければ町村財政に重圧となること（近い将来市町村全額負担となる必然性）を強調すること。
　2、地方公務員法、教育職員免許法の問題は1にからめて宣傳する事。
三、文書闘争の方法
　1、文書闘争の対象
　各政党、政務調査会長及縣選出衆参両院議員
　㈠　地方公務員法
　吉田総理、高瀬文相、本田國務相（地方自治廳長官）、鈴木労相、民間情報教育局労働課、公務員制度課
　㈡　教育職員免許法

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

高瀬文相、民間情報教育局
(ハ) 教育財政確立の件
高瀬文相、民間情報教育局、本田國務相(自治廳)、経済科学局
2、各分会に於て職場大会を開催、闘争指針(其の二)を中心に充分内容を理解研究すること。
3、全組合は一人一通を作製(賃金ベース引上と共に各人二通宛)切手を貼り宛名を記入して分会長に提出、分会長は発送と共に支部に報告

四、組合の最低要求点
1、地方公務員法
(イ) 團結権、團体交渉権の確保
(ロ) 政治活動の自由
(ハ) 施行期日を一定にして延期(最低六ケ月)
(ニ) 連合体組織の確保
2、教育職員免許法
○現職者が最高の免許状を最短期間に取得する様にする。
○既得権を最大限に生かす。
(イ) 現在の施行法によれば「我々の生活面と認定講習」「教育現場と認定講習」「大学の職員構成と認定講習」等に甚しい矛盾あり、到底現在の法の実施は不可能である。
(ロ) 組合員は「自分ひとりよければ」の考を捨て修正闘争を闘はねばならぬ。
3、教育財政
(イ) 平衡交附金の内容に教育面に使用する部面をはつきり明示すること、所謂「紐つき」とすること。
「標準教育費法」の立法化
A 標準教育費支出の義務規定の明記
B 適用範囲を高校迄ひろげる。
C 兒童、生徒一人当單價を充分にする(原案四五〇〇円現狀は三五〇〇円に下つている)
D 標準とは最低を意味することをはつきりすること
(ロ) 標準教育費以上に支出してよいことを自治廳に於て確認すること。

○二月十日 拡大闘争委員会を開催、戰術を討議
○二月十三日 中央委員会に於て運動目標確認
○二月十一日——二月十六日 支部委員会を逐次開催、組合員に徹底
○二月二十五日 指示第七号

指示第七号
昭和二十五年二月二十五日
香川縣教職員組合中央斗争委員長 御厩秀夫
各支部斗争委員長
各分会斗争委員長殿

第三段階斗争推進の件

斗争計画第三段階の斗争推進に関し情勢の変移に伴い左記指示する。

記

一、標準教育費法案に関し町村長、PTA会長を説得し、町村長、PTA会長の名に於て法案の成立を縣選出國会議員、ESS、文部大臣、地方自治廳に要望せしめよ。
二、國会審議のづれ(約十日)に伴い指令(十四号—十六号)を更に強力に推進せよ。
(イ) 中央への文書要望のまだ実施出来ていない向は三月十日を目途に必ず実施せよ。
(ロ) あらゆる機会を捉え大衆への宣傳啓蒙を推進せよ。

追記
一、1、標準教育費法は二月十一日の閣議で今國会に提案と決定したが地方自治廳萩田課長等が中心となり全國市町村長会に勧めて猛反対をして居り地方民の殆んどが何等の狀態を知らぬにかゝわらず二月二十日前後の都内新聞は筆を揃えて本法案について地方民が猛反対をしていると報じて居る。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

反対理由は自治体の自主性を侵すとゆうにある。

② 実狀は戰前と異り貧弱町村でも小、中の二学校が置かれていてもしかも本法が通過せず教育費が全額市町村負担となつた暁には弱小町村は財政面から破壊され教育の機会均等は失われてしまうことを了解させることが緊要である。

③ 更に又本法による標準教育費の算定は市町村長が行うことになつて居り、教育予算が地方の自主性による編成をなすことは当然で本法はそれを侵すものではない。

④ 本法を判定することにより憲法上の義務である義務教育を法律に於て財政的に保護されるのである。

⑤ 同時にその額三二〇〇円に増額する運動が大切である。

二、① 國会審議は時期的にずれ、予算案は三月二日頃本会議にかゝり会期も三月一杯を各法案の審議に用いられる見通しである。

② 二月縣会は二月二十八日、三月一日の予定、三月縣会は三月十八日頃開会の筈。

廿五年度教育予算

(一)、十二月五日 教育委員会に次の要望書を提出し、爾後事務担当者と折衝をなし、教育委員会に提案する事務局原案を有利にすることに努力した。

昭和二十四年十二月五日

香川縣教職員組合中央執行副委員長 御厩秀夫

教育委員会 殿

教育長 殿

昭和二十五年度教育予算に対する要望書

昭和二十四年度に於て教育予算の確立をなし得なかつたため香川縣教育を崩壊の危局に追い込んだことを遺憾とする、香川縣教職員組合は昭和二十五年度教育予算の確立を強力に要望するものである。

特に左記項目は縣財政をも愼重に考慮した教育を守る最低限の組合の要求でその全面的な予算化を熱望する。

記

一、定員

1、文部省決定定員確保(小一・五、中一・八、高校乙号規準、結休枠外)

2、左の者を文部省決定定員の枠外として縣費支弁のこと。

イ、未復員、休職

ロ、産休

ハ、事務職員、養護教諭

ニ、研修教員(長期研修、免許法関係)

3、委員会事務局無給嘱託の全廃

二、教育委員会事務局の完全独立

三、給與

1、定期昇格の予算化

2、旅費一人八、〇〇〇円

3、僻地手当 甲地一〇〇〇円、乙地五〇〇円の枠外支給

4、入試準備超勤の予算化

5、事務官の超勤予算の増額

四、研修

1、研修費毎月一人五〇〇円の予算化(一ヶ月五〇〇〇円)

2、教員の長期研修に対する補助(一ヶ月一五〇〇円)

3、免許法実施に伴う教員研修に対する補助

五、厚生

1、教職員保養所設置費

2、互助会設立補助一〇〇〇万円

3、退職手当の予算化

4、共済組合職員の増員

六、教育研修所予算の増額

七、学校給食費補助増額

八、盲聾唖義務教育の就学費補助増額

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

九、縣立学校需要費、施設費、通信教育費の増額
一〇、私立学校補助費一人一ヶ月一〇〇〇円
一一、香川大学縣費の予算化
(二)、十二月十四日　縣会議員と懇談会をなし、教組の要望に協力を依頼する。
(三)、十二月十八日　香教組第十回臨時大会に於て、前記要望と同内容の決議をたす。大会決議文を各方面に配布し協力を願う。
(四)、一月十日　教育委員と懇談会を開催し、大会決議の実現を要望した。
(五)、一月十六日　次の如き教職員保養所設立趣意書を作製し、教委、縣、縣会に配布し、斗争を展開した。

教職員保養所設立趣意書

教職員の健康は、教育上は勿論國民保健上重要であり、特に結核は、影響する所極めて大でありますが、教職員の結核療養者は激増の一途でります。即ち昭和二十三年度末に於ては八十余名であつたが、昭和二十四年六月に実施した一斉検診の結果によると、精密検査を要するもの一九三名に達し、新たに結核療養教員を五六名(要療養者三六名、要休養者二〇名)を加え、他に要養護三七名要注意八〇名を生じました。政府に於ても、教職員の結核療養者には特別の考慮を拂い、教育公務員特例法によつて二ヶ年の現職療養を認め、公立学校職員共済組合法によつて、療養費の全額を保證しています。然しながら縣立病院その他の施設利用の機会にめぐまれない教職員は、自宅療養のやむなきに至つています。文部省に於ては、昭和十二年より五ヶ年計画で、各都道府縣にそれぞれ一ヶ所宛の教員保養所の設置を企図し、昭和二十二年度末迄に三十府縣の設立を終り、現在に於ては四國四縣を含めて数縣のみ未設置であります。学校教職員の結核患者の早期発見に努力すると共に、早期治療をなし、職場復帰を速にするために、保養所設立が是非とも必要であり、此所にその実現を要望する次第であります。

昭和二十五年一月十六日　香川縣教職員組合

香川縣教職員保養所設立費概算

一、施設費　計　七、〇〇〇、〇〇〇円
1、敷地　一、五〇〇坪　坪当　二、〇〇〇円　三、〇〇〇、〇〇〇円
2、建坪　二〇〇坪　坪当　一〇、〇〇〇円　二、〇〇〇、〇〇〇円
3、設備　イ、七〇床　一床当　一〇、〇〇〇円　七〇〇、〇〇〇円
ロ、X線器械其の他備品　一、〇〇〇、〇〇〇円
ハ、事務用器具其の他　三〇〇、〇〇〇円
二、維持費(一ヶ年分)　計　三、〇〇〇、〇〇〇円
総計　一〇、〇〇〇、〇〇〇円

(六)、一月十七日　教育委員会に於て、次の如く決定した。

一、定員
I、文部省決定々員確保　三七二八人
小学校　一・五人　二三〇一人
中学校　一・八人　全日制　八一〇人
高校　乙号規準　定時制　三八六人

2、定員の枠外　未復員　八人　休職　三十二人
結休　一六一人
3、委員会事務局無休嘱託の全廃
一一〇(三九)

二、給與
1、定期昇給昇格の予算化

項目	小学校	中学校	全日制高校	定時制高校
校長	一〇〇二九円	一〇〇五円	一〇九五七円	一〇一一一円
教諭	六〇六三〃	六二四一〃	七二一〇〃	七一〇二〃
助教諭	四二二〇〃	四五八二〃	〃	〃
実習教諭	〃	〃	五七一四〃	〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

養護教諭	一	一	四六三五〃
事務職員	一	一	五五九〇〃
2、旅費			
項目	小学校	中学校	
校長	八〇〇〇円	八〇〇〇円	五五九〇〃
教員	四〇〇〇〃	四〇〇〇〃	一
3、僻地旅費 未定			
4、入試超勤	高校 七七五九八円		
中学校 二五五四二〇円			

三、研修

1、研修費 二十四年度分として一〇、〇〇〇、〇〇〇円

2、教員の長期研修に対する補助

小学校 八人 中学校 七人 高校 五人 計 二〇人 一

一人月額 三〇〇〇円 六ケ月分

3、免許法実施に伴う教育研修に対する補助

一人一日平均五〇円、五、〇〇〇人 六〇日分 一五、〇〇〇、〇〇〇円

四、厚生

1、教職員保養所設置費 五、〇〇〇、〇〇〇円

2、退職手当の予算化

小学校 三五〇人 中学校 二五〇人 高校 七四人 計六七四人

一〇年平均 平均給六、八〇〇円 平均日数九日

二二七×九×一〇×六七四＝一三、七六九、八二〇円

3、死亡手当 三八、〇〇〇円×三〇＝一、一四〇、〇〇〇円

4、共済組合職員の増員 実施済 一、二四四、四五〇円

五、教育研修所予算の増額 二二、三四三、〇〇〇円

六、学校給食費補助増額 六八七、五〇〇円

七、盲聾義務教育の就学補増額 五〇〇円

八、県立学校需要費、施設費、通信費の増額 八、五五九、五〇〇円

需要費 八、九九七、〇〇〇円 定時制七六、八二二、五五二円

通信費 八二二、五五二円

(七)、僻地給 二十四年度に於ては僻地給は知事の認めるところとなら ず、われ〳〵の闘争も限界に来たので、一月上旬中闘に於て討論した結果 既得権の回復を目標として闘つたのでは効果をあげることが出来ないこ とを確認し、戦術轉換をなした。即ち文部省基準を母胎とし、香川県の 特殊性を加味した資料によつて、新たに僻地給を確立することにした。 而して、至急資料を整備することにしたが、十七日の教育委員会に間に 合はず二十七日の教育委員会に於て承認され、教委原案は三二〇万円と 決定した。

(八)、知事接渉 教育委員会が知事接渉に入つたので、香教組も知事、総 務部長と接渉を繰返すと共に、教委、教育長の激励に努めた。尚七千組 合員の総意による闘争を展開するために斗争指令十三号「闘争態勢再整 備の件」第十四号「二十五年度教育予算及二十四年度研究費獲得に関す る件」を発した。

(九)、一月二十七日 知事接渉を開始するに従い認定講習受講者旅費は、 大削減が予想されたので、次の如き要望書を提出し、闘争を展開した。

昭和二十五年一月二十七日

香川県教職員組合中央執行委員長 御厩秀夫

教育委員会教育長殿

要望書

教育職員免許法の施行は現職教職員の既得権を侵害すると共に困窮せる 教員数、其の他の教育の実状を無視して長期間に亘る認定講習を強要して いるがわれ〳〵は職場を守りながらも自己の資質の保持と向上のため万難 を排して認定講習を受けんとしている。然し今回の認定講習はその趣旨と 教職員の現状からして実施にあたつては現場教職員の意見を重視して民主 的運営をはかると共に教職員の負担による講習が絶対に行われないよう教 育委員会はその権限と責任において現職教育の機会均等をはかるため必要 経費として最低限左記予算の確保を強く要望するものである。

記

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、受講者関係予算
研修費　二、七五〇、〇〇〇円
旅費　一九、八〇〇、〇〇〇円
宿泊費　五〇〇、〇〇〇円
二、講師関係予算
研修費　二、一〇〇、〇〇〇円
旅費　六三〇、〇〇〇円
手当　二、五二〇、〇〇〇円
宿泊費　三〇〇、〇〇〇円
三、招聘講師関係
旅費　六〇〇、〇〇〇円
宿泊費　八四〇、〇〇〇円
手当　二、五二〇、〇〇〇円
総計　三二、五六〇、〇〇〇円

一〇)、一月三十日　私立学校の件に就いては次の如き申請書を知事に提出し、増額闘争を展開した。

縣費補助申請書

従來多額の縣費支出に惱まされつゝある中を縣当局の御理解ある御取計により特別の御考慮を以て本年度まで御援助に預り私立学校一同感謝いたしている所であります。

然る処今回昭和廿四年十二月十五日付私立学校法の公布を見、本年三月以降いよ〳〵これが実施の段階となつたので私学の地位改善の爲この際引続き当局に縣費補助を申請する次第であります。

一、私立学校法第三章第五節第五十九條に依り國又は地方公共團体は教育の振興上必要があると認める場合には私立学校法人に対し補助金を支出することを公に認められたので特にこの法律の精神により縣費補助を請願するものであります。

二、本縣の公立高等学校に於ては生徒総数一万四千五百二十三人に対し昭和廿四年度縣費一億六百十五万五千四百円を支出しこれが一人平均額七千三百九円四十六銭となつています。然るに私立高等学校に於ては生徒総数二千百八十五人に対し、私立学校の経費支出総計八百六十四万四千九百四十五円にてこれが生徒一人平均三千九百五十六円九十四銭となります（この内昭和廿四年度縣費助成金生徒一人当り四百五十一円四十銭）之れを見ても同じ縣民として同一の負担下に公立と均等の教育を施すには今後私立学校が縣費同額の教育費の下に教育さるべきが望ましいことは学校当局及父兄の熱望する所で大略この線に添い得る様この際縣費の助成を申請する所であります。

三、私立学校法実施にあたつて急を要することは申すまでもなく私立学校法第二章第九條に依り私立学校審議会を置くことになつているがこの会の目的達成のためにも昭和廿五年度縣費補助を最初より計上の程を切に希望いたします。

因に今春誕生さるべき私立学校審議会設立に当つて本縣知事殿を初め縣及関係当局の眞に運営に役立つ強力なる審議会を設立されんことを懇願いたす次第であります。

四、私立学校の現状（昭和廿五年一月現在調）
1、教職員数　二〇五名
2、生徒総数　中学校　二四〇一人
高等学校　二一八五人
計　四五八六人
3、各校別昭和廿五年度経費予算　別紙添付の通り

五、本縣の文化水準よりしては現在の私立学校の授業料は月額平均三百円にして其限度に達しこれ以上の増額の余地が現在〇所ではありません。

昭和廿五年一月十四日

香川縣明善高等学校長　齋藤勇
高松女子商業高等学校長　大浦留市
坂出実修高等学校長　桑島安太郎
香川縣大手前高等学校長　倉田三郎
香川縣徹愛高等学校長　佐々木栄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

香川縣藤井高等学校長
盡誠高等学校長
高松工業高等学校長
香川縣知事　增原惠吉殿

大西美博
大久保直廣
稻毛久

（一一）、二月十三日　教委が知事と接渉するに伴い中心点は集約され、而も最後的段階に入つたので、二月十三日の中央委員会に於ては、次の如き要望決議をなしたので、知事教育長に手交し、強力交渉をなした。

要望決議書

香川縣教職員組合員七千は、崩壊の現実にある教育を振興して祖國再建を念願し、日夜職務に專念すると共に、その裏附となる教育予算の確保にあらゆる努力を傾けて來た。然るに昭和二十四年度に於いては、人的面の予算が極めてすくなく教育活動の大部分は教職員の生活の犠牲によつて継続された。われわれば、第十回臨時大会に於いて最低限の要望を決議したが、昭和二十五年度の縣財政が急迫している現状を各方面からき、、此所に改めて左記事項の予算を是非確保する様関係理事者に要望する。

記

一、給與　現給に昇給昇格を加えたもの
二、定　員

項目	文部省基準	結休	増員
小学校	三七〇九 ＋	六七 ＝	三七七六（二七七）
中学校	二二三七 ＋	六四 ＝	二三〇一（二四一）

三、旅　費

1、僻地旅費	三二〇万円
2、一般旅費	一人四〇〇〇円平均
四、教員保養所	五〇〇万円
五、研究費	一〇〇〇万円
六、認定講習旅費	一五〇〇万円
七、私立学校職員貸與金	一人月額一〇〇〇円
八、香川大学の充実整備	

昭和二十五年二月十三日

香川縣教職員組合中央委員会

（一二）、二月十八日　教育委員会は知事と再三交渉したが、終にわれわれの要望をふみにじつて、二月十八日夜、次の数字で知事と妥協した。

一、給　與　昇給昇格は実施するも予算は組まない。
二、定　員

小中学校合して、生徒の自然増による増員　一五二人、結休枠外七六人　高校増員三〇人

三、旅　費

1、僻地旅費	二二〇万円
2、一般旅費	四、〇〇〇円
四、研究費は三月縣会に廻す。	
五、教員保養所は予算化しないが何とかする。	
六、認定講習旅費	一〇〇万円

文化部

一、標準学力検査問題

一、昭和二十四年十二月二十七日　教委で決定した標準学力検査実施要項に就いて昭和二十五年一月六日附で要望書を教育委員会宛提出し、一月六日の縣下中学校長会対策を皮切りに闘争を開始した。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

11、昭和二十五年一月十日　中学校長会も九ケ條よりなる希望書を提出し教組と連絡の下、反対闘争を展開した。

三、昭和二十五年一月十七日　数回の交渉を重ねて來たが結論に達せず、既に教委で決定した事でもあり、これ以上解決を遷延させることは客観情勢よりみて香川教育の将來に禍根を残す怖もあり、左記事項の修正意見が全面的に取入れられるならば標準学力検査実施に協力を惜むものではない旨申し入れをした。

記

一、標準学力検査の実施については教組と相談の上で民主的に行うこと

二、答案には学校個人名を記入しないこと。但し都市、農山漁村等の地域別記号は記入してもよい。

三、答案の提出は各学校別にしないで突合して出すこと。

四、昭和二十五年一月二十八日　組合代表と中学校長代表が教育長と話合い左の結論を得た。

1、組合と相談の上で実施する。

2、入学試験と切り離なす。

3、氏名を書くが絶対に学校、個人評価が出ないような措置を講ずる。

と左記の具体案を示された。

吾々としては教委の面子も考えて徒らに固執するものは此の際能ではないと決意し此処に涙を呑んで妥結した。

「名を捨て、実をとる」

記

具体的方法骨子

1、答案の上の方にそれぞれ個人別、各教科別カード（学校、生徒個人名を記入しないが層化の出來るようにして置く）をつけ、切取線を入れ其の下に記名して、ホームルームの教師まで提出する。

2、ホームルームの教師は其の学級の採点集計をして切取線で切り、上のカードを各学級突合し学校の定められた責任者に提出する。

3、学校では、其の学校の集計をし、層化が出來るようにしてカードを突合わし郡市の定められた責任者に提出する。

4、郡市では、其の郡市の集計をし、層化が出來るようにして、カードを突合し縣の定められた責任者に提出する。

五、昭和二十五年一月三十日　教委に於て以上の事が認められ、約一ケ月に及ぶ連続交渉は其の間幾多の迂余曲折はあつたが完全に妥結点を見出した。

二、新制高校入学者選抜対策

一、昭和二十五年一月十三日　昭和二十四年十月二十四日の対策委員会の結論に基づき教委宛「高等学校入学志願者は全員入学させること」の要望書を提出した。

二、昭和二十五年一月十四日　教委に於て左記の決定をみた。

記

一、教育委員会としては、極力縣下全体として多数の志願者が入学出來るよう措置する方針である。

三、昭和二十五年二月三日　第二回対策委員会をもち左の結論を得て教委に申入れをした。

記

一、全員入学が出來ない場合は中学校長の教育的良心に基づく内申書によつて高等学校側が検討し、入学者を決定すること。

特定の学力検査は実施しないこと。

（進学指導について中学校側は極力努力すること）

四、昭和二十五年二月二十日　教委に於て、昭和二十五年度公立学校への入学者の選抜は、新しい教育制度の精神を基礎とし、文部省の示す方針を参照して、出身または在学学校長からの報告書に基づいてこれを行うと募集人員、出願資格、出願期間、出願手続等の七項目が発表された。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

こゝに、特定の学力検査は廃止され、全面入学の基礎が打ち立てられた。

三、人事対策

一、昭和二十五年一月三十日の中央委員会に於て、人事対策委員会を持つことを決定し、二月四日第一回の人事委員会を開催し、その結論に基づいて二月十三日の中央委員会で左の結論を得た。

昭和二十四年度末人事異動の基本原則

一、本人の希望並びに意見を尊重し、本人の諒承しない人事異動は行わないこと。

二、人事異動は極力最少限度に留めること。

三、政党、ボス、官僚等の介入を排除すること。

四、学校種別、郡市別、地域等に捉われることなく適正な人事を行うこと。

五、性別、年齢別の比率、特に中、高等学校に於ては各教科について教育上適正な人事を行うこと。

六、新制中学統合、並びに教育委員会事務局人事刷新に伴う組合員の犠牲者を出さないこと。

七、僻地の人事については特に考慮し優先的に行うこと。

八、新規採用にあたつては、教員養成諸学校新卒業者並びに昭和二十三年度末人事異動後本人の諒承しなかつた退職者にして復職希望者があればその者を優先的に取り扱うこと。

九、異動の発表は三月二十五日までになし、新陣容で四月一日から教育が開始されるようにすること。

教育委員会事務局関係職員の人事

教育委員会事務局関係職員の人事刷新をはかるため必要によつて信任投票を行う。

備考　実施することにして置いて、その時期、方法等については次回に検討する。

二、昭和二十五年二月十八日　前記昭和二十四年度末人事異動の基本原則を教委に要望し、教育長と二月二十一日、二十四日、二十五日の三回に亘り強力に交渉した結果、左のことが明確にされた。

（話合の途中に於て明確にされた点―〇）

一、回答　本人の希望並びに意見は尊重する。本人の諒承しない人事異動は行うことがある。

○抜打人事はしない。

○基本的態度として本人の納得する人事をやる。

○運用面に於て絶無を期してやる、併し極く少数はあるかもわからない、但し此の場合には組合に相談してやる。

○回答後段保留

二、回答　人事異動は必要な最少限度に行う。

○高等学校の学校差をなくすることは高校再編成の趣旨でもあり、人的配置によつても或る程度考えてみたいと思うが特にそれのみによつてはやらない。

三、回答　政党、ボス、官僚等の介入を排除することは勿論である。

四、回答　全く同感である。

五、回答　全く同感である。

六、回答　主旨に副うよう努力する。

○犠牲とは、校長教官の格下、不利益な轉勤のことである。

○事務局に勤務していたということにより特別に栄進の途を講ずるようなことはしない。

七、回答　僻陬地の教育に支障がないよう特に考慮する。

八、回答　新規採用にあたつては、適任者を採用する。

○退職者にして復職希望者があれば他のものと差別待遇はしない。

九、回答　極力努力する。

其の他

一、昨年通り教組と話合の機会をもつことになつた。

本部と教委、支部と教委出張所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、秘密指示的のものを含む一切の一方的な措置は絶対にしない。
三、以上のことは勿論、原則についての結論は地方事務所をはじめ関係係官に充分話をして遺憾のないようにする。
四、昭和二十四年度末教育職員異動方針（教委決定）について教育長との話合。
停年制五十五才の件保留、その他省略。
三、昭和二十五年二月二十七日　前三回保留点について左記要望書を教委宛提出。

記

要　望　書

一、貴委員会決定の「昭和二十四年度末教育職員異動方針」第十項に「停年制をおき原則として五十五才とする」とあるが之を左記理由により全文削除して頂きたい。
一、停年制をおく何等の法的根拠がない。
二、全國で教育職員に停年制をおかれた府縣は香川縣のみである。
三、停年制五十五才は社会通念であると言われているが、教職員の職務の特殊性に鑑み斟一形式的停年制五十五才はおくべきでない。
吾々教職員の身分は終身保障され、之が進退は教職員の良識に俟つべきである。
四、貴委員会の昭和二十三年度末教員異動方針の決定の際にも吾々としては強固に反対して來たところであり、本年は当然吾々七千組合員の総意を了とされ、削除されるものと思つていたが去る二十四日午後の教委に於て協議会とし秘密会に附し不意に決定されたことは洵に遺憾である。

二、二月十八日附教組の昭和二十四年度末人事異動に際しての要望中第一項回答
「本人の希望並びに意見は尊重する。本人の諒承しない人事異動は行うことがある」の後段を左記理由により「本人の諒承しない人事異動は行わない」と修正して頂きたい。

一、人事異動は原則として本人の希望並びに意見を尊重し、本人の諒承、納得を得て行うべきである。
二、独善且天降り一方的に行うことは基本人権の干犯である。
三、極めて少数予想されるとすれば、それを原則についての回答としては極めて不満である。
四、昭和二十五年三月二日　前項の要望書について交渉の結果左の点が明確にされた。
一、回答　変更する意志はない。
○一應の目安として示して置くことは人事行政面より考えてベターであると思う。
※併し形式的であることは苦境ながら認めざるを得なかつたらしい。
二、回答　極力手を盡して本人の納得せしめるよう最善の努力をする。
○文章的には変更する意志はない。
三、その他　辞職勧告について
回答1、勧告の数字的基準は示していない。（高級者を首切り若いものを入れる）
2、予算面よりみて人事異動は考えていない。（新卒業生の数には拘泥しない。）
3、教員養成諸学校の新卒業者を入れるために、現職教員を馘首するようなことは考えていない。
いということ―オープンで行きたいことは事務局というようむしろ自分一個の主張でもある）
4、人事異動の常識的社会通念としての線はある。

五、昭和二十五年三月二日　二月二十七日の高校部会の結論に基づき教育長宛左記趣旨を口頭にて申入れした。

記

一、高校人事は是非高校部人事委員会と充分協議の上で実施されたい。
二、高校人事は成るべく早期に且つ民主的に実施し、万一止むなく轉任する場合も本人の諒解を求めるは勿論であるが通勤可能な範囲内で立案されたい。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六、昭和二十五年三月二日　強制辞表に対して捺印拒否に関する指示八号を出した。

七、事務官の人事について総務課長との話合

1、縣立学校事務職員任免異動方針案を作成していたが、事務官部（東議）の要望により撤回した。

2、昭和二十四年度末教育職員異動方針を準用する。但し停年は六〇才としての含みでやる。

3、事務職員の業務の特殊性に鑑み大巾に特例を認める。

4、教組と話合いの機会をもつ。

編集出版關係

（一）中学三年生用テストブック

一、内容　社会科、國語、数学、理科の四教科合本

二、規格　六〇頁（各科一五頁）A列四番（210×297）

三、編集責任者

社会科　富永勝夫
今井正孝
國語　石尾義茂
香川雄起
数学　鳥取八昇
吉本英雄
理科　松本三
氏家典

四、印刷その他　日本印刷で昭和二十五年一月二十五日印刷

中学教育の総復習のしめくりとし、又眞に充実した生きた力の育成のための最良の指針たらんことを思念して鋭意編集す。

四、三〇〇冊　（單價三〇円）

予想通りの成果を收め、少からず中学教育に貢献し得たものと思つている。

（二）一、二年生用テストブック

改訂廿五年度コースオブスタディによるカリキュラムのもとに全ての検定教科書をも網羅した

一、テストブックのもとになる言語教育カリキュラム

一年の部

話す	聞く	つづる	書く	読む	文法	重點
会話 ○自由な態度で樂しく話す ○元氣な声で話すはつきり発音する 一口ばなし ○短い話をみんなの前でする 自由質問の仕方 簡單な挨拶	樂しんできく ○先生や外の人の話に注意をむける ○おもしろいお話をきく	口頭作文 ○思つていること見たことをえにかきそれを簡單なことばで説明する 文字板 ○日常經驗したことを簡單なことばでかく	鉛筆のもち方 ○鉛筆のもち方 ○鉛筆の芯手首の動かし方 ○手首を自由に動かしたりまわしたりする ○空書	正しい発音 内容の大体の理解 ○文にかゝれている事が大体わかる 本の（あけ方／よみ方）の基礎 ○どこからよみはじめるか ○次の行へのうつりかた ○同じことばやちがつたことばに氣づく ○經驗とことばを結ぶ ○本のもち方 ○ページのくり方 ○音讀 ○黙讀	ことばの正しい使い方 ひらがな全部 漢字三〇字 語彙 入学前 三〇〇〇 新出五〇〇	
味興	議意	する対に	ことば			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二年の部

話す	聞く	つづる	書く	読む	文法	重點
会話 ○ことばづかい ○家庭や社会の事柄について自由に話す 挨拶の仕方 ○返事の仕方 ○日常かんたんな挨拶と返事 ○グループでの話し合いの仕方 ○自由質問の仕方 劇のやり方 ○動作と言葉の一体化	だまって聞く ○何を話しているか考えながらきく ○お話をきく	生活の文字表現 ○したことを思いつくままに書く 手紙 ○相手をきめて手紙を書く ○かんたんな招待状 短い文 ○スケッチ風のもの 絵日記 ○自分の生活を絵で表す 飼育栽培の継續觀察	行がまがらないように書く 字形を正確に書く 姿勢を正しく書く 筆順をおぼえる	音読 ことばの意味をとらえる 内容について発表出來るかぎり てんまるかぎの使用の仕方	いい児童語六〇〇 かたかな全部 漢字一〇〇	ことばの理解とことばによる生活の具体化

香教組が
子供の生活をきずき 子供の生活を伸ばすために
再び送る!! 子ども日記!!

一、特 色

1、新しい構想のもとに統一と体系をもとめた。

2、日記のつけ方が自然の中にわかるように工夫したこと。
記事は單なる読み物でなく生活にとりくんだ思索記錄であり日記の

学年段階	二年用	三、四年用	五、六年用	中学用
生活重点	日記のつけ方	生活の拡充	批判と反省 強い意志 深い思想	個性の伸長 公共のための日記
	近所の生活	地域社会の生活 生活の発見	地域社会のための生活 生活の考え方	個性 國家社会の生活
	取材の範囲をひろげる	感想記錄	人の生き方 心がまえ	個性の伸長 思索生活
技術	1、鉛筆のもち方 2、字形を正しくかく 3、行がまがらない 4、文字をかく姿勢 5、ことばの正しい使い方 6、経験と文字を結ぶ 7、自然のみ方	1、要点をつかむ 2、文字をそろえる 3、行間に注意する 4、速さに気をつける 5、かなづかい句読点のうち方 6、敬体常体 7、標語 8、自然のみ方	1、要約と書きぬき 2、白紙にもじをかく 3、表現の工夫	1、メモ 2、表現の変化 3、思索のし方

二、内容 算数、國語、合本
三、規格 二〇頁(各一〇回分) 各学年共A列四番(210×297)
四、編集責任者
一年生用、國語 野田弘
算数 森季高
二年生用、國語 三宅春士
算数 藤村晴雄
五、印刷その他 日本印刷で昭和二十五年一月二十五日印刷
一年 約五、〇〇〇冊(單價一五円)
二年 約五、六〇〇冊(同)
(三) 日記帳、(第二次)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

つけ方を教えるものであること。
3、学年の発達段階に適したこと。
興味と言語能力の発達を考えたこと。
前巻の批判にこたえ新しい構想のもと!!
香教組が生んだ子供日記を
七千組合員各位の教壇に送る。
批判と激勵を信じて。

二、内　容　四、五、六、七月の四ケ月用
三、規　格
1、一、二年用――B5（四六倍判）一三二頁（一年生用は作らない）
2、三、四年用――A5（菊　判）　九〇頁
3、五、六年用――A5（菊　判）　九〇頁
4、中学用――A5（菊　判）　九〇頁
四、編集責任者
二年生用　野田弘
三、四年生用　佐柳正
五、六年生用　三宅春士
中学用　野田弘
佐柳正
石尾義孝
香川茂
富永勝

五、印刷その他　日本印刷で印刷中御期待を乞う。

（五）教育研究会関係
昭和二十五年一月八日　縣下定時制高校弁論大会　於高松市
同　一月　ダンス講習会（戸倉氏）　於三豊
同　二月七日　社会科教育講習会（大野連太郎氏）於坂出
同　三月六日　学校放送研究会　於丸亀

以上に対して援助、その他音樂講習、体育ダンス講習等に対して後援をした。

給對部

○給　料
1、昇給昇格
教委、知事に対し全面昇給を要望して闘つた経過は前臨時大会で報告した。その後之が早急実施を要望して種々接渉したが、事務的な不備（誤りが多かつた）の爲著るしく遅れ二月上旬やつと発令された。
2、十月訂正の戻入問題
再計算時の誤りの訂正は一齊に十月行なわれたが之が、不足金の支給と、過剰者の戻入問題は一月以降数次の交渉の結果不足者の支給は四月以降の分を支給、戻入者は六月以降の分を毎月一月分宛を戻入することに決定した。
○尚右1、2、項中の支給金は二月上旬支給済である。
3、二月旧正のため給料前拂いを交渉　十五日支給された。

○越年資金
前大会に於て大混乱を來した本問題も翌十九日、縣との交渉にて一人平均四〇〇〇円に決定した。然し人員面において不合理があつた爲、引続き接渉、結核療養者、助教講習生、計一七五名と小中校教員中不足者八七名の増員を見た。
之が分配については急遽十二月二一日中央委員会を持ち審議の上原則を決定、之に基き交渉して年内に支給を終つた。

○旅　費
一月旅費の残額中第三、四半期分を前回（四～九月分）の半額支給したが残額については赴任旅費の未支給金額との関聯がある爲今の所支給時期は未定である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

尙之と平行して一月以降旅費支給基準再檢討のため種々資料を蒐集中である。

僻地手当　十月縣会並に其の後の教育委員会の動きに則應し僻地再指定の対策を樹立すべく一月以降数次の対策委員会をもつて準備中である。

情宣部

昨年末の越年資金闘争以來全國的に展開されている「賃金ベース引上闘争」を中核とする教育財政の確立等の闘争に対しこれを輿論化するため、他團体との共同闘争を推進する一方組合内部の闘争態勢整備のため努力すると共に支部会合等に積極的に參加宣傳啓蒙に努めた。

尙この間一般大衆の輿論喚起の一助として左の傳單を印刷全縣下に配布した。

一、賃金ベース引上闘争の傳單
　一〇〇〇〇〇万枚

二、教育財政確立闘争の傳單
　一〇〇〇〇〇万枚

三、賃金ベース引上の壁新聞を香教組において原稿を作製全官公共闘名にて印刷縣下に配布した

四、斗争指針の作製
第二期第三段階の闘争の重大性に即し、闘争の指針を二〇〇〇枚印刷今期闘争の基本資料として各分会に配布すると共にこれに基き積極的な闘争指導を行つた。

厚生部

一、放出毛織物の配給、
全國学校生活協同組合連合会の斡旋によつて配給されたオーバー地を主とした公團放出の毛織物四五〇着は組合員の協力により三九三着を消化し、残品五七着は返品した。これの清算は三月下旬全学連総会に於てなすことになつている。

二、放出キヤンバスシューズの配給
当組合員に対して配給された公團放出のキヤンバスシューズ一四三六足は組合員の意に反して、小文数、超大文数等が、余りにも多く消化困難となり、一七三足を返品したが、残余のものについても支部、分会に於て受取りを余儀なくされた組合員もあり、組合員には非常に迷惑をかけたことと思う。この点、全学連の運営に注文したい問題が多く残されている。一、と同様清算は全学連総会に於てなされる

三、学童資金の返済
二月十三日の中央委員会に於て学童資金返済することを提案可決を貰つているが会計報告書の通りで現金が目下手許にないので未だその運びになつていないことは申訳けないと思つている。この見通しとしては一、二の清算が三月中になされるので、三月中には可能であろう。

四、残品整理
会計報告にあるように多数の残品の生じたことは時勢の影響によるとはいえ運営の拙劣に原因するところ多く誠に申訳けないが、目下極力整理中である。尙、残品は優良なものか格安品許りで、学年末賞品等に適当なものであるので、支部分会の御協力をお願いしたい。

五、共済組合
助教再教育講習のために大学に入学している助教諭の生活扶助のため共済組合より貸付をして貰うよう交渉中である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

會計報告

(一) 一般會計 (25.2.28現在)

1. 対照表

借方	科目	貸方
702,749.92	過年度分繰越並収入費	
235,320.00	納入組合戻入	
46,600.00	日致組戻入	
155,060.00	特別会計戻入	
1,070.00	雑収入	
	予算支出金	752,064.00
	残合計	388,736.75
1,140,800.75	合計	1,140,800.75

2. 組合費納入一覧表

註 3月分は各支部未納

支部名 ＼ 月別	1月	2月	合計
高松	52,652.00	0	52,652.00
坂出	20.241.00	0	20,241.00
丸亀	17,012.00	0	17,012.00
小豆	0	0	0
大川	35,042.00	13,965.00	49,007.00
木田	0	0	0
香川	25,723.00	0	25,723.00
綾歌	0	0	0
仲多度	45,908.00	24,271.00	70,179.00
三豊	0	0	0
私立学校部その他	506.00	0	506.00
合計	197,084.00	38,236.00	235,320.00

(二) 救援特別會計 (25.2.28現在)

1. 對照表

借方	科目	貸方
268,900.00	前年度繰越金	
46,100.00	一般会計繰入	
	残金	315,000.00
315,000.00	合計	315.000.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(三) 見舞金特別會計 (25.2.28現在)

借方	科目	貸方
5,374.00	繰越金	
89,094.83	募金	
30,000.00	日教組戻入	
	各種カンパ金	27,095.00
	能代見舞金	40,000.00
	ヘレンケラー来朝記念講演金	30,000.00
	残金	27,373.83
124,468.83	合計	124,468.83

(四) 學事關係職員錄特別會計 (25.2.8現在)

借方	科目	貸方
53,325.00	賣上金	
	印刷費	48,000.00
	雜費	745.00
	残金	4,580.00
53,325.00	合計	53,325.00

(五) 完全なる夫婦特別會計 (25.2.28現在)

収入	10,596.00
文化部特別会計繰入	7,596.00
残金	3,000.00

註 残金は3月1日付で一般会計え繰入れる。

(六) 日教組斗爭資金カンパ特別會計 (25.2.28現在)

収入	6,661.00
支出	0
残金	6,661.00

(七) 自由世界勞連代表派遣資金カンパ特別會計 (25.2.28現在)

収入	1,179.00
支出	0
残金	1,179.00

(八) 厚生部、特別會計 (25.2.28現在)

借方	科目	貸方
388,785.12	1. 前年度繰越金	
17,510.00	2. 本部小賣販賣	
135,432.50	3. 賣掛金回收	
31,858.90	4. 仮渡し金戻入	
	5. 借入金返済	304,400.00
	6. 事務費	18,580.00
	7. 物品拂戻し	38,280.00
	8, 資金拂戻し	2,700.00
	9, 残金	209,626.52
573,586.52	合計	573,586.52

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（九） 教育會館運營特別會計 （25年1.2月）

借方	科目	貸方
47,657.60	前年度繰越	
28,550.00	宿泊料	
800.00	和室使用料	
3,500.00	会議室使用料	
3,100.00	講堂使用料	
24,600.00	本部使用料	
23,594.46	会館建設特別会計より	
200.00	茶代	
	人件費	10,000.00
	薪炭料	480.00
	器具費	2,225.00
	設営費	6,400.00
	雑支出	23,239.00
	残金	89,658.06
132,002.06	合計	132,002.06

（十） 冬休みの友並びに日記(其ノ一) （2月28日現在）

借方	科目	貸方
167,570.00	高松支部収入	
50,000.00	丸亀〃	
110,000.00	坂出〃	
224,692.00	小豆〃	
373,950.00	大川〃	
179,956.00	木田〃	
241,762.00	香川〃	
354,502.00	綾歌〃	
323,150.00	仲多度〃	
439,430.00	三豊〃	
26,523.50	本部〃	
	印刷費	1,498,000.00
	編集員旅費	1,360.00
	編集会議費	9,130.00
	校正費	10,000.00
	編集費	116,700.00
	発送費	124,918.00
	テストブツク(其ノ一)会計へ繰越	100,000.00
	文化部特別会計へ〃	100,000.00
	日記(其ノ二)会計へ〃	50,000.00
	残金	481,427.50
2,491,535.50	合計	2,491,535.50

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ワークブック並ビニ日記(其ノ一)　集金狀況（二月二十八日現在）

郡　市　名	總　額	納　入　額	残　額
高　松	229,678.00	187,090.00	42,588.00
丸　亀	62,796.00	50,000.00	12,796.00
坂　出	123,716.00	110,000.00	13,716.00
小　豆	224,692.00	224,692.00	0
大　川	374,350.00	373,950.00	400.00
木　田	180,646.00	179,956.00	690.00
香　川	241,762.00	241,762.00	0
綾　歌	354,502.00	354,502.00	0
仲　多　度	323,150.00	323,150.00	0
三　豊	439,430.00	439,430.00	0

3月2日完納

(十一)　テストブック（其ノ一）　(2月28日現在)

借　方	科　目	貸　方
15,000.00	坂出収入	
5,464.00	小豆〃	
53,019.00	大川〃	
55,834.00	木田〃	
49,304.00	香川〃	
34,956.00	綾歌〃	
53,630.00	仲多度〃	
62,440.00	三豊〃	
15,109.00	本部〃	
100,000.00	ワーク其一会計より繰越	
	印刷費	318.000.00
	編集員旅費	1,870.00
	編集会議費	8,095.00
	校正費	0
	編集費	16,000.00
	発送費	16,282.00
	残金	84,509.00
444,756.00	合計	444,756.00

テストブック（其ノ一）集　金　狀　況　（二月二十八日現在）

郡　市　名	總　額	納　入　額	残　額
高　松	48,706.00	0	48,706.00
丸　亀	—	—	—
坂　出	27,400.00	15,000.00	12,400.00
小　豆	5,464.00	5,464.00	0
大　川	58,370.00	53,019.00	5,351.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

木	田	55,834.00	55,834.00	0
香	川	49,304.00	49,304.00	0
綾	歌	34,956.00	34,956.00	0
仲	多 度	53,630.00	53,630.00	0
三	豊	62,440.00	62,440.00	0

(十二) テストブツク (其ノ二) (2月28日現在)

借方	科目	貸方
2,970.00	坂出支部収入	
25,540.00	仲多度〃	
5,475.00	本部〃	
	発送費	15.00
	残金	33,970.00
33,985.00	合計	33,985.00

(十三) 日記 (其ノ二) (2月28日現在)

借方	科目	貸方
50,000.00	ワークブツク(其ノ一)会計ヨリ繰越金	
	編集委員旅費	720.00
	編集会議費	2,380.00
	残金	46,900.00
50,000.00	合計	50,000.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

大会議題

昭和二十五年度運動方針（案）

一、基本方針

労働運動をめぐる客観情勢並びにわれ〳〵の内部的な情勢の分析から組合組織の危局段階の未だ去らざることを確認する。よつて我々は組織を強化し組合の使命を達成する爲に先づ次の点を確立しなければならぬ。

1、組合意識の昂揚

組合運動の根源をなすものは組織と團結の強靱にある。然も組織の強化は一に組合員個々の質的向上に基づくもので内外の情勢の適確なる認識と組合意識の昂揚は直ちに組合の闘爭力となる。われわれは自らの中に根強く温存されている封建的残滓と小市民的傾向を打破し、労働者としての立場を明らかにしなければならぬ。然して闘う組合である以上組織の確立も組合意識の昂揚も闘いの中に於て培わるべきである。然も我々は現実の職場を離れて存在し得ないが故に職能資質の向上と教育内容の充実を図ると共に職場を民主化し闘う体勢を確立することが重要である。

2、輿論闘爭の展開

われ〳〵の闘いは國民大衆の闘いとして闘われなければならない。その爲にはわれ〳〵の現実的なあらゆる要求を統合し父兄大衆の支持のもとに輿論を結集して秩序ある合法的闘爭を推進すると共に廣汎な労農市民の戰線を統一して闘う。このことは決して大衆迎合の闘いを意味するものではない。

3、政党の組合干渉排除

われ〳〵の組合運動が結成以來政党の干渉支配をうけなかつたことは勿論である。然しながら各般の狀勢からこのことを再確認することが重要である。

即ち我々はその目的を達成する爲に我々の目的を支持する政党と連絡提携して闘爭を有利に展開する、然しながら政策の実現、政権の獲得を主目的とする政党と我々の生活と地位の向上を目的とする労働組合とはその目標に於て明確に区別さるべきである。

二、斗爭の目標

われ〳〵が最大の関心を寄せている教育予算は政府並に縣理事者の固執する均衡予算なるものの爲に遺憾極まる狀況であり、シヤープ勧告による税制の改革、それによりもたらされた一般平衡交付金制度は反動勢力の一方的解釈により教育財政の危機を招來している。更に大衆收奪、資本蓄積の偏向から中小企業の崩壊、農村恐慌となり首切りを含む賃金釘づけ労働者犠牲の政策から父兄大衆の生活破壊となり教育はこの面からも危局を生むと考えられる。われ〳〵は客観狀勢の現況から教育危機を打開する爲次の具体的目標を闘う。

1、労働基本権の確立

A 非民主的地方公務員法反対

B 團結権、團体交渉権の確保

C 政治活動の自由確保

D 教育基本法第八條の解釈の適正化

2、生活権の確保

A 教員給與の合理的改善

イ 賃金ベース引上の即時実施

ロ 教職員給與別表の作製促進

B 旅費の大巾増額

C 諸手当の整備並に合理化

イ 僻地手当

ロ 超過勤務手当

ハ 認定講習旅費

ニ 研究費

ホ 特殊勤務手当

ヘ 勤務地手当

ト 家族手当

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

D 給與所得稅の免稅点大巾引上げ
E 教職員の犠牲によらざる認定講習（現職教育）計画の推進
F 社会保障制度の確立
イ 共済組合制度の拡充强化
ロ 福利厚生施設の充実—教職員結核療養所設立、互助会の設立
ハ 退職手当、恩給の增額

3、民主教育の建設
A 新学制の完全実施と教育予算の獲得
イ 標準教育費法の制定と標準教育費の大巾獲得
ロ 縣市町村教育予算の大巾增額
ハ 教職員の增員と学級数の增加
ニ 養護教諭、事務職員の確保
ホ 学校設置基準法の制定と教育施設の改善
ヘ 香川大学の充実
ト 私学の振興
B 教育行政の民主化
イ 非民主的教育行政法規、規定、制定反対
ロ 人事行政の民主化—不当人事反対 不当馘首反対
ハ 差別待遇撤廃
ニ 教育委員会の民生化
ホ 学校経営の民主化
ヘ 職場秩序の民主的確立
C 教育文化活動の推進
イ 教育研究組織の確立
ロ 教職員の資質向上—封建性、事大性の拂拭
ハ 教育研修制度の拡充强化
ニ 学童の福利施設の拡充
給食制度の整備、ワークブック、テストブック等の編纂
学校衛生設備の充実

4、講和会議の促進

三、闘争の方法

以上の目標を强力に闘う爲には組織の確立が基礎であり、組合員の一人一人が要求を堅持し、國民大衆の支持を得て闘争を推進しなければならぬ。特に情勢の推移から今後市町村に於ける組織の確立、即ち分会の强化が重要で在來支部分会に於て一二の幹部の意見により組合運動の推進が妨げられ、或は組合員大衆の封建性事大性から熱心なる幹部の推進にもかかわらず運動を白眼視するの例なしとしなかつた点は三思さるべきである。

1、組織の强化
A 学校の民主化
学校職場の民主化を徹底的に行い権力追随を拂拭し職場会議を勵行して組合意識の昂揚を図る。
B 組合員教育の推進—オルグ活動の强化
○支部幹部による学校分会訪問（職場の不満組合運動の方向についての意見交換）
○支部委員会、支部大会、各種会合への執行委員派遣
○他支部分会会合への交換出席
C 專門部の活動强化
D 組合会議の積極的開催

2、情宣活動、調査活動の確立
A 情宣網の活動强化
香川教育の無料配布、電話網の確立、香川教育への投書促進 傳單壁新聞による父兄啓蒙
B 調査網の活動强化
調査活動の迅速化、調査結果の香川教育への発表
組合員輿論調査、一般輿論調査

3、教育委員会の積極的活動促進
A 教育委員会の活動を教育推進の方向へ鞭達する。
B 事務局の民主化推進

4、共同斗爭態勢の確立

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

われわれの組織を基盤とし、四教協、日教組に結集して斗い横に拡大しては縣下労働組合農漁民組合等の民主的諸團体並に一般父兄大衆と共にに斗う即ち共同斗爭はわれわれの主体性を堅持しつゝもますます強化されねばならない。

5、議会闘爭の展開

大衆の支持を求めて世論を結集し、政党及び議員対策を強力に行い市町村議会、縣会、國会に対し積極的に働きかける。

6、選挙闘爭の積極的推進

合法闘爭の最後の手段に世論結集の闘いであり所謂選挙闘爭にあることを確認し参議院議員選挙、教育委員選挙、縣会議員選挙に対し組合員の総力を結集して果敢に闘う。然してその推薦候補者については組合員たるにこだわることなく眞に我々の味方として強力に闘う人物を選定し共闘組織に於て闘うことを原則とする。

大會議題

大会スローガン（案）

一、貴金ベース即時引上
二、労働基本権の確立
三、地方公務員法制定反対
四、標準教育費法の制定と教育予算の大巾増額
五、大衆の犠牲による経済復興反対
六、不合理な認定講習計画反対
七、香川大学の一本化促進
八、私学の振興
九、選挙闘爭の積極的推進
十、講和会議の促進

大會議題

昭和25年度香教組予算案

(25.1.1—25.12.31)

(一) 歳入の部　註（24年度当初予算とは4月—12月迄をいう）

款項目	昭和24年度当初予算	昭和25年度当初予算	備考
第一款 組合費	3,510,000.00	4.836.000.00	
第一項 組合費	3,510,000.00	4,836,000.00	
第一目 組合費	3,510,000.00	4,836,000.00	62.00×6,500人×12ヶ月=4,836,000.00
第二款 日教組戻入	210,000.00	444,120.00	
第一項 日教組戻入	210,000.00	444,120.00	
第一目 日教組戻入	210,000.00	444,120.00	
第三款 特別会計戻入	—	510,032,08	
第一項 特別会計戻入	—	510,032.08	
第一目 特別会計戻入	—	510,032.08	
第四款 過年度分繰越並収入	—	702,749.92	
第一項 過年度分繰越並収入	—	702,749.92	
第一目 過年度分繰越並収入	—	702,749,92	
計	3,720,000.00	6,492,902.00	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(二) 歳出の部

註 (24年度当初予算とは4月—12月迄をいう)

款	項	目	昭和24年度当初予算	昭和25年度当初予算	備考
第一款	派遣費		614,000.00	746,120.00	
	第一項	日教組関係費	459,000.00	474,120.00	
		第一目 日教組中央執行委員費	14,000.00	30,000.00	行動旅費 1,500.00×12ヶ月=18,000 00 通信費及連絡費 1,000.00×12ヶ月=12,000.00
		第二目 日教組中央委員費	79,000.00	95,680.00	5,980.00 (東京2日) ×4人×4回=95,680.00
		第三目 日教組代議員費	198,000.00	84,000.00	6,000.00×7人×2回=84,000.00
		第四目 専門部長会費	60.000.00	151,460.00	総会 6,000.00×10人 (各専門部1名) =60,000.00 幼稚園部. 小学校部. 中学校部. 高等学校部. 私立学校部. 特殊学校部. 事務官部. 青年部. 婦人部 委員会 5,380.00×17人=91,460.00 幼稚園部 2回 小学校部 1回 中学校部 1回 高校部 2回 大学高専部 2回 私立学校部 2回 事務官部 2回 青年部 1回 特殊学校部 2回 婦人部 2回
		第五目 連絡部会費	108,000.00	112,980.00	5,380.00×21人=112,980.00 代表者会議 2回 法制部長会 2回 組織部長会 1回 給對部長会 2回 調査部長会 2回 情宣部長会 2回 文化部長会 3回 厚生部長会 2回 会計長会 2回 その他 3回
	第二項	四教協関係費	87,000.00	192,000.00	
		第一目 常任委員費	—	24,000.00	2,000.00×12回=24,000.00
		第二目 委員費	34,000.00	56,000.00	2,000.00×7人×4回=56,000.00
		第三目 専門部会費	24,000.00	84,000.00	2,000.00×42人=84,000.00 幼稚園部 2回 高校部 3人×5回 大学高専部 3回 私立学校部 2回 特殊学校部 3回 事務官部 2回 婦人部 3人×5回
		第四目 連絡部会費	29,000.00	28,000.00	2000.00×14=28,000,00 庶務部 2回 財政部 2回 給対部 2回 調査部 2回 文化部 2回 情宣部 2回 厚生部 2回
	第三項	香教組関係費	68,000.00	80,000.00	
		第一目 県外派遣費	27,000.00	40,000.00	30,740.00 (9ヶ月分の実績) × 12/9 =約40,000.00
		第二目 県内派遣費	41,000.00	40,000.00	32,452.00 (〃) × 12/9 =約40,000.00
第二款	会議費		335,000.00	502,650.00	
	第一項	大会費	160,000.00	112'000.00	
		第一目 旅費	150,000.00	80,000.00	40,000.00 (実績) ×2回=80,000.00
		第二目 会議費	10,000,00	32,000.00	16,,000.00×2回=32,000.00 印刷代. その他
	第二項	中央委員会費	110,000.00	84,750.00	
		第一目 旅費	99,000.00	75,000.00	5,000.00 (実) ×15回=75,000,00
		第二目 会議費	11,000.00	9,750.00	650.00×15回=9,750.00
	第三項	中央執行委員会費	27,000.00	249,900.00	
		第一目 旅費	—	182,900.00	実 績
		第二目 会議費	—	26,000.00	主として夜食代
		第三目 部長会費	—	41,000.00	夜食代並宿泊料
	第四項	特別委員会費	38,000.00	56,000.00	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

款　　項　　目	昭和24年度當初予算	昭和25年度當初予算	備　　考
第一目旅　　費	27,000.00	51,000.00	選舉対策委員会．人事委員会．僻地対策委員会．免許法対策委員会．その他
第二目会　議　費	11,000.00	5,000.00	
第三款專門部費	228,000.00	107,816.00	
第一項幼稚園部費	7,000.00	6,000.00	
第一目部会費	7,000.00	6,000.00	500.00×12回＝6,000.00
第二項小学校部費	7,000.00	3,000.00	
第一目部会費	7,000.00	3,000.00	500.00×6回＝3,000.00
第三項中学校部費	7,000.00	3,000.00	
第一目部会費	7,000.00	3,000.00	500.00×6回＝3,000.00
第四項高等学校部費	34,000.00	37,816.00	
第一目部会費	—	12,000.00	3,000.00×4回＝12,000.00
第二目幹事会	—	2,200.00	275.00×8回＝2,200.00
第三目連絡費	—	2,000.00	連絡．入試対策．婦人対策
第四目高校部情報	—	5,616.00	送料8.00×26校×24回＝4,992.00紙料624.00
第五目定時制高校費	—	16,000.00	実　績
第五項大学高專部費	11,000.00	6,000.00	
第一目部会費	11,000.00	6,000.00	部会費補助
第六項私立学校部費	90,000.00	6,000.00	
第一目部会費	90,000.00	6,000.00	1,000.00×6回＝6,000.00
第七項特殊学校部費	3,000.00	6,000.00	
第一目部会費	3,000.00	6,000.00	部会費補助
第八項事務官部費	34,000.00	6,000.00	
第一目部会費	34,000.00	6,000.00	1,000.00×6回＝6,000.00
第九項実習教員部費	7,000.00	3,000.00	
第一目部会費	7,000.00	3,000.00	500.00×6回＝3,000.00
第十項青年部費	14,000.00	3,000.00	
第一目部会費	—	3,000.00	500.00×6回＝3,000.00
第十一項婦人部費	14,000.00	28,000.00	
第一目部会費	—	8,000.00	1,000.00×8回＝8,000.00
第二目委員会費	—	10,000.00	2,500.00×4回＝10,000.00
第三目事業費	—	10,000,00	勞働婦人大会5,000.00．婦人問題協議会1,000.00．其の他4,000.00
第四款事業費	215,000.00	765,060.00	
第一項庶務部費	171,000.00	222,000.00	
第一目庶務費	—	74,000.00	支部長書記長会1,000.00×12回＝12,000.00 旧役員に対する費用20,000.00．慶弔費17,000.00．接待費5,000.00×5回＝25,000.00
第二目渉外費	—	50,000.00	教育委員会15,000.00．縣会議員15,000.00．その他7,500.00．國会直收黨5,000.00．中央陣情7,500.00
第三目組織費	—	20,000.00	指令等5,000.00．メーデー15,000.00
第四目教育費	—	60,000.00	校長会等35,000.00．パンフレット等20,000.00．勞働教育5,000.00
第五目法制政治費	—	5,000.00	印刷紙代
第六目圖書費	—	8,000.00	
第七目雜費	—	5,000.00	
第二項財政部費	7,000.00	52,600.00	
第一目支部会計長会議	—	3,600.00	組合監査費2,000.00×4回＝8,000.00．計理士監査30,000.00
第二目会計監査費	—	38,000.00	
第三目圖書費	—	1,000.00	
第四目雜費	—	10,000.00	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

款	項	目	昭和24年度當初予算	昭和25年度當初予算	備考
	第三項	給対調査部費	15,000.00	52,000.00	
		第一目 部長会費	—	6,000.00	
		第二目 調査費	—	40,000.00	支部調査費補助 10,000.00 アルバイト生費 10,000.00 印刷・パンフレット等 20,000.00
		第三目 図書費	—	1,000.00	
		第四目 雑費	—	5,000.00	
	第四項	情宣部費	6.000.00	258,460.00	
		第一目 部長会	—	1,500.00	
		第二目 機関紙費	—	192,960.00	印刷代 4,000.00×36回=144,000.00 発送料 1,000.00×36回= 36,000.00 紙代 360.00×36回= 12,960.00
		第三目 宣傳費	—	30,000.00	廣告ビラ・プラカード・壁新聞・傳單
		第四目 情報費	—	18,000.00	新聞記者 8,000.00 新聞代 6,000.00 その他 4,000.00
		第五目 負擔金	—	10,000.00	日本機關紙協議会負擔金
		第六目 図書費	—	1,000.00	
		第七目 雑費	—	5,000.00	
	第五項	文化部費	9,000.00	168,000.00	
		第一目 部長会費	—	6,000.00	
		第二目 人事対策費	—	2,000.00	
		第三目 文化活動費	—	54,000.00	
		第四目 教育研究費	—	100,000.00	
		第五目 図書費	—	1,000.00	
		第六目 雑費	—	5,000.00	
	第六項	厚生部費	7,000.00	12,000.00	
		第一目 部長会費	—	6,000.00	
		第二目 図書費	—	1,000.00	
		第三目 雑費	—	5,000.00	
第五款		書記局費	1,196.000.00	1,745,656.00	
	第一項	執行委員費	748,000.00	1,050,000.00	
		第一目 俸給	397,000,00	756,000.00	9,000,00×7人×12月=756,000.00
		第二目 行動費	351,000.00	294,000.00	3,500,00×7人×12月=294,000.00
	第二項	事務員費	276,000.00	346,656.00	
		第一目 旅費	36,000.00	36,840.00	実績
		第二目 俸給	225,000.00	288,000.00	4,000.00×6人×12月=288,000.00
		第三目 行動費	15,000.00	21,816.00	実績
	第三項	備品費	60,000.00	109,000.00	
		第一目 消耗品費	30,000.00	84,000.00	
		第二目 器具費	30,000.00	25,000.00	
	第四項	通信費	90,000.00	178,000.00	
		第一目 通信費	90,000.00	178,000.00	
	第五項	事務所費	22,000.00	62,000.00	
		第一目 事務所費	22,000.00	62,000.00	実績
第六款		その他	1,132.000.00	2,625,600.00	
	第一項	負擔金	832,000.00	1,242,000.00	
		第一目 日教組組合費	764,000.00	1,170,000.00	15,00×6,500人×12月=1,170,000.00
		第二目 他労組関係費	68,000.00	72,000.00	6,000.00×12月=72,000.00
	第二項	救援資金	—	483,600.00	
		第一目 救援資金	—	483,600.00	組合費の一割
	第三項	積立金	—	500,000.00	
		第一目 積立金	—	500,000.00	運轉・資金・相当額
	第四項	豫備費	300,000.00	400,000.00	約一ケ月分
		第一目 予備費	300,000.00	400,000.00	
合		計	3,720,000.00	6,492,902.00	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

大會議題

労働戰線統一に関する件

提案内容
1、縣労連より脱退する。
2、縣労会議に加入する。

提案理由（口頭）

経過報告
1、二十四年九月頃より縣労連有名無実の存在となる。
二十四年十月頃立直しにつき数回会同せしも遂に策なし。
2、二十四年十月頃民主團体連絡協議会結成したるも龍頭蛇尾
3、二十四年十一月縣労働組合代表者会開かる。
同十二月発展解消して縣労会議結成の声起る。
4、二十四年十二月縣全官公共闘委員会を組織運動を推進す。
5、二十五年一月縣労会議結成準備会結成
6、二十五年二月中準備委員会数回
7、三月一日縣労会議結成大会
参加團体三十二（教組、國鉄、全遞、縣職、電産、日通、労協連、海員、丸金等）

縣労会議

1、宣言

有史以来、一大轉換を余儀なくされた産業革命は既に二世紀半、二五〇年の才月を送り、これが生んだ幾多の社会経済問題は政治問題の焦点となりこの革命の犠牲になり路頭に迷つた労働階級の解放と地位の向上はこの問題等の一大要素となつて今日に及んでいることは見逃せない史実である。

吾々の先輩と先覚者は、この間身に迫る幾多の迫害も甘んじて受け解放のために熱意と斗志を傾け今日の段階にあらしめたことも否定出來ない事実である。

即ち労働階級の解放と経済的社会的地位は革命的日時に照し隔世の感があり、殊に労働運動に在つては正当なる社会正義に基ずく合法運動と認められ、社会基盤をつくらしめるに到つた。

日本に於ても明治、大正、昭和初期にかけ、あまたの犠牲によつて大正九年以来懸案された労働組合法は二十五年の才月を要し、昭和廿一年ようやく法制化され労働運動の合法を宣言され、憲法にをいて保障された事は誠に意義あるもので、我々はこの進化した基盤にたつて科学性を高度に帶びた近代社会をリードし労働階級の利益を守り獲得するため、闘いの駒を進まなければならないことをこれまた銘記しなければならない。

しかるにわれ〳〵を囲む客観狀勢と爲政者はこの進化した社会正義に目を覆い、この常道を破り逆轉傾向の挙に出で法制改悪による社会的地位の低下、政策、尊厳にして犯すことの出來ない生きる人間生活経済を二次的策定する経済政策は最近頓みにあらわれ、具体的には行政整理、企業整備の馘首となり物價と平行しない低賃金となり、團結権罷業権の拘束、政府機関の冒読となり一大反動攻勢になつた事は見逃すことの出來ない現実である。

一方労働階級にあつても「熱しやすく冷めやすい」の日本人の通弊も禍いし、この反動攻勢に対し爲す術を求めず、萎縮沈滯の傾向にあることも否定出來ない現実である。今若しこのまゝで推移するか、この無暴な社会正義を弁まへない反動攻勢に押しさられ幾十年かゝつてわれらの先輩が築いたこの既得権を一片の灰塵と化さしめ子々孫々にまで悔を残すであろう事は火を見るよりも明らかである。

今こそ、全労働者小異を捨てゝ大同につき一致團結してこの攻勢に当り労働運動の法性の基盤をいやが上にも強化充実し、労働者の利益を守らなければならない。

茲に過去三年間の労働組合運動を反省し、今後に來るべき将來を推量し民主的平和的社会制度の理念に立脚して廣汎なる民主戰線の統一を図り勤労階級の社会的経済的地位の確立を期せんとするものである。

右宣言する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2、スローガン

一、働く者の生活を安定する。

イ、生活を保償する最低保証賃金制の確立

ロ、社会保証制度を確立させる

二、郷土産業の保護育成と再建を図る。

イ、働く者の犠牲による企業整備に反対する

ロ、働くもの〻力で復興する

ハ、働くものよ労働環境を整備し、明朗な職場をつくる

三、組合の組織を守り、組合デモクラシーを確立する。

四、働く者の基本権利を守る。

五、働く者の文化と教養の徹底と向上を図る。

六、政治意識を昂揚し、政治活動の制限を撤廃させる。

七、縣下労農市民の戰線統一運動をすゝめる。

八、世界平和を確立し、講和独立運動をすゝめる。

大會議題

香川縣教職員組合規約改正案

（二五・三・一二）

——改正点

第一章　総　則

改正規約

第一條　この組合は香川縣教職員組合という。

第二條　この組合は法人である。

第三條　この組合は本部を高松市におく。

第四條　この組合は組合の経済的、社会的、政治的地位の向上をはかるとともに、教育並に研究の民主化につとめ、文化國家の建設を期することを目的とする。

第五條　この組合は前條の目的を達成するため次の事業を行う。

一、組合員の待遇並に労働條件の維持改善に関すること。

二、教育の民主的建設に関すること。

三、教育行政並に学校運営の民主化に関すること。

四、教職員の教養文化、福利厚生に関すること。

五、他の諸團体との連絡提携に関すること。

六、その他必要なこと。

第二章　組　織

第六條　この組合は香川縣内の各学校に勤務する教職員で組織する。

第七條　この組合は香川縣内の各郡市に支部をおく。支部規則は別に定める支部準則によつて定める。

第八條　この組合は原則として香川縣内の名学校に分会をおく。分会規約は別に定める分会準則によつて定める。

第九條　この組合に次の学校種別専門部並に職能別専門部をおく。

1、幼稚園部　2、小学校部　3、中学校部

4、高等学校部　5、大学高専部　6、私立学校部

7、特殊学校部　8、事務官部　9、実習教員部

第十條　この組合に青年部、婦人部をおくことができる。

第十一條　第九條及び第十條の各部の細則は別に之を定める。

第三章　機　関

第十二條　この組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会

第十三條　大会は最高の決議機関で毎年一回、三月に開く。

臨時大会は、中央委員会の要求のあつた場合、三支部以上の連名で要求のあつた場合及び中央執行委員長が必要と認めた場合に、中央執行委員長が之を招集する。

すべて大会は会期の三週間前に支部に通知することを原則とする。

第十四條　大会は代議員、中央委員及び役員で構成する。

大会の議長と副議長は、代議員の中から選出する。大会では代議員のみが議決権を持つ。

大会の運営は別に定める大会議事規定による。

第十五條　大会は次のことをきめる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、この組合の解散並に解散に伴うことの決定。
二、この組合規約の改正又は廃止。
三、役員の選出及び承認。
四、組合の事業。
五、予算と決算。
六、他團体への加入脱退に関すること。
七、その他この組合の目的達成に必要なこと。

第十六條　中央委員会は大会に次ぐ決議機関であつて、毎年五回以上開く
臨時中央委員会は中央委員の三分の一以上の要求のあつた場合、及び中
央執行委員長が必要と認めた場合に開く。中央委員会は中央執行委員長
が招集する。

第十七條　中央委員会は中央委員と役員で構成する。中央委員会では中央委員のみが決
副議長は中央委員の中から選出する。中央委員会では中央委員のみが決
議権をもつ。

第十八條　中央委員会は次のことを決める。
一、大会より委任された事項。
二、規約についての疑義の解釈。
三、規定及び各部細則の決定並びに変更。
四、役員の詮衡及び専門委員、特別委員の決定、並に役員の補充。
五、闘争組織に関すること。
六、追加予算及び暫定予算。
七、懲罰並に慰藉に関すること。
八、他團体との連絡提携に関すること。
九、その他

第十九條　中央執行委員会は中央執行委員で構成する常置の機関であつて
決議機関から與えられた事項の執行に当り、緊急事項を処理する。
この会の議長は原則として中央執行委員長がなる。

第二十條　中央執行委員会は業務執行のために各部を設け、各部の規定は
別に之を定める。

第二十一條　大会、中央委員会、その他の会議は決議権を持つ者の三分の
二以上の出席を以て成立し、出席者の多数をもつてきめる。可否同数の
時は議長がきめる。但し、第十五條の第一、二号、並に第十八條第七号
に関しては四分の三以上の賛成がなければ、きめることができない。

第二十二條　中央執行委員会は、事務処理のため書記局をおく。書記局規
定は別に定める。

第四章　組　合　員

第二十三條　組合員はこの組合のすべての問題に参與する権利、及び均等
の取扱を受ける権利を有する。

第二十四條　この組合は如何なる場合においても人種、宗教、信條、性別
門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われない。

第二十五條　組合員は次の権利と義務をもつ。
一、代議員、中央委員、役員を選出し、又選出され、これに就任するこ
と。
二、組合機関の決定に服すること。
三、組合費を納入すること。

第五章　代議員及び中央委員

第二十六條　代議員は組合員の直接無記名投票によつて、大会毎に各分会
より一名選出される。
三千名をこえる分会は、更に一名を加える。代議員は大会の構成員とし
て議案を審議する。

第二十七條　中央委員は組合員の直接無記名投票によつて各支部より五名
選出する。
尚、各専門部より一名の中央委員を選出することができる。中央委員の
任期は一年とする。但し、重任は妨げない。補充された中央委員の任期
は前任者の残余の期間とする。
中央委員は、中央委員会の構成員として議案を審議する。中央委員は代
議員をかねることができない。

第六章　役　員

第二十八條　この組合に次の役員をおく。
一、中央執行委員長　一名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、中央執行副委員長　一名
三、書記長　一名
四、書記次長　一名
五、会計長　一名
六、中央執行委員　若干名
七、監査委員　四名以上

第二十九條　前條の役員のほか必要ある場合は専門委員、特別委員をおく
専門委員、特別委員は組合員の中から中央執行委員会が選出し、中央委員会の同意を得て中央執行委員長が委嘱する。
専門委員は中央執行委員の補助をする。
特別委員は中央執行委員長のしもんに應ずる。

第三十條　中央執行委員長、中央副執行委員長は、大会に於て選出する。
中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の運営にあたる。
中央執行副委員長は中央執行委員長をたすけ、中央執行委員長に事故がある場合にはその代理をする。

第三十一條　書記長、書記次長、会計長は大会に於て選出し、中央執行委員となる。
書記長は書記局を統轄して、中央執行委員長、中央執行副委員長をたすけ事務を処理する。書記次長は書記長をたすけ、書記長事故ある場合にはその代理をする。
会計長は組合会計の任務を遂行する。

第三十二條　中央執行委員は、大会に於て選出し、業務の執行に当る。中央執行委員は代議員、中央委員とを兼ねることはできない。

第三十三條　監査委員は大会が選出する。監査委員はこの組合の会計を毎学期一回以上監査しその結果を大会及び中央委員会において報告する。
監査委員は他の役員をかねることができない。

第三十四條　この組合より選出する日本教職員組合の役員、並に中央委員、代議員は大会に於て選出する。

第三十五條　第三十條より第三十四條の選挙規定は別に定める。

第三十六條　役員の任期は一年とする。但し、重任は妨げない。補充された役員の任期は前任者の残余の期間とする。

第三十七條　役員及び専門委員、特別委員は退任する場合、後任者が決定するまでその業務を行うものとする。

第七章　会計

第三十八條　この組合の経費は組合費及びその他の收入で之に当てる。組合費は月額本俸の百分の一とする。但し、寄附金の受理は中央委員会の承認が必要である。

第三十九條　この組合の会計年度は一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

第四十條　この組合のすべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並に現在の経理狀況を示す会計報告は組合員によつて委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書と共に毎年一回以上組合員に公表しなければならない。

第四十一條　共済事業その他福利事業のための特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、大会の決議を経なければならない。

第四十二條　会計帳簿は中央委員会の要求によつて之を公開しなければならない。

第八章　加入、脱退、統制

第四十三條　この組合に加入しようとする者は加入申込書を支部長を通じて中央執行委員長に提出して加入することができる。

第四十四條　この組合から脱退しようとする者は、脱退理由書を支部長を通じて中央執行委員長に提出して脱退することができる。

第四十五條　この組合の役員及組合員で次の事項に該当する行爲のあつた場合は中央委員会の議決を経て中央執行委員長が罷免又は除名することができる。
一、この組合規約に違反した時。
二、この組合の統制を乱した時。
三、この組合の名譽又は利益をきそんした時。処罰に不服な時は大会に申し出ることができる。但し、懲罰に関する規定は別に之を定める。

第九章　雜則

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四十六條　この組合の運動のため、損害を受けた組合員に対しては別に定める救援規定によつて扶助することができる。組合員の死亡に際しては弔慰金を送る。弔慰金に関する規定は別に之を定める。

第十章　附　則

第四十七條　この規約は昭和二十五年三月十二日から実施する。

大会宣言（案）

急激なる労働情勢の変遷と加重されつゝある困難なる客観情勢下にあつてわれわれ七千の教職員は自らの力を團結によつて維持し、日夜労働條件の改善と教育の民主的な復興に專念してきた。

然るに経済安定に名を藉る眠自政府の反動政策は経済の危機を招來し、窮乏せる生活を破局に追いこめると共に教育予算の大巾削減に伴い教育の危機は深刻化し労働基本権の剝奪、低賃金政策と共に今や重大なる段階に逢着するに至つた。

われわれは斯る事態に直面し、教育労働者としての主体性を堅持して組織の強化をはかり闘う態勢を確立すると共に民主的な労働戰線の統一をはかり一般大衆と提携した世論闘爭を強力に推進することにより生活権の確保労働基本権と教育財政の確立、教育文化の民主化を期し、危機に立つ教育の民主的復興に断呼として闘うものである。

右宣言する。

昭和二十五年三年十二日

香川縣教職員組合第十一回定期大会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F457

Prefecture: ~~Kochi~~ Kagawa

Agency: Teachers Union

Date: ~~15 July 1950~~ 7 Aug 1950

Persons present: ~~pres of cen exec comm~~ Mr Yoshida, chief sec
~~chief secretary~~ Mr Masuda, v. " "
Mrs Inagaki

Subject: Activities of TU during July

1. Art 7 of Teachers License Law has been amended; now 6 years to complete training (instead of 3). Two committees have been appointed in Tokyo:
Certification Law Revision Committee
Training Course Betterment Committee
Membership of committees made of up M/Ed and JTU personnel. Kagawa TU is making plans for training course. Met Bd and Univ of 31 July. The TU will meet Bd today. Will not withdraw their 3 proposals, but will cooperate in planning new course.

2. About 620 USS teachers havewithdrawn from TU; about 470 remain. Reasons: representation in TU
salary (USS teachers want 4 steps higher)
USS teachers want consultative conferences of teachers (of all levels) within union.--5 schools remain in union; teachers of 4 schools have seceded. Part-time teachers & those in charge of business remain.--A Structure Counter-Plan Committee has met 4 times.

3. TU makes yearly requests of Bd of Educ.
a. Recalculation of salary. Bd received a document from M/Ed about salary. Recalculation on basis of this would mean raise for teachers. (Bd says it is now calculating salaries.)
b. Budget for Teach. in-service training course. TU wishes original request. (Bd will take this problem up at Oct. meeting of assembly.)
c. Summer allowance for teachers. Govt. workers have been receiving an allowance since '47. (Bd said they will give this allowance if they have enough money.)
d. Teachers Union requested subsidy of ¥500,000 for cooperative lodging place in gun where there are islands. (Bd said that it would try to help--but after election of governor.)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

e. Requested for night allowance for teachers in part-time schools. (Bd did not approve this.)
f. Cabinet order, Revised Regulations for Traveling Expenses. Wishes to have this enforced. (Bd says that it will, but will not ask for a supplementary budget--will work within the money that it has now. So little prospect of increased funds.)

4. Bd will make regulations on teachers' duties. TU wants to make recommendations--especially, to include the statement that, when a teacher must take a trip, etc., he will be reimbursed.

5. Welfare facilities for teachers (most of these items are apparently only in the planning stage)
a. resting place (a kind of clubhouse.)
b. cooperative lodging place (TU will pay for 3/4; it is requesting a ¥500,000 subsidy from the board).
c. TB sanitarium for teachers (Kagawa is 1 of 6 prefectures that do not have such a sanitarium. TB sanitariums for teachers were called for by an Imperial Ordinance of 1937.)
d. Mutual Help Association (for teachers who wish to borrow money). The TU will contribute ¥2 million to its capitalization, and it wishes ~~the~~ to get ¥1 million from the Mutual Relief Association--teachers contribute to this.

6. A signature drive by JTU to increase educational finances from the M/Ed. The Kagawa TU will cooperate.

7. On 2 August, an Educational Research Committee was formed.
It will-- study educational problems
hold research meetings
Will consist of 1 representative from each gun and city, and from various research associations. There will be 40 members.

8. On 20 August, a panel discussion by members of the Women's Dept: equality of men & women teachers. (Subject may be changed.)

9. TU will probably support a candidate for governor. It is conferring with other unions at the present time about this.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

R 467

The 11th regular mass meeting of the Kagawa Teachers' Union held on 12 Mar. 1950

Contents of the pamphlet

Report re general situation
Copies of documents sent by the chairman of the Central Strike Committee of the Kagawa Teachers' Union to the branch unions, the Board of Education and the superintendent.
Reports from the cultural dept.
1. Re test of standard ability in study
2. Plan to select those who will be admitted to the U.S.S.
3. Policy re personnel affairs
4. Re publications
Report from the salary policy dept.
Report from the information propaganda dept.
Report from the welfare dept.
Report of finance

Agenda at the mass meeting
a. Re policies and mass meeting slogan
b. Re budget of the Teachers' Union for 1950
c. Re unification of labor front
d. Re policy of election of the House of Councillors
e. Re the third stage of the struggle
f. Re revision of regulation
g. Draft proposals to branches, etc

Declaration of the mass meeting.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SCHOOL: _____ DATE: _____

IV. TEXTBOOKS AND CURRICULA

		YES	NO
A. 1.	Is any instruction being given in the following courses?		
	a. Morals.		✓
	b. Japanese History.	✓	
	c. Geography.	✓	
	d. Civics.		✓
2.	Has the school received new textbooks?	✓	

B. 1. If religious instruction is being given, what type of instruction is it?

none

2. What types of group athletics form any part of the physical training program?

usual childhood games

3. What type of student publications does this school have? FIFTH + SIXTH YEAR CLASSES HAVE MIMEOGRAPHED NEWSPAPER.

4. What student organizations does the school have? AN "AUTONOMOUS ASSOC." MEETS WEEKLY. DISCUSSES SCHOOL SUBJECTS (AND OTHERS)

5. How are the student officers elected?

NO STUDENT OFFICERS

C. Comments and suggestions:

The purpose of student organizations was explained to the principal. Japanese educators generally have ~~no~~ little understanding of our conception of a student organization.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Budget of Kagawa Teachers' Union, 1950

April 1950

Incoming

Dues	¥4,836.000.00
Returned from All Japan T. U.	444.120.00
Returned from Special Account	510,032.00
Balance carried	702,749.92
Total	6,492,902.00

Outgoing

I.	Delegates' Dispatching Expenses	¥746,120.00
1.	Dispatching Expenses for Japan T. U.	474,120.00
a.	Central executive committee's expenses	30,000.00
b.	Central committee's expenses	95,680.00
c.	Delegates' expenses	84,000.00
d.	Each dept. heads' conference	151,460.00
e.	Liaison conference expenses	112,980.00
2.	Dispatching Expenses for Shikoku T. U.	192,000.00
a.	Standing committee	24,000.00
b.	Committee member	56,000.00
c.	Each dept. heads' conference	84,000.00
d.	Liaison conference expenses	28,000.00
3.	Dispatching Expenses for Kagawa T. U.	80,000.00
a.	Dispatching expenses within the prefecture	40,000.00
b.	Dispatching expenses out-of-the prefecture	40,000.00
II.	Expenditure for Conference	502,650.00
1.	Expenditure for Mass Meeting	112,000.00
a.	Travel expenses	80,000.00
b.	Conference expenses	32,000.00
2.	Central Committee	84,750.00
a.	Travel expenses	75,000.00
b.	Conference expenses	9,750,00
3.	Central Executive Committee	249,900.00
a.	Travel expenses	182,900.00
b.	Conference expenses	26,000.00
c.	Dept heads conference	41,000.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4. Special Committee Expenses	¥ 56,000.00
a. Travel expenses	51,000.00
b. Conference expenses	5,000.00
III. Each Dept. Expenses	107,816.00
1. Kindergarten's Dept	6,000.00
a. Conference expenses	6,000.00
2. Primary School Dept.	3,000.00
a. Conference expenses	3,000.00
3. Lower Secondary School Dept.	3,000.00
a. Conference expenses	3,000.00
4. Upper Secondary School Dept	37,816.00
a. Conference expenses	12,000.00
b. Directors' conference expenses	2,200.00
c. Liaison expenses	2,000.00
d. Upp Sec school information	5,616.00
e. Part-time upp sec school	16,000.00
5. University and College Dept	6,000.00
a. Conference expenses	6,000.00
6. Private School Dept.	6,000.00
a. Conference expenses	6,000.00
7. Special School Dept	6,000.00
a. Conference expenses	6,000.00
8. Clerk's Dept.	6,000.00
a. conference expenses	6,000.00
9. Expenses of Technical Teachers	3,000.00
a. Conference expenses	3,000.00
10. Expenses of Youth Dept	3,000.00
a. Conference expenses	3,000.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

11.	Expenses of Women's Dept	¥ 28,000.00
	a. Conference expenses	8,000.00
	b. Committees' conference expenses	10,000.00
	c. Business expenses	10,000.00
IV.	Expenditure for Business	765,060.00
1.	General Affairs Dept.	222,000.00
	a. General affairs expenses	74,000.00
	b. Liaison expenses	50,000.00
	c. Organization expenses	20,000.00
	d. Education expenses	60,000.00
	e. Jurisprudence expenses	5,000.00
	f. Library expenses	8,000.00
	g. Miscellaneous expenses	5,000.00
2.	Finance Dept	52,600.00
	a. Chief accountants' conference	3,600.00
	b. Auditing expenses	38,000.00
	c. Library expenses	1,000.00
	d. Miscellaneous expenses	10,000.00
3.	Salary Research Expenses	52,000.00
	a. Dept heads' conference	6,000.00
	b. Research expenses	40,000.00
	c. Library expenses	1,000.00
	d. Miscellaneous expenses	5,000.00
4.	Information and Propaganda Expenses	258,460.00
	a. Dept heads' conference expenses	1,500.00
	b. Newspapers' expenses	192,960.00
	c. Propaganda expenses	30,000.00
	d. Information expenses	18,000.00
	e. Share in the expenses of Nippon Newspapers' Association	10,000.00
	f. Library expenses	1,000.00
	g. Miscellaneous expenses	5,000.00
5.	Cultural Dept. Expenses	168,000.00
	a. Dept heads' conference	6,000.00
	b. Personal affairs expenses	2,000.00
	c. Cultural activities' expenses	54,000.00
	d. Educational research expenses	100,000.00
	e. Library expenses	1,000.00
	f. Miscellaneous expenses	5,000.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

6.	Welfare Dept Expenses	¥ 12,000.00
	a. Dept heads' conference expenses	6,000.00
	b. Library	1,000.00
	c. Miscellaneous expenses	5,000.00
V.	Secretariat Expenses	1,745,656.00
1.	Executive Committee's expenses	1,050,000.00
	a. Salary (¥9,000 x 7 x 12)	756,000.00
	b. Allowance (for activities)	294,000.00
2.	Clerks' expenses	346,656.00
	a. Travel expenses	36,840.00
	b. Salary (¥4,000 x 6 x 12)	288,000.00
	c. Allowance (for activities)	21,816.00
3.	Furnitures	109,000.00
	a. Supplies	84,000.00
	b. Equipments	25,000.00
4.	Communication	178,000.00
	a. Communication	178,000.00
5.	Office's Expenses	62,000.00
	a. Office's expenses	62,000.00
VI.	Other Expenses	2,625,600.00
1.	Shares	1,242,000.00
	a. Japan Teachers' Unions expenses	1,170,000.00
	b. Other labor unions' expenses	72,000.00
2.	Relieving Fund	483,600.00
	a. Relieving fund	483,600.00
3.	Reserve Fund	500,000.00
	a. Reserve fund	500,000.00
4.	Emergency Fund	400,000.00
	a. Emergency fund	400,000.00
	Total	6,492,902.00

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NC. 775013

The 11th Regular Mass Meeting of the Kagawa Teachers' Union

12 March 1950

Re-the third stage of the strife

Purport:

1. Increase of the basic salary
2. Securement of 1950 educational budget
3. Strife for House of Councillors' Election
4. Democratization of personnel affairs of teachers
5. Securement of research expenses for teachers
6. Strife for amending Teachers' License Law
7. Making schedule for training courses for Teachers' License Law
8. Strife for Local Public Service Law
9. Settlement of educational finance
10. Acceleration of Pease Treaty

Instruction No. 14

10 February 1950

To: Chief of Strife Committee of Each Branch Union
Chief of Strife Committee of Each School Branch Union

From: Hideo Minaya
Chief of Central Strife Committee
Kagawa Teachers' Union

Concerning attitude for strife

In order to propel the third stage of strife, I instruct you to be ready for strife.

Instruction No. 15

10 February 1950

Concerning the Strife of Increasing Basic Salary

Arround February 20, 1950 this problem will be concentrically discussed at the National Diet.

Start on strife as soon as possible on the following items:

1. Strife by written petition
2. Propaganda to the general public

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Period: Strife by written petition should be finished by 20 February 1950

Propaganda to the public should be concentrated arround New Year Days of old calender

Methods:

1. Written petition shall be sent to Prime Minister, Minister of Finance, Minister of Education, Masuda, Chief Secretary, CIE, ESS, the member of House of Representatives and House of Councillors of the prefecture.

2. Every member of T.U. shall write one petition each and sent it through chief of each branch.

3. Write the real difficulties of daily lives in details.

4. Get P.T.A. officers send letters asking for increasing the basic salary of teachers.

Propaganda to the general public:

1. Utilize general meeting of P.T.A. or other meetings as possible

2. Distribute a leaflet (published by Headquarters) to every parent who has a child of going to school

3. Copy the leaflet on a bit sheet of paper and paste it on some place in the community

4. Contents of propaganda:
Increase of basic salary, and also all problems concerning cabinet policy,(depression of farming villages, collapse of enterprises, etc.)

Notice: No need of writing the name of school on petition

* * * * * * * * * *

Instruction No. 16

10 February 1950

Concerning strife of amending Local Public Service Law and Teachers' License Law and Strife for settlement of educational finance

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Method of strife by written petition:

1. Local Public Service Law. Send written petition to Prime Minister, Minister of Education, Honda, State Minister, Suzuki, Minister of Labor, Labor Section of Civil Information and Education Bureau Public Service System Section.

2. Teachers License Law. Send written petition to Minister of Education, Information and Education Bureau.

3. Settlement of Educational Finance. Send written petition to Minister of Education, Civil Information and Education Bureau, Economic and Science Bureau

Every member, send written petition through chief of branch union at school who shall report to the branch union.

Demands at the least:

1. Local Public Service Law

   a. Securement of the right of collective bargaining
   b. Freedom of political activities
   c. Postponement of the date of effective of this law (6 months at least)
   d. Securement of Federation system

2. Teachers' License Law

   a. To get license at the shortest period as possible
   b. To let the vested rights be effective at the highest extent.

3. Educational Finance

In the contents of Equarigation Grant System, the basic for educational expenditure shall be clarified, that is; the Basic Compulsory Education Expenses shall be ruled in a law.

Statement

1. Concerning the Basic Compulsory Education Expenses Law:

Persuade the head of each town and village, president of P.T.A. to demand to the members of House of Representative at each community, E.S.S., the Ministry of Education, and Local Govt Authorities, so as the Basic Compulsory Education Expenses Law will be passed the Diet.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2. Since the session was postponed for 10 days, Instructions No. 14-16 should be more emphasized and propelled.

a. If the written demands are not yet sent to Tokyo, finish it obsolutely by 10 March 1950.

b. Make propaganda and enlightenment movements to the general public whenever you have chance.

P.S. (1) All the newspapers in Tokyo reported around 20 February 1950 that the Basic Compulsory Education Expenses Law is being strongly opposed by the citizens. The reason is that the law will break the local autonomy.

(2) It is most important to get the citizen understood that if this law is not passed, the citizens may have to get the budget for all the educational expenditure by themselves, then poor towns and villages may not get the proper budget for education, and at the same time, equality for education shall not be achieved.

(3) Furthermore, calculation of the Basic Compulsory Education Expenses shall be left to the head of each city, town and village. It is natural that the educational budget shall be made out by the local autonomy. This law shall never break the local autonomy.

(4) Compulsory education shall be financially protected by law, if this law is passed.

(5) At the same time it is important to make a movement to raise the amount ¥3,200 per student to ¥4,500. (original bill)

Sena

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二十一日、高校部代議員会（高校部組織問題の件）

二十四日、支部長、書記長、厚生部長会（状勢報告、共同宿泊所、保養所に関する件）

編集委員会、教育長と交渉、

二十五日、高校部対策委員会（高校部脱落対策の件　組織問題の件）

教育長と交渉

二十九日、中央斗争委員会（認定講習に関する件）

三十日、高校対策委員会（高校組織問題の件　給与問題の件）

三十一日、婦人部委員会（服務規程修正に関する件　認定講習に関する件）

教育長と交渉

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十五年八月五日

香川縣教職員組合中央執行委員長井上秀信

四國民事部 法中

七月分行事報告に関する件

標記の件左記の通り報告致します

記

一日 高等学校部特別改善に関する促進の件（高校部特別改善に関する促進の件）

二日 中央斗爭委員会（高校部縣会対策）

四日 服務規程に対する対策委員会（公立学校職員服務規程案外三項の審議に関する件 校長会出席者十名の推薦）

五日 教育長と交渉（認定講習、夏季手当等等の要望事項）

六月 教育委員会との懇談会

中央委員会小委員会（旅費配分検討）

支部長書記長免許法対策委員会（認定講習不参加斗爭に関する件）

香川縣教員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

香川縣教員組合

四日　服務規程に対する対案委員会（公立学校職員服務規程案外三案の審議に関する件　校長会出席者十名の推薦）

五日　教育委員会との懇談会

六日　中央委員会小委員会（旅費配分検討）

教育長と交渉（認定講習、夏季手当等の要望事項）

支部長書記長免許法対策委員会（認定講習不参加の件）

七日　青年部婦人部委員会（認定講習不参加の件）

八日　教育長と交渉（認定講習不合理是正等の要望事項）

十一日　中央委員会（認定講習不参加斗争に関する件　旅費配分小委員会報告に関する件　組合誌の編纂に関する件　東京分駐所増築に関する件）

十二日　教育長より要望書に対する回答

十四日　青年部委員会　四国民事部と面談

十七日　支部長書記長会（認定講習、高校問題に関する件）

十八日　教育長交渉

二十日　教育委員会交渉

四協常任委員会（認定講習に関する件）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

mr Mimaya
7 Jan 49

Labor Union Law now applies to TU; ? for after Local Public Service Law passes, Labor Union Law will no longer apply. (Educ Public Service law prohibits teachers striking.)

Assembly approved raise for all teachers. ¥7 million required; have only ¥5 million at present. Next assembly will appropriate rest of money [Assembly did not approve Bd of Educ's plan to raise ~~in salary~~ ^ give an additional ^ to excellent teachers.] Raise for all teachers passed; so Bd did not submit its plan.

¥7,807 :

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

15 Dec 49

Mr Iwanaya, v-p, TW

1. Gov. opposes raise for all teachers:
   (a) shortage of funds and (2) salaries better in Kagawa than in other prefectures

Gov. willing to consult with Bd but not sure that he can meet their request.

2. Assembly made temporary budget in Nov.; at that time instructions had not come from Ministry. Assembly meeting today to decide budget. New budget is ¥16 million less than temp. budget. Raises to teachers limited by gov. to ¥5 million. This will give about 70% of teachers a raise and an additional raise to excellent teachers. To give all teachers a raise, ¥7.5 million will be necessary. Gov's position violates Administrative Law 401.

3. Bd plans to give raises based on efficiency; TW wants raises for all teachers. Principals will make list of teachers who should receive raises. Mr Iwanaya seemed to think that a certain number of days absence would prevent a teacher from receiving a raise.

4. How can TW get more budget from assembly? That is TW's job. But —
   (a) Bd should state ahead of hand basis for judging efficiency of teachers
   (b) TW will have a large number of dissatisfied teachers if Bd's policy goes thru.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

10 Dec 49

Mr Yoshida, v. secr. of Kagawa Teachers' Union

1. Likelihood of "strike" in near future because of salary troubles. Salary increases due last yr. (in Mar., May, June + Sept + Dec.) were not rec'd by teachers.
2. The base, in Dec 48, was ¥3,700; in Jan was ¥6,300. Allowance for night duty + Sun. duty should have increased in Jan. because base increased; but all. did not increase. Governor has promised to make up this allow., so union is not asking that it be included in budget ~~to~~ to be presented to assembly.
3. On 8 + 9 Bd of Educ + Gov decided to ask for ¥5 million; union says an additional ¥3 million will be required to meet increases. This budget has 3 shortcomings:
   (a) will not equalize salaries of men + women teachers
   (b) " " " " " those who attended 2 kinds of normal school courses
   (c) and only 65 - ~~65~~ 70% of teachers who should receive raises will receive them.
4. Gov has 2 reasons for not allowing increase:
   (a) Min. pays a fixed half + pref. pays half; increase will enlarge financial burden of pref.
   (b) present salary is above level recommended by Ministry.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(5) Mr Yoshida —

Teachers were receiving a reasonably good salary, compared with teachers ~~in~~ in other prefectures on Shikoku.

Salary, compared to cities on Honshu, not very good.